

平成15年度 第3回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成15年12月15日(木) 10時00分～18時40分

2 場 所 津市アストプラザ4階アストホール

3 出席者

(1) 委 員

木本委員長、浦山委員、大森委員、朴委員、林委員、福島委員
朝日委員、野口委員、山本委員

(2) 事務局

吉田副知事

県土整備部

部長

理事

公共事業総合政策分野総括M

流域整備分野総括M

公共事業政策TM

港湾・海岸TM

道路整備TM

都市基盤TM 他

農林水産商工部

担い手・基盤整備分野総括M

農業基盤整備TM 他

企業庁

事業整備分野総括M

整備・改革プロジェクトTM 他

環境部

環境共生分野総括M

森林保全TM 他

熊野市建設課 他

河芸町産業建設課長補佐 他

安濃町建設課長 他

上野市水道事業管理者

4 議事内容

(1) 三重県公共事業再評価委員会開会

(公共事業総合政策分野総括M)

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から、平成 15 年度第 3 回三重県公共事業評価審査委員会を開催させていただきます。

会議の開催にあたりまして、三重県公共事業推進本部長であります副知事からご挨拶を申し上げます。

(吉田副知事)

おはようございます。委員の皆様方には大変お忙しい中、こういう師走の時期に委員会にご出席をいただきまして本当にありがとうございます。また、このたび新しく 3 名の委員の皆様方にご就任をいただきました。本当にありがとうございます。

この委員会でございますけれども、県民の視点でご審査をいただきまして、本県の公共事業がますます効率的で効果的となりますよう、お支えいただくということでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本年度は、本委員会にお諮りさせていただいております案件が、実は 50 件もございまして、昨年の 32 件に比べますと 1.6 倍ということでございます。既に 44 件の審査をいただきましたけれども、私どもの説明不足ということもございまして、本日 9 件の再審議をお願いいたしておるところでございます。たび重なる再審議となっておりますことにつきまして、委員の皆様方に大変なご負担となっておりますことにつきましては、本当に残念と申しわけなく思っております。それでも、毎回大変長時間にわたしまして熱心なご審議をいただいております、心から感謝を申し上げたいと思っております。

また、この審議の結果、私どもの仕事の遂行にとりまして、大変貴重なご意見をいただいておりますことに、改めて深く御礼を申し上げたいと思っております。

私は、昨年度の最後の委員会でご挨拶をさせていただきましたときに、先生方の真摯でかつ学識の高いご意見に対しまして、一生懸命取り組んでまいりたいと、公共事業推進本部長としてご挨拶を申し上げたところでございます。本年度の最後の委員会、次回でございますけれども、委員の皆様のご労苦に少しでもお応えをして、これまで以上に効率的で効果的な公共事業となりますように、単にご意見に対する各事業の対応だけではなくて、委員会からいただきましたご意見を踏まえまして、本県の公共事業のあり方全般について広く検討をさせていただきまして、次回の委員会でぜひご報告をさせていただき、さらにご意見をいただきたいと考えているところでございます。まだ、ご審議いただいていない案件もございますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

ここで県政の状況について、若干ご報告をさせていただきたいと思っております。本県は現在野呂新知事のもとで、知事の公約でございます県民しあわせプランの中間案を取りまとめられておりまして、ホームページや県庁、県民局で公表をさせていただいております。高度経済成長が終わりまして、人々の価値観がものの豊かさから心の豊かさへ変わってきている、幸せという価値観が多様化している、このような中で、多様な県民の価値を創造できる社会を県としても担っていくということが求められているというふうに思っております。

特に、これまでのように行政主導でおおやけ、「公」の部分を担当してきた社会から、地域

の多様な主体が公を担う新しい社会、つまり地域主権の社会を築いていくということが必要ではないか、こういう問題意識のもとに、新しい計画に取り組んでいるところでございます。私たちは県民の皆さんからこの中間案に対するご意見をいただきながら、皆さんとともにこのプランを策定し、地域主権の社会をつくるしあわせ創造県を目指してまいりたいと考えているところでございます。委員の皆様方におかれましても、ぜひこの中間案をお読みいただきまして、また新たなご提案をいただければというふうにお願ひ申し上げたいと思います。

簡単ではございますけれども、これまでご尽力をいただきました委員会の皆様方に対して、私からの心からの御礼と、さらにこれからもご尽力をくださいますようお願い申し上げますとともに、今年も残り少なくなって天候もだんだん厳しくなっております。どうぞご自愛のうえ、一層ご活躍されますようにお祈りをいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。本年最後のご挨拶ということで、まだこれから今日一日やっておりますけれども、今年一年の御礼ということで、ご挨拶を申し上げます。今日もどうぞよろしくお願ひいたします。

(委員長)

どうも推進本部長殿より丁寧なご挨拶をいただきまして、ありがとうございます。我々委員会も新しく3名の委員の方々を迎えまして、より一層県民の視点から審査努力をいたしてまいります。まだ、年度内の審査事項多々ありますけれども、また事務方の方もよろしくお願ひ申し上げます。新しくお見えの先生方もよろしくご審査お願ひ申し上げます。

(公共事業総合政策分野総括M)

どうもありがとうございます。本日は、新しく3名の委員にご出席をいただきましたので、ここで委員の皆さんと事務局側の職員を簡単に紹介させていただきたいと思ひます。お手元に配布しました赤いインデックスの3番、ここに皆様方のお名前を載せさせていただいておりますので、参考になさっていただければと思ひます。

まず、山本委員でございます。山本委員は、12月1日付で本委員会に委員としてご就任いただきました。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。続きまして、大森委員でございます。よろしくお願ひします。続きまして、林委員でございます。よろしくお願ひします。続きまして、福島委員でございます。続きまして、木本委員でございます。木本委員は委員長をしていただいております。続きまして、朴委員でございます。続きまして、朝日委員でございます。朝日委員は12月1日付で本委員会の委員にご就任いただきました。よろしくお願ひします。続きまして、浦山委員でございます。続きまして、野口委員でございます。野口委員は、12月1日付で本委員会の委員にご就任いただきました。よろしくお願ひします。あとお一方、速水委員がいらっしゃいますけれども、本日は所用のため欠席でございます。なお、速水委員は、副委員長を務めていただいております。

続きまして、事務局側の職員をご紹介します。先ほどご挨拶申し上げますた副知事の吉田でございます。県土整備部長の吉兼でございます。同じく県土整備部理事の田中でございます。農林水産部担い手基盤整備分野担当総括マネージャーの小出でございます。県土整備部流域分野担当総括マネージャーの瀧本でございます。その他、事務局

の職員が出席しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ここでお断りがございまして、副知事、別途公務でございますので、ここで退席させていただきます。どうかご了承いただきたいと思ひます。

さて、今ご紹介をさせていただきましたように、委員が10名で構成されておりますけれども、本日は10名のうち9名ご出席ということで、条例第6条の2に基づきまして、本委員会が成立していることを、ご報告させていただきます。

申し遅れましたけど、私、本日司会をさせていただきます県土整備部公共事業総合政策分野担当総括マネージャーの川口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、新しくご就任になりました委員の方もいらっしゃいますので、簡単に資料の見方についてご説明をさせていただきたいと思ひますが、委員長よろしいでしょうか。

(委員長)

いかがでしょう。大冊の資料でございますので。はい。それでは、説明よろしくお願ひいたします。

(公共事業政策TM)

県土整備部公共事業政策チームマネージャーの北川です。よろしくお願いいたします。それでは、資料の見方について、簡単に説明させていただきたいと思ひます。資料は私ども事務局公共事業政策チームでまとめたものと、それぞれの事業担当チームや市町村がまとめたものがございます。まず、1番上に付いておりますのは、事務局がまとめたもので、赤いインデックスが付いたものでございます。赤いインデックスが右上に022番の資料、平成15年度第3回公共事業評価審査委員会資料となっております。カッコ書きで第7回再評価審査となっておりますが、今回再評価については今年度7回目ということで、7と付けてございます。また、事後評価が入ってきますと、ここに事後評価という表記になります。

それから、右肩に四角で囲みましたH15再評価というのは、15年度の資料であるということを示しております。また、022と記載しておりますが、0は事務局で取りまとめたことを示しております、22というのは、今年度の一連の綴りの番号ですので、同じ番号のものは一切ございません。資料を整理されるときには、またご利用いただきたいと思ひます。

次に、1枚めくっていただきますと、配付資料の目次がございまして、1から8までございます。これは、それ以降の赤いインデックスの1から8に対応するようになってございます。1枚めくっていただきまして、資料2。これが配席図でございます。3が先ほど見ていただきました委員名簿。

4が本年度の諮問案件の事業の一覧表でございます。各箇所には一番左の欄に番号が付いてございます。番号で案件を判断していただければと思ひます。それから、表題の下の再評価の理由として、4ページ一番上の表題のすぐ下ですが、 から までのそれぞれの再評価の理由というのがございます。これに対応しますが、下の表の右から2番目の再評価理由の欄に とか とかが付いてございますが、これが上の再評価の理由を表しております。それから、一番右の審査箇所欄ですが、横線、バー(-)が引いてある所はま

だ未審議の箇所、星印()が審議済み、丸印()が今回ご審議をお願いする箇所で網掛けをしております。再評価理由欄と審査箇所が空欄の箇所、4ページでいきますと17番がありますが、これは本年度間違いといいますが、お諮りしてしまいましたんですが、諮問を取り消させていただきたいということです。理由については、次のページに記載しております。次のページの一番下でございます。

次、6ページをご覧ください。6ページは市町村の審査事業を載せております。6ページの右下に本年度の審査案件件数を載せております。全部で50件、そのうち県事業38件でございます。

次、7ページの赤いインデックス資料5。これは再評価の実施要綱でございまして、再評価を行う場合のルールを記載しております。

次、9ページですが、事業ごとのいつ再評価をやるか、あるいは視点等について記載させていただいております。

10ページから14ページにかけましては、再評価の視点を載せてございます。その各事業ごとの詳細というかたちで載せていただいております。

15ページの資料6でございますが、これは委員会の運営要領を載せております。委員会の運営に関する事項は条例の方で「委員長が委員会に諮って定める」と規定されておりました、この要領は委員会で定めていただいたものでございます。

17ページでございますが、前回の委員会からいただきました意見書を載せてございます。今回、前回の再審議案件がございますので、参考にとお思います。

次に、青いインデックスのその下0-23、これも事務局で取りまとめたものですが、インデックスが青色となりますのは、事業担当チームや市町村等の作成しました箇所ごとの説明資料を取りまとめたものでございます。箇所ごとの説明資料につきましては、同様に青いインデックスを付けております。青いインデックス、次24番ですが、本年度にご審議いただいた箇所の再評価結果と委員会からいただきました委員の意見を載せさせていただいております。また、あわせまして本日ご審議いただきます案件を、網掛けで表示をさせていただきます。

次に、青いインデックス0-25、平成10年度再評価結果一覧表でございます。本年度2回目の再評価案件、再々評価がございますので、平成10年度の再評価結果を載せさせていただいて、各箇所の説明資料を補完しております。

その下でございますが、本日ご審議いただきます各箇所の説明資料がそれぞれ付いております。例えば、3-1を見ていただきますと、「伊賀水道用水供給事業」と書かれておりました、赤いインデックスの4番の資料4にありました番号3と対応するものの説明資料でございます。また、「3-1」の「1」とは委員会に初めて提出する資料の番号でございます、これがもし追加資料を提出する場合がありますと、この番号が「3-2」になります。ちなみに本日再審議となっております「6」の島勝地区は「6-2」ということで、2回目、2冊目の資料ということを意味しております。

最後に、一番最後の方に付いております資料でございますが、右肩に「H15報告1-1」、中央に「平成15年度第3回三重県公共事業評価審査委員会報告資料」となっております。

「再評価で中止となった林道国見能見坂線の実施について」と記載した資料がございます。これは、1ページの議事次第の5番目にあたります三重県環境部からの報告事項でござい

ます。内容につきましては、本日のご審議が終了した後に報告をさせていただきたいと思
います。資料の説明については以上でございます。

(公共事業総合政策分野総括M)

今、資料の見方についてご説明させていただきましたが、何かご質問等ございますでし
ょうか。

(委員長)

いかがですか。膨大な資料なんですけれども、その通し番号について、主に説明いた
しましたが、新しい委員の方々いかがでしょう。資料の見方、非常に大事ですので、何か
あればご自由にご質問していただいて結構なんです。よろしいですか。はい、ありがと
うございます。では、また次に進めてください。よろしく。

(公共事業総合政策分野総括M)

それでは、ご審議をお願いいたしたいと思えますけれども、その前に、本日傍聴を希望
される方々がいらっしゃいますので、事務局といたしましては、非公開とすべき案件では
ございませんので、入っていただきたいと思えますが、委員長、いかがでございませう
か。

(委員長)

公開の原則でございますが、よろしいでしょうか、委員の方々。はい、入っていただき
たいと思えます。よろしく。

(公共事業総合政策分野総括M)

それでは、傍聴の方、入っていただきます。

(傍聴者の入室)

(委員長)

傍聴の方々、お待たせいたしました。傍聴者の皆様方にお願いがございます。お手元の
資料16ページにありますように、本委員会では傍聴要領が設けてございます。資料のない
方は、三重県公共事業評価審査委員会傍聴要領と書かれましたペーパーをお持ちかと思
いますが、この要領は委員会が円滑に審議できるよう、また委員が客観的に判断できるよ
う、審議の過程における皆様方のご意見や行動を一部制限させていただいております。どうか
よくお読みいただきまして、ご協力をよろしくお願いいたします。

では、事務局、進行をお願いいたします。

(公共事業総合政策分野総括M)

それでは、ただ今から審議をお願いいたしたいと思えます。委員長、よろしくお願
いいたします。

(委員長)

では、第3回の審議に入ります。事務局、本日の議事進行の要領、ご説明お願いいたします。

(公共事業政策TM)

それでは、本日の議事進行について説明させていただきます。

資料の赤いインデックス4番、4ページでございますが、見ていただけますでしょうか。本日は、網掛けをしておりますまず3番水道事業伊賀、6番海岸環境整備事業島勝地区、14番道路事業一般国道260号下津浦拡幅、同じく15番道路事業260号志摩バイパス。5ページでございますが、26番の港湾事業、鳥羽港港湾改修、35番都市公園事業北勢中央公園、36番都市公園事業大仏山公園と、6ページ、このページ市町村事業ですが、107番都市公園事業山崎運動公園、108番都市公園事業町民の森公園、109番都市公園事業安濃中央総合公園の10件についてご審議をお願いしたいと思います。

ご審議いただく順番ですが、前回までに再審議となりました案件を先にご審議いただきたいと思います。まず、4ページ6番の海岸環境整備事業、その次に5ページ26番の港湾事業、次に4ページ14、15の道路事業を一括してご審議いただきたいと思います。その次に、5ページの35番、36番の都市公園事業を一括して、次に6ページの107番から108番の市町村事業の都市公園事業を一括してご審議いただきたいと思います。

再審議の案件の審議が終わりました後、4ページ3番の水道事業伊賀の審議をお願いしたいと思います。

なお、ご審議にあたりましては、これまでどおり、まず事業主体から説明をさせていただきます。その後、ご審議をいただきたいと思っております。

また、今回も効率的な説明を促す観点から、説明中に説明時間を守るということで、「リン」を用いたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

(公共事業総合政策分野総括M)

議事進行について説明させていただきましたけれども、委員長、何かご質問等ございませんでしょうか。

(委員長)

委員の方々、いかがでしょう。議事進行、まず再審議事業から開始して、最後に新しい水道事業ですが、よろしゅうございますでしょうか。はい。それでは、事務局の説明どおり、議事進行進めてまいります。

では、これより審議を行います。なお、本日の終了時刻は概ね午後5時とし、途中休憩を挟みまして、できる限り本日中に意見書をまとめたいと考えております。

それでは、事務局から説明ございましたように、まず海岸整備事業を説明してください。説明者の方は再審議となりました論点について、明瞭にご説明お願いいたします。また、委員からの質問に際しましては、質問の趣旨をよく把握され、簡潔な答えをお願い申し上げます。では、説明お願いいたします。

6 番 島勝地区海岸環境整備事業【再審査箇所】海山町

(農業基盤整備 T M)

おはようございます。農林水産商工部農業基盤整備チームマネージャーの森田でございます。平成 15 年 9 月 2 日に開催されました第 2 回再評価委員会においてご意見を頂戴いたしました海岸環境整備事業島勝地区の再審議について、お願いを申し上げます。資料番号は 6 - 2 でございます。座って説明させていただきます。

事業名でございますが、海岸環境整備事業、地区名は島勝地区でございます。着工年度が平成 4 年度、所在地は北牟婁郡海山町大字島勝字和具でございます。第 2 回再評価委員会におきまして、離岸堤、潜堤でございますが、この延長の必要性については判断できる資料が不足しているとのこと指摘をいただきました。今回、離岸堤延長の必要性について、現地を調査いたしましたして、この調査結果をもとに、養浜砂の移動についてシミュレーションを行い、対策工を検討いたしましたので、それをご説明申し上げます。

まず、シミュレーションの手順でございますが、現地において波浪によって砂が移動し、汀線の形状変化を知るために、水深データを計測いたします。この汀線変化を生じさせたときの波浪のデータを解析いたします。これらのデータにより、実際に変化した汀線の形状をモデル化いたしました。今回、予測モデルは港湾技研資料に記載されております汀線変化予測モデルの開発と現地への適用をもとに行いました。

できましたモデルを使用いたしまして、それぞれの対策工法に対する結果を予測し、最終的に最も妥当な対策工法を決定いたします。これは、水深データでございます。赤く囲っております所が離岸堤、潜堤でございます。養浜工完成時におきましては、黄色の部分になるんですが、このような状態で砂浜を施工いたしましたんですが、本年 9 月 17 日に測量いたしましたところ、右側が東側になりますが侵食され、左側、西側に堆積をいたしました。9 月 17 日の汀線を青色で示します。汀線とは標高 0 m、いわゆる水面と砂浜の交わる位置ということでございますが、移動後といたしまして、10 月 3 日に測量いたしました汀線を示しますと、赤線で示すようになります。この赤線で今示しておりますのが、10 月 3 日に測量いたしました汀線でございます。画面右側、東側では侵食が、また左側、西側では堆積がそれぞれ進んでいることがわかります。

この汀線の変化が発生したときの 9 月 17 日から 10 月 3 日の波浪データはこのようになっております。上の表の N から NNW というのが、方向を示しております、N は North 北でございますが。東の波、E の所の部分が大半を占めておりまして 46 回。そのほかは東北東 ENE ですね、それから東南東 ESE の所が 3 回、2 回となっております。

これらの波浪データから、モデル化するのに必要な数値を求めるための解析をいたします。ここで言う角度ですが、北の方向を 0 といたしましたときの波の来る方向でございます。エネルギーとはその向きにおける周期と波高から求められる波のエネルギーでございます。投影合計というのがございますが、これらはすべての波を最多波高に補正し合計した波のエネルギーで、投影合計と周期、波高から作用時間を求めております。申しわけございません、多少これ専門的な言葉入っておりますので、申しわけないんですが、どうしてもシミュレーションということでご容赦をいただきたいと思います。

これまでにご説明をいたしました9月17日と10月3日の汀線の測量結果、及びこの期間に発生いたしました波のデータと、その解析結果を用いまして、10月3日の汀線を汀線変化予測モデルに再現いたしますと、黄色で示す線のとおりとなりました。このモデルを使用いたしまして、対策工法の検討をいたします。

まず、検討案ですが、現在できている潜堤をそのまま置いておいた状態、両側に何もしていない状態というのを、まず第1。そして、東側に潜堤約55mなのですが、これを延長した場合。そして、東側にも西側にも両側に潜堤を延長した場合の、この3つの結果について予測をいたしました。

先ほどのモデルを使用いたしまして、計画波を用いまして汀線の変化をシミュレーションしました結果、このようになります。青い線が9月17日の汀線を示しております。未対策の場合、黄色の線のようになり、汀線が変化いたします。侵食側も堆積側も大きくなっております。次に、東側だけを延長した場合は、水色の線で示すようになります。未対策のものとは比べますと、若干変化量が小さくはなっております。最後に、両側の潜堤を延長した場合、未対策の場合や東側だけの場合に比べまして、青線に近い非常に変化量が小さくなっておることがわかっています。

これらの状況を侵食側、NO.10、そして堆積側NO.3の横断方向でこれを見てみますと、NO.10の侵食部の横断図でございます。未対策の場合、この黄色の線で示すように、相当量の侵食が見られます。次に、東側のみを延長した場合、水色で示させていただきますが、このように未対策とほぼ同じ程度の侵食がございます。最後に、両側を延長した場合、赤色で今示しましたが、ほぼ侵食は解消されております。

次に、NO.3堆積部の横断図を示しますと、未対策の場合、黄色で示しておりますが、このように堆積が大きく、潜堤の上部にかぶさってしまいます。この状態は毎年砂を戻さないと潜堤を乗り越えて砂の移動が起こるといことがわかります。次に、東側のみ延長した場合、このように未対策に比べ堆積は減少いたしますが、ほぼ潜堤の上部近くまで堆積しており、約2年に1回の割合で砂を戻さなければならないということです。最後に、両側を延長した場合は、ほぼ堆積は解消されておりますが、若干の堆積が見られますので、10年に1回くらい砂を戻さなければならないという。

対策工法を総合的に判断することといたしまして、潜堤延長に伴う工事費、これと堆積した砂を戻す維持管理費とのトータルコストということで、経済性の比較検討をいたしましたところ、このように両側の潜堤を延長することが最も経済的ということになりました。工事費、維持管理費の内訳は、お手元の資料で最後のページに記載しておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

最後に、潜堤を両側に延長した場合、水質悪化ということが懸念されますが、潜堤の構造は天然石を割りました割石を主体といたしまして、これをコンクリートブロックで覆うかたちとなっております。したがって、潜堤は透過性の構造となっておりますので、水質の問題は生じないと考えております。

以上のとおり、前回ご指摘いただきました離岸堤の延長の必要について、ご説明をさせていただきます。平成16年度において、2億300万円の事業費によりまして、潜堤を両側に合計80m延長いたしますと、海水浴場として利用する場合の安全性と、潜堤以外の漁場への被害を未然に防止するために、養浜砂の移動対策を行うことをご理解いただきたいと思います。

と思います。以上でございます。

(委員長)

ありがとうございました。再審議の論点にきっちり絞っていただきましてありがとうございました。いかがでしょう、委員の方々。ご意見どうぞ。

(委員)

前回の資料を持ってくればよかったんですけども、忘れたものですから教えていただきたいのですが、前回審議したときの全体事業費の額と、前回提案されていた追加事業費の額をちょっと教えていただけますか。

(農業基盤整備T)

先ほどの委員のご質問ですが、16年度以降前回の資料は2億40万という数字をお示しさせていただいておったんですが、今回それが2億300万ということで、260万の増で、全体事業費としましては、27億6,560万という総事業費になります。

(委員)

前回の説明、私の記憶ですと27億なんぼの工事が、一旦計画どおりに終わっているのですが、砂浜の移動が見られるので2億幾らだかを追加して、確か西側に離岸堤を追加したいというようなご説明で伺ったように記憶しています。片一方だったと思うんです。で、今回のご説明で、それがひっくり返って、西と東と両方に離岸堤を増やして、なおかつ工事費もこういうふうになりましたという、今ご説明だったと思うんですけども、前回提案されていた内容と、今回提案されていた内容が、ここまで大きく内容的に変わったということについてのご説明をお願いします。

(農業基盤整備T)

前回の委員会の中で、委員の方から説明いただきました。資料不足で前回は西側じゃなくて、東側のみの追加でもって2億40万という概算事業量をはじいておったんですが、今回現地を調査してシミュレーションを行い、片岸だけの対策では不十分。で、先ほど説明させていただいたように、両岸延ばすことによって対策ができると。

で、もう一つ、事業費の算出方法なんですけど、前回は潜堤のメーター当たりの単価をもって掛けた関係で、片岸だけで2億40万という数字を出しておったんですが、今回もう少し地形を考慮して算出方法を堆積当たりの単価を利用しましたので、より具体的に算出させていただいた結果、両岸で2億300万という数字をはじき出しました。

(委員)

幾つか指摘したいことがあるんですけども、1つは、前回の再評価委員会で、あれが了承されたと仮定します。あれが了承されていた場合、2億300万の増額で、東側に離岸堤を追加するという計画が了承されたということになりますね。その場合でも、例えば詳細にもう1回内部で、内容が了承されたということでもう一度具体的に着手した場合に、

今回のように変化したという可能性はあったわけですか。それが1つ、よくわからない点です。ご質問したいと思います。

それから、もう1つは、前回の会議のときにも出ていたと思いますけれども、当初の事業計画の工事高27億幾らに対して、これだけ想定と違うことが最終的に起こったんで、1割の工事額のアップというのは、ちょっと常識的にはなかなか受け入れがたい、私は受け入れがたい内容じゃないかなと思うんですけども、そこら辺のことはいかがなんでしょうか。2点お願いいたします。

(農業基盤整備T)

事業の進め方ですが、仮に前回の説明内容で、事業継続を認めていただくことになったとして、あの東側のみを認めていただいたのではなくて、この砂止めの対策を認めていただいたということで、私ども判断したい。で、実際の事業の進め方なんですけども、当然詳細な調査に入って、今回まだこれも概略なんですけども、今回説明させていただいたレベルでもまだ概略です。ですから、実際の施工にあたっては、詳細調査をかけて、設計をかけて、対策工法、それに基づいて対策を立てていくと考えています。

ただ、前回と今回と大きく違うのは、概略ではありますけども、ここまで対策内容について詰めることができたと説明させていただいたということです。

当初の事業費が1割程度増えたことについてなんですけども、事業費の増につきましては、潜堤かなり重要な構造物で、海の中の構造物でもあるということで、ちょっと事業費が2億という多額な費用を要するんですけども、これをやらないと、先ほど説明させていただいたように、海水浴場の安全性とか、潜堤外漁場への被害とか、それ以上の被害額が出ると想定されますので、2億の事業費をご了解願いたいと思います。

(委員)

単純な質問なんですけれども、県の公共事業というのは、そういうものなんでしょうか。

(農業基盤整備T)

一応、事業で当初の事業費の1割程度の変動があれば、計画変更という手順をとって、通常の事業はそういうルールでもって進めております。

(委員)

じゃあ、別の視点からもう1つ、単純な質問なんですけども、再評価委員会の役割というか、私たちが聞かせていただいていること、私たちが了承したり、再審議というお願いをしたりしている内容というのは、どういうふうに考えさせていただきいんでしょうか。これは委員長。

(委員長)

委員の質問が終わったら、私も同じ質問を今しようと思ったところなんです。我々が審議している内容は、じゃあ一体何だったのか。この後変更、1割という変更が可能なのかということ。私も質問したかったところです。

(委員)

私も同じ質問なんですけど、数字に対するプランニングの姿勢というのが非常に甘いというのか、わりと動いてもいいよっていう気持ちでつくっていらっしゃるのかなというふうに、私たち判断しております。毎度あいまいな姿勢で計画を考えていらっしゃって、数字をある程度変えても構わないのだというふうに思っていられっしゃる姿勢があると思って、本当に評価委員会に対する皆さんのお考えがどういうふうなのかなと。どういう意味でこの委員会があるのかなというのは、みんな憤りをもってしております。この件に関しては、非常にきつねにつままれたような。最初片側だけしかなかったのが、急に両側に工事が増えたというような感じで、非常に不快なというか、そういう気持ちをもっておりますが。

(公共事業総合政策分野総括M)

私、公共事業総合政策分野を担当しておりますということで、その立場から少しちょっとそのことについてお話させていただきたいと思います。

今、各委員の皆様方ご指摘の件につきましては、私ども真摯に受け止めさせていただきまして、この当初計画の事業費、それから完了に至るまでに事業の変化が若干出てくると。やはり、当初の事業費をいかに正確につかむか、こういうことが非常に大きな課題だと考えております。今年、再評価あるいは評価していただく中で、そういう事例がたくさん上がってきておりますので、今のご指摘は公共事業全部について、今後どのような格好でやっていくかと、そのようなことを一回取りまとめして、またお話させていただく機会をぜひいただければと思っております。

それで、この事例につきまして、一言ちょっと申し添えますと、土木関連の工事は、当初計画を立てまして、設計して、施工しますと。その中で予期せぬ状況というのも、多々起こってくることも事実でございます。で、この事例につきましては、やはりそういう当初計画、それに基づきましてやった結果、非常に侵食等片寄った格好で出てきていると。こういうものにつきましては、しかしながらやはり、当初の予想できなかったということも考慮して、説明今させていただいておりますけれども、この場でも審議していただいて、何とか前向きな格好でのご意見をいただければと思っております。以上でございます。

(委員長)

はい、どうぞ。どうぞ。

(委員)

2つ教えてください。この維持管理費というのが、未対策の場合が3億5,000万。両側対策が3,500万。数字的にはこのように出てきたわけですが、両側対策3,500万と、未対策の3億5,000万のときのB/Cというのは一体どうなっているのかなと。新しい両側対策をやるとB/Cというのがどうなっているのか、ちょっとお尋ねをいたしましたのが1つ。

もう1つは、潜堤を全部東側と西側に設置することによって、いわゆる内陸部といいますが、確かに砂浜の影響というのはなくなったと思うんですが、それ以外の環境に及ぼす

影響というのはないというご説明だったんですが、もう少し詳しくご説明いただければありがたいと思います。

(農業基盤整備 T)

1点目の両岸対策でのB/Cですが、前回お示しさせてもらった2億40万の時点で1.13でありました。今回2億300万になって、260万事業費としては増えたんですが、新しいB/Cも1.13。それ以下の数字は動くと思うんですが、1.13でございます。

海岸への影響ということですが、当然砂が流れ出すことによって、この砂というのは地区外というか、この場所以外から持ち込んできた砂ですので、これが広く拡散して潜堤外のいろんな漁場等へ流れ出すと、被害というのは当然予測されます。ですので、この潜堤内の中での砂の移動に、とにかく止めておきたいというふうに考えております。

(委員)

私、環境の側面で1つちょっと説明が足りないかなと思っていますので、その辺の部分、もう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。どういうことかと言うと、今の焦点はどちらかと言うと、両側に潜堤を延ばすということによって、砂の移動を止めることができるんだよということに焦点がいつていると思うんですけども、ここは水環境というのはそんな砂が移動するかしらないかということ以前に、水循環という関係から考えたときに、いくら浅い潜堤ですから、しかもその潜堤の材料というものがコンクリートということじゃなくて、自然石を利用したりとかたちで、水が通過していくんだということで説明したんですけども。

そういう水が通るか通らないかということじゃなくて、閉じ込められたことによる水循環が変わっていくわけなんですよ。そういうところに関するこの環境は、水質という面から見た環境はどう変わっているのかということに関しては、説明がほとんどされていなかったと思っていますので、その辺の部分に関してはどういうふうに思うのか。あるいは、シミュレーションの結果があるんでしたら、説明をお願いしたいと思います。まず、それが1点です。

(農業基盤整備 T)

水質悪化の件なんですが、この絵でも示させていただいたように、割石と書いてある部分が天然石を割った割石で、その上部をコンクリートの豆腐の大きいようなもので覆っております。ですから、水の十分行き来はあるということで、透過性の構造であるということで、水の動きはあるであろうと。それで、潜堤になっておって、マイナス1m20という0から見て約1m20という上部の部分が開いておりますので、十分水の入替わりは可能であって、水質悪化は生じないであろうと考えています。シミュレーションとか、そういう予測試験はやっておりません。

(委員)

それが問題なんですよ。どういうことかと言うと、例えば水深から約1.2m下ですから、表面の方から1mの部分は水が通るわけですから、水循環というところの面ではそれほど

大きな問題がないだろうと思うんですが、そういうのではなくて、これは湾ですよ。湾のところの部分に水を閉じ込めているような感じなんです。ただ、私たちが普通の川とかそういうことから考えたときの1mというものと、海というところから見たときの水の大きな循環の流れの中で、ほとんどこの1mというようなものは、海の水にとってはほとんど閉じ込めているような海と考えてよろしいと思います、専門的な立場から見たときに。

そういうところの部分で、この全体的なサイクルが変わってくることに對する、そこに生殖している生物や、それから水循環というところの部分のスピードも落ちることでしょうし、いろんな環境が変わってくる。それに関するシミュレーションがされていないということは、非常に困るものだなと思っていますので、その辺の部分の資料が欲しいなと思っています。

それからもう1つなんですけれども、ここの主な潜堤を両方に80mというもの。既存が約140mだと思っているんですけれども、そういう80m近いところの部分で延長するという主な理由は、海水浴というか、砂移動を止めることによって、海水浴に来ている人の安全を保つとか、あるいはここのいわゆる砂を養浜するとか、運搬するとか、そういうことにかかわる費用を節約する効果があるだろうというふうに説明しているんですけれども、ここに来る海水浴客というか、それはどのくらいを年間見込んで。夏場だと思うんですが、どのくらいの方々のためのものなのかということは、この約2億というものを投入をして公共事業をやるという目的を見たときに、一体どのくらいの海水浴の客を見込んだ事業なのかというかたちになりかねないと思うんですね。

要するに、この公共事業というものは、海水浴のためのものじゃなかったはずですよ。この潜堤、この事業の目的は、いろんな多目的があったと思うんですけれども、ここの議論の80mのところは、どちらかと言うと海水浴客の安全を保つというところの説明がずっとされているので、その辺の本当の目的と、増やそうとするところの目的の整合性というところのもので考えたときに、説明が厳しいんじゃないかと思っています。どういうふうに思ったらよろしいのでしょうか。

まず、海水浴客をどのくらい見込んでいて、この80mというところを延ばすというところの目的が、海水浴客の安全を保つということが、砂移動を食い止める主な目的なのかどうか。それだけのことであるんだとすれば、この公共事業の目的はじゃあ変えるのかということになると思いますので、説明をお願いいたします。

(農業基盤整備T)

海水浴客の計画は1万人で、今年7月5日から8月一杯、冷夏にもかかわらず1万人を超える入り込み客があったというふうになっております。

それと目的ですが、ちょっと説明足らずで申しわけなかったんですけども、海水浴客の安全以前に、海岸保全施設を守るために、同時にその場が国民なり住民の憩いの場となるように海水浴場を整備している事業です。ですから、砂浜が流れ出るということは、海岸保全施設、いわゆる堤防に対しても危険な状態になると。砂浜として供用を開始すれば、当然安全に砂浜を利用していただくという部分も生じてきますので、その両方のことを防止するというか、海岸保全施設を守る、海水浴客の安全も守るという点で、この潜堤の延長はぜひお願いしたいと考えております。

(委員)

簡単にちょっとお願いいたします。海岸環境整備事業ですよ。で、もともこの潜堤は、海岸整備ということでやっている。それは、砂の移動を食い止める事業じゃなかったですよ。それがどうして砂の移動を食い止めるというようなところの部分に焦点がいくのかわからないですね。例えば、こういう潜堤という部分で両側に開きがあるということは、当然ある程度の砂の移動というようなものだとか、それは予測されているかもしれない。それでも、この本来の目的というものは、そういうことを食い止めるための潜堤ではなかったはずですよ。それが、主な目的ではなかったはずですよ。

例えば、この海岸を保全するとか、整備をするということ。これは砂の移動を食い止めるのが本来の目的ではなかったはずだと思うんですが、そうでしたか。もしそうだとすれば、80mというものを延長するということだとすれば、本来の目的を達成するためには、最初の予測というか設計が不十分だったと。だからこれをするべきだと。それをして、本来の目的を達成するし、そこから得られる費用対効果というものが1.13ですから、この事業は意味があると、継続を要するというかたちで説明した方がわかりやすいのではないかと思います。いかがでしょうか。

(農業基盤整備T)

通常、こういう海岸事業の施工なんですけども、前回もちょっと説明させてもらったんですが、段階的施工という考え方もこの海岸整備の場合にはありまして、当然その潜堤、普通のやり方ですと、潜堤置いて、当然波で砂がついたり。当然そこで考えるわけですね、砂が止まるであろうと。ただ、今回地形上とか、潮流というか海の流れの関係で、当初思っていたように砂が止まらなかった、砂が流れ出る恐れが出たということで、その延長をお願いしているわけです。

(委員)

1つお願いがあります。80mで両方ほとんど閉じ込めるといふか、止めるといったときの、この閉じ込められた部分での水環境が、影響があるのかない。そういうことに関するシミュレーション結果を示していただきたいと思います。

(委員長)

ちょっとお待ちください。先ほど、水質と透過性のシミュレーションはやっていないというご返答ございましたので、ちょっとこれは審議が尽くされないようですので、ここで置きまして、あと委員会で意見取りまとめたいと思います。

それから、これは委員長からの質問なんですけど、これは農林商工部でした。この場合のいわゆる責任者というんでしょうか、この技術的な。公共事業の責任者というのは知事さんになるんですけども、これ個人の意見ですけれど、もし再々審議になった場合、一度その部局の最高責任者の方に、今のご質問の内容を含めてご回答をお願いしたいと思うんですけども。これは再審になるかわかりませんが、少し審議が錯綜していますので、後ほど委員会で意見をまとめたいと思いますので、今回ここまででお願いいたします。あ

りがとうございました。ちょっと1つだけです。簡潔にすいませんが、お願いします。

(委員)

2つ質問があります。短時間にこんな精度の資料出していただいたことに、敬意を表します。それで質問は、このシミュレーションした結果、黄色い線ですけど、時間が1年分の砂の移動の線になっているのかというのが1点です。

(農業基盤整備T)

これは計画波を与えた1回の砂の移動を示しております。

(委員)

台風クラスが来るとこうなるという意味ですか。

(農業基盤整備T)

そうです。そういうことになります。

(委員)

そうすると、年に数回台風クラスが来ると、もっと激しく動くんですか。

(農業基盤整備T)

いえ。ですから、過去3カ年の最大の波を計画波として条件を与えています。ですから、毎回毎回の波でこういう状況になるとは想定していません。

(委員)

質問の意図は、このシミュレーションの結果、毎年このくらいの砂の移動量というふうに見るのか、台風クラスの大きいものが来たときの・・(テープ交換)・・シミュレーション結果として見るのか。もし台風クラスだったら、年に数回台風クラスが来ると、もっとたくさん動くというふうに見ないといけないのか、その辺の見方、読み方をお教えてください。

(農業基盤整備T)

毎年、1年という。

(委員)

そうすると、1年間にこのくらい動くというふうに見るわけですね。はい、わかりました。それから、2つ目の質問が11ページの資料です。それで、維持管理費が下から2つ目の箱の中にバックホウの掘削が幾らとか書いてあります。3,000m³と書いてあるんですが、どの程度の仕事をやるのかが想像がつかないのです。例えば、この今スライドで言うと、黄色の状態になると、これを青い線が現状ですよね。現状まで戻すために3,000m³で、毎年現状復帰をさせるための作業量というふうに見るのでしょうか。

(農業基盤整備 T)

青い線までということ考えています。

(委員)

そうすると、毎年現状回復をする必要があるのですね。

(農業基盤整備 T)

はい。そういう想定でこの資料は整理しました。

(委員)

毎年 700 万かかるわけですね。わかりました。それから、11 ページの 1 番下の表なんです、東側のみの方策が、この表だと 1 億 4,000 万になっているんですが、前回の資料では 2 億円だったと思うんですね。そうすると、両側の方策をやると 55m が 80m だから 1.5 倍。前回並みの見積もりだと 3 億円になるわけですね。まあスケールメリットあるでしょうけども、維持管理費を足したときに、どれが一番高いかということ、ほとんど遜色なくなってしまう。

未対策と、両側の方策のお金がちょっと正確にはわかりませんが、3 億 5,000 万と、3 億何某かになる。そんなに遜色ないというか、大差ないような数字になるんですが。そうすると、前回出された東側のみの方策費が 2 億だとすると、今回は 1 億 4,000 万に値引きがしてあるんです。前回出された資料が少し信憑性がなくなるなという気がするんですが、どちらが正確なのかということと、前回並みに工事費がかかるとすれば、今回出された結果、未対策の維持管理費が 3 億 5,000 万。今回の工事費と維持管理費が 3 億 3,000 あるいは 3 億 4,000 万というふうになって、大差ないというふうに見ることも可能だと思うんですが、その辺の追加説明をお願いします。

(農業基盤整備 T)

工事費の算出、先ほども説明させていただいたように、前回提示させてもらったのが、潜堤のメーター当たりの延長ではじいておいた関係で、東側のみで 2 億という数字を示させていただきました。今回、もう少し詳細にというか、その地形を考えて出してきた立米当たりの単価ということで出しましたので、誠に申しわけないんですが、前回はちょっと正確でなかったと。

(委員)

後半の質問は、先ほどの質問にもかかわると思うんですね。詳細設計すればするほど、安くなったり高くなったりすると、ここに出てくる資料が妥当な線なのかどうなのかというのが、なかなか判断つかない。これはかなり確証がある数字ですというふうに言ってもらわないと、また今日の一番最初の質問に戻ってしまうと思うんですね。その辺を少し補足してください。

(農業基盤整備 T)

今回は湾の両岸、岸に近くなれば近くなるほど、当然水深というか、底が上がってくるということで、当然規模が小さくなりますので、今回出ささせてもらった立米当たりの単価は正確にはじかせていただきました。

(委員長)

ほかの委員の方々どうでしょう。新しい委員の方、いかがでしょう。わからない所どんどんご質問ください。

すいません。担当者の方、今かなり質問が出ましたけれども、ちょっとまた意見書取りまとめどうなるかわかりませんが、審議時間がございませんので、このまま委員会の意見取りまとめますので、いかがでしょう、ほかにご質問ございませんか。では、ありがとうございました。

では、引き続きまして、26番港湾事業の再審議を行います。それから、総括マネージャー、今話題にありましたけれども、審議会以降の数値、経変、計画変更の許容範囲といううんでしょうか、考え方について、後日と言われましたけれども、いつごろその説明はいただけますか。次回委員会のときに、説明か。

(公共事業総合政策分野総括 M)

次回もしくは次々回くらいにということで考えさせていただきたいと思います。

(委員長)

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

26番 鳥羽港港湾改修【再審査箇所】鳥羽市

(港湾・海岸 T)

それでは、鳥羽港港湾事業について説明いたします。よろしくお願いいたします。失礼しまして、座らせていただきます。

資料は26-2でございます。鳥羽港につきましては、2回目の審議となります。前回に続きましてご審議いただきます内容は次のとおりです。スクリーンをご覧ください。1つは、鳥羽マリンタウン21計画の概要について。もう1つは、港湾緑地整備プロジェクトにおける便益の算定方法についてで、大きく2点でございます。

それではまず、鳥羽マリンタウン21計画について説明します。鳥羽マリンタウン21計画につきましては、昭和63年度に運輸省、三重県、鳥羽市の3者共同で行いました鳥羽マリンタウン21策定調査によりまして、鳥羽港の新たな開発計画の策定と、具体化に向けての基本方向を検討しています。これをスタートにこれまでご覧のように調査検討が進められてきました。タウン部分につきましては、平成9年度に鳥羽市が鳥羽マリンタウン21土地利用計画及び事業化調査を実施しております。平成13年度には三重県が鳥羽港港湾振興ビジョン策定調査を行っています。これらに基づきまして説明します。

これらの調査におきましては、住民及び港湾関係者、行政関係者などの参加によります

鳥羽マリンタウン 21 策定調査委員会を設置し、その中で鳥羽マリンタウン 21 計画をどのように進めていくべきか等について、皆さんの意見をいただきながら検討してきました。また、現在では鳥羽港マリンタウン事業を推進するため、鳥羽マリンタウン 21 建設促進協議会が設立されております。

事業区分及びその内容、事業主体等につきましては、次のとおりとなります。この図は現在の鳥羽市佐田浜地区です。近鉄、JR鳥羽駅から鳥羽港港湾ターミナルまでの間に一番街やパールビルといった商業施設があり、市民、離島住民や観光客などが利用しています。次の図は、港湾事業の第 1 期計画分で、今回の評価対象箇所です。事業主体は三重県及び鳥羽市であり、三重県事業は赤色の部分と緑色の部分です。その事業内容は、防波堤、浮棧橋、臨港道路と緑地を整備しています。鳥羽市は黄色部分の港湾ターミナルなどを整備する予定です。

次の図は、港湾事業の第 2 期計画分を表しています。青色の部分で事業主体は三重県です。整備内容は国際観光船用の水深 9 m の岸壁と南緑地護岸と緑地広場を整備します。次の図の黄色い部分はタウン部分を示しています。集客交流のための導入機能を持たせることから、観光インフォメーション、物販店、飲食店、アミューズメント施設、産地直販店などの計画があります。

以上、全体を示しますと次の図になります。資料 13 ページをご覧ください。鳥羽マリンタウン 21 計画の概要です。目標は「市民と観光客が行き交う魅力的な集い空間の創造による賑わいのある海の玄関口の形成」で、その役割は集客を強化することです。近接する鳥羽水族館やミキモト真珠島などの観光施設と一体となって集客を図れるようなタウン部分の整備と、海の玄関口としての港湾の整備があります。鳥羽マリンタウン 21 計画のタウン部分の経済効果については、平成 9 年度の調査の中で検討されておりまして、港湾部分を除くタウン部分の建設工事費用が約 87 億円。建設工事に伴う生産誘発額が約 155 億円であることから、経済効果としては 1.79 の結果が出ています。

資料 14 ページをご覧ください。鳥羽港振興ビジョンでは、鳥羽港だけでなく、伊勢志摩地域の魅力的な自然と歴史・文化資源を活用し、地域振興の核としての港湾整備を進めることにより、地域住民及び観光客等の来訪者に憩いと交流の場を提供することとしています。ご覧いただきますように、A、B、C の 3 つのビジョンがあります。3 つのビジョンの主要施策とその実施計画については、15 ページにまとめてあります。第 1 期関連分としましては、A の鳥羽市の顔（シンボル）となる「みなとまち」づくりのイ）海辺の景観づくりや C の観光と交通の結節点としてふさわしい港づくりの港来訪者の円滑な移動やバリアフリーへの対応があります。

鳥羽市においては、佐田浜地区と周辺地域の連携を強め、集客交流に貢献できるように、平成 15 年度からまちづくり総合支援事業に着手しており、伊勢志摩地域の海の玄関口の整備を進めています。さらに平成 16 年度には、鳥羽市においてタウン部分の基本方針を策定する予定と聞いています。

続きまして、港湾緑地プロジェクトにおける便益の算定方法等について説明します。資料 8 ページをご覧ください。第 1 期計画の緑地については、左側に示していますように、美しい港湾風景の演出（修景）を目的としており、港湾施設の整備にあわせて自然環境の保全向上を図ります。便益の計測方法としては、仮想評価法（CVM）を使用しています。

この方法は景観等の自然環境の改善などに使う方法です。貨幣評価原単位としてはW T Pを使います。W T Pとは、支払い意志額の中で、景観等の自然環境の保全向上を図るときに、納税者がどれくらいまでの負担ができるのかを表しています。

資料 10 ページをご覧ください。先ほど説明しました便益の算定資料です。技術的便益の貨幣評価額については、支払い意志額としています。これはアンケート調査により求めています。アンケートは、今年の 8 月 17、18 日の両日に鳥羽駅、港湾ターミナル、鳥羽市役所において、無作為にお願いしました。総数は 410 人。内訳は観光客 201 人、鳥羽市民 163 人、港湾関係者 46 人となっています。港湾緑地の整備については、税金で対応いたしますので、当事業に対して税金を支払うことにどのように思われるかをお尋ねし、支払い意志額を確認しています。これにより、一人当たりの支払い意志額を求めて使用しています。

数値については各便益の帰着者の過去のデータから供用を開始する平成 21 年を目標年として、対数回帰方式により推計した数値を使用しています。ちなみに 16 ページの観光入込み客数を見ても、平成 10 年から 15 年の 5 カ年のデータをもとに推計し、平成 21 年の 387 万 7,000 人を求めています。鳥羽市における観光入込み客については、鳥羽マリタウン 21 事業などによって、集客交流を増加に転ずることを目的としていますが、今回の費用便益分析では、過去のデータに基づき、漸減の傾向のまま便益を算定しています。

10 ページに戻りまして、の支払いに対する賛成率については、アンケート調査を行い、当事業に賛成と回答した人の比率を使っています。各項目ごとの賛成率は表のとおりです。

の単年度便益額は、 $\text{支払い意志額} \times \text{数値} \times \text{賛成率}$ により算出しています。そのほか、2 段目、3 段目にありますように、鳥羽市民を対象とした港湾周辺の地域環境の改善便益と、4 段目にありますように港湾就労者を対象とした就労環境の改善便益についても算出しています。その合計が年間 4.3 億円となりました。したがって、旅客対応ターミナルプロジェクトの便益と合わせた総便益は 124 億円となります。

資料 12 ページをご覧ください。総便益 124 億円、総費用 117 億円となりまして、費用対効果 B / C は 1.06 となっています。今回の費用対効果については、観光入込み客の推計のように最低値を使用していますが、それでも費用対効果としては 1.0 以上となっています。今後、第 2 期計画及びタウン計画部分の整備により、さらに相乗効果が表れることとなります。

鳥羽市を含む伊勢志摩地域においては、観光入込み客の増加を目指して、「みえの環境文化体験イベント事業」など、いろいろな取り組みが検討されています。近いところでは 2005 年の中部国際空港の開港による伊勢志摩地域への国内外からの観光客の誘致、また、2005 年の日本国際博覧会に向けた三重戦略プランの中では、博覧会入場者を三重県に呼び込むための集客戦略の展開を考えています。さらに 2005 年が「おかげ参り 300 年」や「式年遷宮行事開始の年」にあたることから、日本独自の環境、歴史、文化、芸術、旅等をテーマにした連続イベントを開催するなど、集客交流を図る予定です。

そのほか、定量的には示せませんが、鳥羽港の今回の整備によりまして、次の点が向上することになります。船舶同士の衝突の危険性がなくなり、港内の安全性が向上する。離島緊急船の接岸箇所が容易に確保でき、住民の安全安心が向上する。バリアフリー対策の整備により、障害者や高齢者への配慮が進む等が挙げられまして、この点からも新たな小

型船だまり、緑地の整備がぜひとも必要であります。

以上から、鳥羽港港湾事業については、平成20年度末の第1期計画の完成に向けて、継続して整備を進めていくこととしてまいりたいと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。以上でございます。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。委員の方々、ご質問、ご確認ございましたらどうぞ。

(委員)

質問したいと思いますが、10ページを開いていただきまして、便益の構成表というのがございますが、この事業の目的は4つ掲げているのですが、港湾周辺の地域環境の改善便益と、就労環境の改善便益のところ、地元の方の賛成率が0.21、0.39と非常に低い数値になっておりますが、これについてはどういうふうにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

(港湾・海岸T)

これにつきましては、アンケートの結果をそのまま素直に表させていただいておるんですけれども、既に離島居住者の方々につきましては、そこに見慣れているというか、そういうような意識もあると思うんですけども。その理由については、ちょっとはっきりはわかりませんが、アンケート結果によるとどうしてもこういう結果が出てしまったということでございます。

(委員)

これを拝見していると、地元の方はあまり便益というか、便宜が図られていないというふうに解釈してもいいのかなというふうに思ったりするんですけど、そういうのを評価をもう少しちゃんとやられた方がいいのかなというふうな印象を受けました。

(港湾・海岸T)

そうですね。しかしながら、当然こういうふうな緑地ができますと、やっぱりそれを楽しんでいただいたり、休息ということで十分便益は上がると思っております。もう少し市民の方のPRとか、そこら辺も考えながら進めていきたいと思っております。

(委員長)

どうぞ、ほかにご質問、ご意見頂戴します。

(委員)

初めて発言させていただきます。地元なんです、私。伊勢志摩バリアフリースターという事務所の方が、ちょうど港湾センターの向かいにあります鳥羽一番街のビルの1階にありますので、本当に現場で今工事を目の前にしているという状況なんですけれども。いろいろ疑問するところが多々あります。

先ほど先生がおっしゃられたように、一番離島の方とか、港湾にかかわる人たちというのが、便益や賛成が低いというのは、今後それに対して、例えば賛成を上げて皆さんの理解を得るための努力という、何か対策をされているのか。あと、例えば便益の部分でもこういう利点があるなど、離島の方たちへの配慮というものは、どう考えられていらっしゃるのか。観光客の方たちだけに利益、利点があったとしても、地元の人たちというのは、「結局自分たちには何もないやん」ということになってしまうと、なかなか観光客への優しい目というのが低くなってくると思うんです。やはりお互いいい状況であるという環境がづくられていければなと思います。

あと、長い目で見てのタウン部分ですよね。現状私は今ここで、商業地区の部分の所で働いておりますけれども、順番に事業がこなされていって、最終的に商業地区という部分が、本当に素晴らしい企画だとは思いますが、今の経済状況を考えて本当にあの夢のようなものができるのか。それに対して今現状、鳥羽住民たちはどこまで理解しているのかということが、私はそこがちょっと疑問に感じます。もしこれが予定どおりの事業で進められていくのであれば、もう今から住民や商業地区に携わっている人たちの参画というものがなければ、この長い事業を成功させる、完成させるということが困難に思えます。

その点、住民たちへの説明というのが、私は今現在鳥羽のあそこで働いて一年半ですけれども、あまりこの関係のワークショップや説明というものが、もしかすると鳥羽市さんの方に任せてあるのかもしれないですけれども、ちょっとないような気がするんです。そのあたりはいかがでしょうか。よろしくお願いします。

(委員長)

どうぞ、ご回答よろしくお願いします。

(港湾・海岸T)

まず、1点目の離島の方とか地域住民の方の賛成率が少ないということで、私どもの緑地の意義というか、その辺がちょっと理解してもらえないということで、そこら辺反省もしております。今後、そこら辺十分注意していきたいと思っております。

それと、マリンタウン21の計画がきちんと住民の方に理解していただいているかということでございますけれども、確かに社会経済情勢もかなり現在のように悪化しております。その中で、鳥羽市さんとは県としましても、いろいろマリンタウン21の促進協議会とか、そういう委員会的なものも設置しております。そして、来年度鳥羽市さんは基本計画について策定を考えてみえるということで、こういった中でともに市民の方も参加していただいて、そういったいい計画になるようにまた考えていきたいと思っております。

(委員長)

委員いかがですか、今のご回答。

(委員)

ありがとうございます。反対しているという部分が緑地計画の部分ということは、何が原因ということがわかっていらっしゃるんでしょうか、地元の人たちが。

(港湾・海岸T)

まず最初に、今回の支払いに対する賛成率は、港湾全体の計画に対する賛成率でござい
ませんで、緑地に対して便益を出すためにアンケートを行ったと。その中で賛成率がこう
いうふうになりましたということで、小型船だまり等の計画とはまた切り離れた格好にな
っております。ちょっと失礼します。

この賛成率が低いという理由について、ちょっときちんとしたまだ分析はできないんで
すけども、アンケートがこういう結果って、基本的にCVMという方法をとりますと、事
業に賛成かどうかというふうな聞き方をします。そうした中で出てきた数値ということで、
市民の方にはいろいろ皆さんに使っていただけるように、努力はしていきたいと思いま
す。そういったことで、アンケートの賛成率の低さについては、ちょっと原因ははっきり言っ
て不明でございます。

(委員長)

すいません、確認で申しわけないんですが。前回の資料を忘れてしまったんですが、こ
のアンケートは事業発足当時ですか、それとも途中でされたのかということなんですが。

(港湾・海岸T)

事業が始まってから、今年の8月の一番観光客が多い時期ですか、8月17、18日の2日
間で鳥羽駅とか市役所とか、あるいは港湾ターミナルとか、そういった所で行っておりま
す。

(委員長)

ありがとうございます。事業発足当時のアンケートというのはなされてないんですか。

(港湾・海岸T)

そういったものはございません。

(委員長)

はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。

(委員)

確認ですが、9ページ、10ページに書いてある費用対効果分析というのは、5ページに
あります先ほどのスライドの説明では1期工事という説明があった部分に関するものと理
解したらよろしいでしょうか。

(港湾・海岸T)

そのとおりでございます。今回、B/Cをはじきましたのは、県が計画しております、
鳥羽市さんの港湾ターミナルの部分も含めまして1期工事の部分のB/Cでございます。

(委員)

今、やり取りがあったのは、多分2期工事のグリーンスペースを想定した質問じゃないかなと思うんですね。だから、その辺を明確に分けて説明されないと、ちょっと理解が齟齬を来すかなと思いました。それから、1期工事のグリーンスペースについては、実質的にはターミナル利用者、要するに船に乗る人が直接使われるので、旅行者の評価がかなりの部分反映するというので、おかしくはないなという印象を持ちながら、聞いたんですが。ここは居住者にとって、あるいは先ほどのパールビルあたりの施設利用者にとって、どういうふうな関係性、計画上の関係性を持たせるように考えられているのでしょうか。

それからもう1点、別のところに利用者予測がありますが、この施設が機能を最大限に発揮するために、利用者があまり減らないと想定されているのは、MM21のところはかなり魅力的な整備がされるということが含まれていると思うんです。そうすると、MM21のところがちんと完成しないと、このB/Cというのは架空の話になりそうだなという印象があるんですね。

そういう意味で、この港の整備について、一体的に考えないと効果が発現しないというふうに捉えると、MM21のところの事業計画がちんとインフラ、要するに県の担当される事業と調整がうまくできているのかという2つについて、お答え願います。

(港湾・海岸T)

1点目のこの緑地のかかわりでございますけど、当然今回の新しい所は定期船等の離発着用の小型船だまりという計画を持っておりまして、そういった旅客のための機能、ターミナルビルも当然あそこにもってまいります。そういったことから、当然その近くでその船に乗ってもらう人、そういった観光客あるいは離島への定期的に使われる方からうまく利用していただくように。また、港湾周辺の労働者の方にも、近くでこのような緑地は今のところございませんものですから、こういった所で休息をしていただけるようにと、そういった因子的な関係を考えましてやっております。

そして、当然2期の計画は大型船、観光バスとその背後はイベント的な緑地を考えておりまして、こちらとは多少性格づけは変わってまいりますけれども、全体として1期2期合わせて鳥羽市の発展につながるような施設にしていきたいと、こういうふうな構想から考えております。

(委員)

ちょっと教えていただけますか。7ページの鳥羽港佐田浜地区の便益の考え方に、美しい港湾風景の演出ということで77億円の便益をみてみえるわけですが、私たちが鳥羽へ遊びに行こうというときに、やっぱり自然の美しさというのを鳥羽に求めるのであって、港湾を人工的に整備して緑地をつくって、果たして美しい港湾の風景の演出を楽しみに来るのかなという疑問があります。

それと、その下に市民生活環境の向上とありますが、これを緑地整備プロジェクトをすることによって、市民生活環境がどの程度向上するのかなと。あの付近に果たして市民がどの程度憩むのかなという疑問があります。それと、鳥羽といいますとやはり三ツ島という風景を思い起こすんですが、これをこの港湾が建設されることによって、例えば安楽島

とかああいう所からの景観がむしろ阻害されるのと違うかなという懸念もあるんですが、その辺どのように配慮しておみえなのか。そのような心配はいらぬのか、お答えをいただきたいと思います。

(港湾・海岸T)

今回の事業、埋立によりまして美しい自然が多少損なわれることは確かでございます。そういった意味で、損なわれた自然環境を修復するという意味も込めまして、今回の緑地を計画しております。そして、この緑地の性格づけとしましては、見て楽しむというんですか、美しい景色が存在することによって価値があるというふうに考えております。2期で考えておりますイベント広場、緑地につきましては、皆さん方に利用していただいて、また遠くからも来ていただけるようなイベント的な広場という位置づけをしております。そこら辺の少し性格的な違いがございます。

あと、港湾周辺の地域の方々ですけれども、一応、そういった緑地があるということは休息なり、あるいは魚釣りとか、そういったことも考えながら楽しんでいただけるというふうに考えております。当然、何回も言いますが、今回の埋立によって自然が損なわれる部分の修復を図ると、そういうふうな意味でもって緑地を考えております。

(委員)

そういった緑地整備プロジェクトで、美しい港湾の演出で便益が77億。総便益の半分以上を占めているという、それについてどう考えられますか。

(港湾・海岸T)

今回の美しい港湾風景の演出を、その便益の帰着者といえますか、母集団を誰にするかというのはいろいろ問題があるんですけど、不特定多数になると思うんですけども、今回は私どもは鳥羽港というのは、かなり著名な観光都市でもございます。そういったことから、観光入込み客が観光に訪れて来る人が見て楽しんでいただくと。そういった意味でこの緑地の便益は出てくるだろうと、そういうふうに想定しております。

(委員)

この16ページに観光客の入込み状況がずっと書いてあるんですが、このプロジェクトによって、平成20年には300万台に落ち込むということですが、このプロジェクトの完成によって、その後の歯止め策といえますか、歯止め数字といえますか、どのようにお考えですか。

(港湾・海岸T)

平成21年度を目標年としまして予測をしております。それまでの最近の5年間の傾向がだんだん減っているという傾向から、平成21年の目標年には387,000人という数字になっておりますけども、私どもはこの1期、2期、あるいはマリントウン21の計画ができれば当然観光客も上がってくると思います。なお、それ以外に三重県としましても、伊勢志摩は特に集客交流の重点地区として、いろいろ構想も持っております。そういった中で、あ

る程度の観光客が挽回されるだろうということを期待しております。

(委員長)

ほかにいかがです。どうぞ。

(委員)

少し確認させてください。資料の6 - 2の地図をちょっと教えていただきたいのですが。今回、私たちが再評価で見せていただいている数字、B / Cの数字だとかその辺は、この1期工事の分だけということによろしいんですよね。

(港湾・海岸T)

はい、そのとおりでございます。

(委員)

そうですね。1期工事を審議するのに、全体計画がないと全体像がつかみにくいからということで、今回全体の説明も付け加えて再審議にかけていただいたということで、あくまでも審議する内容というのは、その1期工事分だということで構わないわけですね。

(港湾・海岸T)

はい、そのようにお願いします。

(委員)

ちょっとこの地図の中で確認したいんですけども、赤い1期工事のところの棧橋がありますけれども、あそこに着く船というのは、B / Cの表の中で市営定期船と小型観光船と大型観光船というのがありますけれども、そのうちのどれが着くんですか。

(港湾・海岸T)

対象船舶につきましては、今言われましたすべて。

(委員)

すべてですか。

(港湾・海岸T)

はい。定期船とか大型観光船、小型観光船。それ以外に離島とかの緊急船とかもござい
ますし、そういったものを対象にしております。

(委員)

今の現状の港湾の地図の中で棧橋が見えますけれども、あそこに今その3種類の船はみんな着いているものが、全種類あの赤い部分に移動するということですか。

(港湾・海岸 T)

全部が移動ということではなくて、新しい所は発着用の施設として考えておりまして、現在ある旧の施設につきましては、主に休憩用の施設というふうになってこようかとは思っています。

(委員)

現在、こちら側で発着しているものが、できた暁にはあの赤い場所に発着するというところでよろしいわけですね。

(港湾・海岸 T)

はい、そのように計画しております。

(委員)

この地図を見せていただくと、鳥羽駅とかメインの商業地の所からの距離というのは、倍近くなるように見えるんですけども、出していただいた便益の 9 ページの表で、削減時間、時間短縮便益というものが随分カウントされているんですが、これは何の時間が削減される。その旅客移動コストの削減であるとか、船舶移動コストの削減というところで、削減時間というふうに出ているんですけども、何にかかる時間が削減されるのですか。

(港湾・海岸 T)

基本的にまず、今の施設で営業を営んでおられる市営定期船とか小型観光船等の方々にヒアリングした結果、現況はかなり混雑をしておりますので、待ち時間といいますか、出港するとき、あるいは帰ってくるときの待ち時間が 5 分間生じるということで、今回新しく整備することによって、その 5 分間の待ち時間の解消が図れるということで、便益を出しております。

そして、上の段の旅客移動コストの削減便益でございますけれども、これは 4.4 分という削減時間になっておりますけれども、これは先ほど申しました待ち時間の 5 分から、今回新しく計画しておりますターミナルビルにつきましては、現況がそこにありまして、駅から考えますと少し遠くなります。これは 100m くらいと考えておりまして、その距離が遠くなる分削減時間を控除しております。そういったことから 4.4 分としております。

(委員)

旅客移動コストの削減時間というのは、待ち時間が短縮になった分そのままではなくて、移動にかかる部分が逆に増加するので、その分が減らしてあるというご説明ですか。

(港湾・海岸 T)

そのとおりでございます。

(委員)

わかりました。

(委員)

簡単な質問ですが、3ページに今まで進捗率が71%で、残り計画では5年間に29%残っているということになっているんですが、一番ここで今のスライドとの関連ですけれども、残っているもので一番インフラ的に必要とするというか、それは船が安全にそこに入って機能するためには防波堤(東)と(北)という部分がまだ残っているということになっているんですね、一番大きい。一番大きいのは棧橋(中)なんですが、防波堤(東)が約8億2,000万円の事業というところは、まだ全然できていないということなんですか。これは防波堤(北)かなりできていて、残り・・・ということなのか。どういうふうに見ればいいのか教えていただけますか。

(港湾・海岸T)

はい。防波堤(東)につきましては、全長260mでございます。総事業費から今までの整備済を換算延長にしますと198m分終わっております。残事業としましては62m分の残事業費が残っているということでございます。防波堤(北)につきましては、ほとんど施設は完成しております、あと少し上部工的なものが残っているような段階でございます。

(委員)

そうなってくると、大きく今残されているのが棧橋(中)、それから棧橋(東)。そうですね。それが残っていて、あと緑地が6億の予算になっていますね。その緑地の6億という予算はという。これは今できていないということなんですか。教えていただきたいのは、どの辺ができていて、どの辺ができていないのかというのは、どういうふうに見ればいいのかということですね。

(港湾・海岸T)

緑地部分につきましては、現在埋立中ございまして、今年度中にほぼ埋立が完了する予定でございます。したがって、あの上物といいましょうか、木を植えたり、あるいはベンチ等とかいろいろ施設をつくったり、そういったものの費用が残事業として残っております。

(委員)

それがちょっとわからないのが、埋立をしながら今緑地を調整しているような感じですよ。今の表の3ページの残事業の表の読み方がちょっとわからないのですが、言ってみると、埋立をしながら緑地のかなりの部分が今既にできていて。そうですね。2,426m²の中の1,400、半分以上のものができていて、992が残っているのが6億だということで見ればいいんですよ。

(港湾・海岸T)

すいません。ちょっとわかりにくい表になってしまして申しわけないんですけども、この緑地の全体計画の中には、埋立と上物以外の基礎の部分と言うんでしょうか、周りを囲

む部分も入っております、それも緑地というふうな予算の中で施工しております。実際その絵で下側に旧の防波堤があるんですけども、そこに埋立をする場合補強が必要となっております。そういった費用とか、特にそこら辺が今回の主に8億くらいの実績の中にも入っております。それプラス埋立ということで、その全体費用が8億くらいの消化額となっております。

(委員)

どういうことかと言うと、71%で既に進行していたものに対しては、今出てきたものですからあれなんですけど、今後あと5年間に31億という予算をもって、それを全部整備をするということになったときに、コスト縮減とかいろんな計画を、できるだけお金かけずにいいものができる努力をするということは当り前のことなんですけど、そういったときに例えばこういったようなものが残っていて、どういうところにコスト縮減というところの部分が考えられるかというところを見ていたんですね。

そうなったときに、この表ではなかなかわからないところがあって、平たく言えば緑地に6億というようなものがこれだけの面積で、これが普通考えたときのもの、普通考えた公園事業とか、そういったときの経費と考えたときに、結構高いなという感じがしたものですから。残りの992m²に6億というお金がかかるのは、いかがなものなのかということで聞いていたら、そのほかのいろんな部分だとかやっているとすれば、これからの6億というかたちで計上するのはおかしいのではないかとということで、今質問しているところなんです。

(港湾・海岸T)

緑地とはお金をかければかけるほど、いいものができるというのは当り前なんですけども、その中で皆さんに十分満足してもらうのはどれくらいのものでいいかということにつきましては、いろいろ市さんとも調整しながら考えていきたいと思うんですけども。現在この6億と置いております数字は、こういった観光客の方あるいは定期船の旅客の方に楽しんでもらえる、ゆっくり休んでいただける緑地として、これくらい必要であろうという想定のもとに金額はじいております。しかしながら、先ほどご指摘もありましたように、いろんな面でコスト縮減も当然考えていかなければならない問題だと思いますから、もう少し実施計画の中でいろいろそこら辺は考えていきたいと思っております。

(委員)

ぜひこの部分が992に関する6億というものは、どうも納得いかない大きな金額だと思っておりますので、緑地の部分に対する具体的な、どういうようなところにどれだけかかって、例えば囲むところがかかったものも全部緑地に、既にかかったものも、ここのこれからかわるだろうと思われるところに計上されたとしたら、それは省いていかなければいけないと思っておりますので、見直しをお願いしたいと思います。

(港湾・海岸T)

わかりました。

(委員長)

ほかにいかがでしょう。ようございますか。では、私から最後に1点だけ。前回もお聞きしたかもしれませんが、海の玄関口に入ってくる大型観光船というのは、どのようなものを想定されていて、それは実現性のあるものかどうか。

(港湾・海岸T)

鳥羽港は過去に大型観光船がときどき入ってきておりまして、現状では沖泊ということで、沖に停泊しまして小さな船で陸の方へ送っているというような現状でございます。今までの実績を申しますと、平成14年度は鳥羽港に8隻の大型観光船がまいっております。具体的には例えば、飛鳥、オリエントビーナス、日本丸、クリッパーオデッセイといいますが、そういった名前の大型観光船が入港しております。

(委員長)

それはこれが整備されると、定期船になるというんでしょうか。今までふっと来る。そこは非常に大きな問題だと思うんですが。

(港湾・海岸T)

将来的にはこういった船がもちろん着くような施設をつくれれば、大型岸壁をつくれればそこに恒常的に入っていただけるような、そういった誘致活動も考えていきたいと思っております。

(委員長)

ごめんなさい、私パースを見て、堤防と2期の緑地の向こうに大型船が入っている絵があったもので、それはもう折込済みなのかなと思って、今確認した次第なんです。それは別に着岸地じゃないんですか、あのパースの絵は。

(港湾・海岸T)

もちろん大型、2万トン級の大型観光船が入れるような施設になっておりまして、現在毎年来ております大型観光船が、沖泊がこれをつくることによって、実際そこに着岸できるということで、より安全であるいは来ていただけるような格好になるかと思えます。

(委員長)

ですから、質問したのは、それが並行して契約とか定期船化ということが行われているかということをお聞きしたんです。

(港湾・海岸T)

今、8隻くらいという話でしたが、過去最大では二十何隻というものが来てまして、それから徐々に減ってはいるんですが、だいたいその8隻につきましても、定期的とは言えないかわかりませんが、同じ時期に来ているようなことがございまして、それは続いて

いくんじゃないかなというふうに思っています。ただ、ほかの部分の船につきまして、さらに定期的な契約とありますが、そういったものがされているかということ、今現在はそこまでいってございません。

(委員長)

はい、ありがとうございました。では、よろしゅうございますか、鳥羽港の審議について。はい。では、以上でありがとうございました。

(公共事業総合政策分野総括M)

委員長、すいません。ちょっと補足をさせていただきます。

(委員長)

はい、どうぞ。

(県土整備部長)

前回の委員会に私出てないもので、非常に申しわけなかったんですが、今この資料含めて説明させていただいて、今の先生方のご意見を聞いて、特に先生とか新しい先生なんかのご意見の中で、地元の人々の理解とありますが、この事業に対するかわりに対するご指摘ありました。非常にやはりこれから公共事業全般的にこれだけじゃなくて、当然地域住民、もちろん税金を負担するのは地域住民がかなり多いわけで、そういう人たちの理解というのが非常に重要になってきます。そうした場合にここに出ている数値というのは、私も今実は正直言って、今細かく見て、非常にやはり問題かなという認識を持っております。

それと、あと便益が1.06と。1は超えていながら、決して1を超えていればいいというものではなくて、やはり1.0というのは決して満足いく数字ではなくて、またいろんな不確定要素がある中で、非常にぎりぎりの数字かなと思っておりますので、先ほど朴先生からもコストの問題が出ました。コストをもちろん下げるといふのと、便益の手法がそういうアンケート調査なんかを使って、非常に主観的な要素を含んだ評価になっております。

したがって、新しい委員がおっしゃったことですが、できるだけ地域住民のもっと関心というか評価を得て、結果として、地域住民、離島住民含めて、その便益がもっと出るような努力を事業者としても、あと5年間あるわけですが、早速今年度からでもさらに努力をして、結果としてそういう便益もプラスして、なおかつコストを下げて、結果としてこの1.06をさらにもっと上げるような努力を、可能な限りしていきたいという、一応責任者としての決意を最後に述べさせていただいて、よろしく願いいたします。

(委員長)

その場合、Bをいじるか、Cをいじるかという問題あるんですが、両方と考えるとよろしいですか。

(県土整備部長)

多分、両方だと思います。皆様のご指摘を受けまして、さらに努力をさせていただきます。

たいと思います。

(委員長)

ありがとうございました。補足説明もありがとうございました。それでは、鳥羽港港湾ありがとうございました。

では、引き続きまして、14番、15番の道路事業の審議を行います。よろしく準備をお願いいたします。

(公共事業総合政策分野総括M)

引き続きやらせていただいてよろしいですか。はい。

(道路整備TM)

道路整備チームの山口でございます。よろしく願いをいたします。先日の委員会で14番一般国道260号下津浦拡幅と15番一般国道260号志摩バイパスにつきまして、ご意見をいただきましたので説明を申し上げます。

この2件につきましては、総事業費が平成10年度に行った再評価時点に比べ、多額の増加となっており、増額に至った時系列的経緯及び事業決定過程が不明確なため、その妥当性を判断できないという意見をいただきました。そこで、事業当初からの全体事業費の時系列的な経緯と事業決定過程について、調査してまいりました。この中で全体事業費の見直し方法や、公共事業見直し基準の運用について、課題が明らかになってまいりました。そこで、今後のことも含めまして、事業着手時の全体事業費の考え方、増額に至った時系列経緯、再評価以後の全体事業費の見直しについてというかたちで整理してまいりましたので、この順番に沿ってご説明申し上げます。

資料14-2、1ページをご覧ください。初めに事業当初の決定過程としましての事業着手時の全体事業費の考え方につきましては、事業着手当時の事業採択要件としましては、大型車のすれ違い困難箇所の解消等の定性的な効果や必要性で判断しておりました。当時はB/Cの評価手法が一般的でなかったことから、事業の定性的な要件を重要視しておりまして、全体事業費などのコスト意識は希薄でございました。当時の全体事業費は5年から10年の標準的な事業期間や年間の投入可能額を勘案して算定しておりました。ただ、単年度ごとの事業量に対する事業費の妥当性につきましては、十分な審査を行っておりました。

次に、増額に至った時系列的経緯というかたちで、前回の再評価時点での全体事業費の算定についてでございますが、まず再評価の導入につきましては、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、三重県では平成10年度から公共事業再評価システムを導入しております。このため前回の再評価は三重県の道路事業としまして初めての再評価でございました。

次に、B/Cにつきましては、道路事業におきますB/Cの考え方は、平成10年度から導入されておりましたが、一部区間が供用済みである事業につきましては、平成13年度まではB/Cを算定しないこととなっております。本案件は、前回再評価時点におきまして、一部区間が供用済みでありましたことから、B/Cの算定は行っておりませんでした。

このため、前回の再評価では、定性的な事業効果や技術面での計画の妥当性をご審議いただくことを重要視しておりました。

次に、全体事業費の算定についてでございますが、従来全体事業費の見直しは、年度年度においては行わずに、事業の進捗に伴って一定規模の区間の整理が完了した時点や、橋梁等の大型構造物の事業費が概ね確定した時点において行っておりました。前回の再評価におきます全体事業費はB / Cを算出する必要がなかったことから、これを用いております。

今後の再評価における全体事業費につきましては、当該年度までの実績と、次年度以降の残事業量を勘案し、算定してまいりたいと思います。それでは、事業箇所について、担当の佐竹の方からご説明申し上げます。

(道路整備T)

それでは、4ページをご覧ください。一般国道下津浦拡幅の全体事業について、具体的な数字を取りまとめております。まず上の表をご覧ください。前回平成10年度再評価においてご審議いただいた全体事業費と、今回ご審議いただく全体事業費でございます。前回の全体事業費としては33億6,300万円となっております。次に、平成10年度までに橋梁やトンネルといった大規模構造物を除きました道路工事延長1,941mのうち、23億2,500万円の全体事業費により1,204mが完成しております。これをもとに道路工1mあたりの工事費を算出いたしますと144万円となります。

次に、スライドをご覧ください。仮に平成10年度までの実績、道路工におきましてはメーター当たり144万円、橋梁、トンネルにつきましては、その時点での設計の結果を踏まえまして全体事業費を算出していたとしますと、53億900万円となります。今回、ご審議いただく平成15年度時点の全体事業費57億6,300万円との差は、4億5,400万円となります。このことから、前回の再評価時点において、実績をもって全体事業費を算出しておったならば、24億もの増額とはならなかったと考えております。

次に、平成10年度から平成15年度までに発生した全体事業費の増額の要因でございますが、当事業の道路部の切土部におきまして崩壊の恐れのある法面につきましては、吹付け法枠工を施工し、法面を安定させております。スライドをご覧ください。左上の写真が良好な地山の切土法面における厚層基材吹付け工の写真でございます。右下の写真が脆弱な地山におきます吹付け法枠工でございます。法面を緩く切った上に法枠で押さえることによって、安定させています。このような吹付け法枠工が必要な切土法面の面積を平成10年度においては7,500平米程度と予測しておりましたが、平成14年度の調査におきまして約5,000平米増の12,500平米となったことが、事業費増額の主な原因であると考えております。

次に、ページの下の表をご覧ください。今回ご審議いただく全体事業費57億6,300万円につきましては、平成15年度までの実績51億1,300万円に、平成16年度以降の残事業費6億5,000万円を加算して算出しております。

5ページをご覧ください。平成16年度以降の残事業費6億5,000万円は、残る延長291mの事業量に対して、平成15年度までの実績に基づき積み上げた工事費にて算出しております。このように、今回再評価における全体事業費につきましては、これまでの実績と残

事業の数量を積み上げたもので算定しておりますので、今後大幅な事業費の変動はないと考えております。

続きまして、一般国道 260 号志摩バイパスについてご説明申し上げます。資料 15 - 2 の 1 ページをご覧ください。一般国道 260 号志摩バイパスの全体事業費について、具体的な数字を取りまとめております。上の表をご覧ください。前回、平成 10 年度再評価においてご審議いただいた全体事業費と、今回ご審議いただく全体事業費でございます。前回、再評価での全体事業費といたしましては、92 億 7,900 万円となっております。次に、平成 10 年度までの当事業の実績でございますが、橋梁を除きました道路工延長 4,855mのうち、53 億 200 万円の事業費により 3,330mが完了しております。これをもとに、道路工 1 m当たりの工事費を算出いたしますと、61 万円となります。

スライドをご覧ください。仮に平成 10 年度までの実績、道路工においてはメーター当たり 61 万円、橋梁につきましてはその時点での設計経過を踏まえ、全体事業費を算出していたといたしますと、115 億 3,900 万円となります。今回ご審議いただく平成 15 年度時点の全体事業費 117 億円との差は 1 億 6,100 万円となります。このことから、前回再評価時点において、実績をもって全体事業費を算出しておれば、24 億 2,100 万もの増額とはならなかったと考えております。

次に、当事業の全体事業費増額の主な原因でございますが、当事業は災害時のリダンダンシーの確保等を勘案しまして、バイパスルートを選定しております。志摩町の中心部である和具地区周辺につきましては、太平洋側から英虞湾にかけて集落が密集していることから、地区内を分断するルートは現実的ではなく、和具浦大橋はこのため延長 582mの長大橋となっております。このような長大橋に加えまして、海上を渡るルートの橋梁は県内において実績が少ないことから、当初予定した工事費に比べ、詳細設計や設計基準の見直し等の結果に伴いまして、工事費の大幅な増となったことが、事業費増額の主な要因であるとと考えております。

次に、1 ページの下の表をご覧ください。今回、ご審議いただく全体事業費 117 億円につきましては、平成 15 年度までの実績 97 億 5,700 万円に、平成 16 年度以降の残事業費 19 億 4,300 万円を加算して算出しております。

2 ページをご覧ください。平成 16 年度以降の残事業費 19 億 4,300 万円は、残る延長 1,013 mの道路工の事業量と用地補償費及び橋梁工を、平成 15 年度までの実績をもとに積み上げて算出しております。このように、今回の再評価における全体事業費につきましては、これまでの実績と残事業の数量を積み上げたもので算定しておりますので、今後大幅な事業費の変動はないと考えております。

(道路整備 T M)

それでは、最後になりますが、再評価以後の全体事業費の見直しということで、継続事業の取扱いにつきまして、ご説明申し上げます。もう一度、資料 14 - 2、1 ページをご覧ください。三重県公共事業評価システムにおきまして、継続事業については再評価及び公共事業見直し基準等により、事業進捗状況をチェックするとなっております。

この公共事業見直し基準については、3 ページをご覧ください。この中に「社会経済状態の変化により、住民ニーズ、事業の主目的が喪失したもの及び事業効果が著しく低

下した事業」としまして、「需要量の大幅な減少や停滞、費用の大幅な増加等により、計画の必要性や効果について、合理的な説明が困難になった事業」と規定されております。また、見直しの手順としましては、「見直しにあたっては、地元関係者等と十分な調整を行い、三重県公共事業再評価審査委員会に諮問の上、県としての対応方針を決定していく」となっております。

これまでに再評価制度導入以前から継続している事業につきましては、主に定性的な要件にて評価、運用してまいりましたが、今後は今回ご指摘のあったことを踏まえまして、費用の大幅な増加等により計画の必要性や効果について、合理的な説明が困難となった事業につきましては、速やかに公共事業再評価審査委員会へ諮問するなど、公共事業見直し基準を的確に適用してまいりたいと考えております。よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

(委員長)

ありがとうございました。意見書に沿って的確なご回答、大変ありがとうございました。委員の方々、いかがでございましょう。ご確認、質問どうぞ。

(委員)

志摩バイパスの方についてですけれども、前回の審議のときに委員から、両側歩道についての質問があったように記憶しております。両側歩道にしなければ、全体として幾らくらい減額が本当はできたのかなというふうに、私もお聞きしたいなと思っていたのですが、その金額というのは今出ませんか。

(道路整備T)

残事業の中での金額ということで、ちょっと算定してまいりましたので、全体事業ではないんですけども、用地費も含めましておよそ1億2,000万程度の減額になると算定しております。

(委員長)

ほかにいかがでしょう。下津浦拡幅、志摩バイパスでございますけれども。どうぞ。

(委員)

これはちょっとコメントです。前回に例えば志摩もそうですし、もう1つ下津浦拡幅もそうだったのですが、全事業の総額の3割近い増額になっている部分を、大幅な増額とかそういったときに当てはまる。それはもう30%、3割近くいっているということで、そういった場合は既に再評価とかから手が離れたようなかたちで進んでいくと、あるいは計画が立てられているということに対して、再評価委員会はどういうことをしたらいいのかということ話をしたり。たまたま両方の増額というものが、かなり似たような24億とか20億とかそういうことになっていて、それぞれの各事業は異なる事業でありながら、どうして似たような増額になっていて、しかもあれだけ大幅な増額になっているのかということに対する見直し条件を考えてくださいと言った者から見ると、今回、まず両方にかかわ

るものとして、見直しということを考えているということと、さっき委員長からいつごろだといったときに、素早く対応したいということだから、真摯な対応には非常に感謝してありますが。ただ、1つだけ両方にかかるものとしてお願いしたいのは、大幅なという、大幅というかなり日本語って素晴らしい言葉でありまして、このくらいだったら受認限度に入る、これだったらちょっと困るとか、そういうのがだいたい具体的に言わなくても、ある程度常識的な線でわかるというかたちでやっているのも、社会の1つの構造なのかもしれないけど、でもこれは公共事業ということで、公的なところできちんとしたかたちでやっているものですから、例えば今回もはっきりしたこと出てないので、大幅なというかたちでの見直しのときに、この大幅をどういうふうに考えるのか。

それは定量的に、もしくは定性的に必ずすべてのものが定量的にできることではないということもわかっていますので、定量的に定性的にどういうふうに考えていくのかという部分に対しては、本当にまた大変なことだと思うんですけども、真摯な検討をしていい返事をいただきたいと思うんですね。これが1つのコメントです。

最後に1つなんですが、要するに両方の部分を見直して考えてみたときに、残事業で志摩バイパスの場合には19億が残事業費として考えられますよと。で、前回出された24億というものじゃないんですよと。約5億くらい少なくなったんですよというふうに考えてよろしいですか。それと、下津浦拡幅もそうなんですけれども、両方に関してもそういうふうに考えたらいいということでもよろしいですか。

(道路整備T)

すいません。志摩バイパスにつきましては、実績をもとに算定しておったならば、その24億の増が1億6千何某かの増になっておったであろうということで、ご理解いただければと思っております。

下津浦につきましては、24億のところは4億5,400万という数字になっておったであろうということで、ご理解いただければと思っておるんですけど。

(委員)

その部分に関しては、先ほどの表に出されている根拠でよろしいですね。わかりました。

(委員長)

委員言われました増額の基準については、委員会内部でも検討しなきゃいけないと思っていたんですけど、委員の方から事務局へ投げてくださいんですけども。こちら身軽になるかなという気もするんですが、委員会内部でも考えてみたいと思います。ほかにございませんか。どうぞ。

(委員)

ちょっと初めてで聞き漏らしたかもわかりませんが、増額の理由についてですけども、全体の事業計画を立てるときと、その後それぞれ詳細設計をして費用を算定したときでは、構造物によってはかなり差が出てくる要素がある部分があると思うんですけど、今回の

増額の要因の中に、何かちょっと違うような説明をされたように思ったものですから確認させて下さい。これは事業計画段階での工事費と、差額が出ているのは詳細設計による差額ではないのでしょうか。先ほど何かどちらだったですかね、志摩の方の和具浦大橋について、実績が少ないとか何かいろいろ理由を言われて、それで増額しているような説明を受けたんですけども、私の予想では、いわゆる詳細時と計画時の違いというのが大きな要因じゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

(道路整備T)

ご指摘のとおりでございます、詳細な設計をして、結果として大きな増となってきたというかたちになっております。

(委員)

そうしますと、これは基本的な問題で、恐らく次回か次々回にそういう公共事業費の算定のことについて、予算計画のことについて、また説明があるようですけども。今日の委員会での目的は、今までのやり方についての、何て言うんですかね。これは委員長にお話ししなければいけないかもわかりませんが、やり方についての評価を行って、今後どう活かすかということなんでしょうか。この今日の今この案件について、今後の事業費の算定のしくみについて、見直さなければいけないのであれば、これはもう必ず事業費増減の要素は多かれ少なかれ発生するので、それをどう考えるかだと思っております。

(委員長)

今おっしゃったことは、審議の過程で付帯して出てくる事項だと思います。基本的には、この赤のインデックス、これの5番ですけども、その第2条に再評価対象事業というのがございます。そして、その第3条に、それについてどのようなことをこの委員会で審査するか。これが主とした目的でございますので、今委員の言われたことは、この中から派生して出てくる。もしそういうことを見直しのことを提言してよろしいのでしょうかとか、いや、現行の積算ですとっていくんだとか、そこから出てくる矛盾を直してもらおうとか、根本的に直すとか、それは付帯して出てくるご意見だと私は考えますが、基本的にはこの項目でございます。どうぞ。

(委員)

非常にいろいろと整理をしていただいておりますが、今までお聞きしておりましたら、地盤の調査をしたことによって、かなり差額が生じたということが多かったわけですね。それは、これからも常にやっぱり存在していくと思うんですが、その誤差についてはどういうふうこれから前向きに考えようかなというように思っているのか、お聞きしたいと思います。

(道路整備T)

詳細な調査によって、そういうことが、地盤とか予測できないものがあるというのは、今後も起こり得ると思うんですけども、ただ、今後はその時点時点でその事業費を見直す

というかたちで、今まで予測していたものを的確に反映していくというかたちで、もし予測できないものがあったとしても、その時点で速やかに反映していくというかたちで対応していきたいと考えております。

(委員)

調査の回数を予め増やそうとか、数を増やそうとかいうことは、お考えになっていらっしゃるということですね。

(道路整備T)

初めに詳細に調査するというのも必要かとは思いますが、ただ、当初。

(委員)

常に積算しなかったから誤差が生じたという理由も、大きくあると思うんですが、ほかの理由としては調査をしなかったから思いがけずたくさんかかったというふうな理由が多かったと思うんですよ。その点については、何かいい対処方法というのは考えられたのかなと思ってお聞きしたんですが。

(道路整備T)

今後は、事業進捗状況に合わせて的確に調査をしていって、素早く反映させるという説明責任も必要でございますので、素早く全体事業費に反映させていくということで対応していきたいと考えております。

(委員)

工事に入る前に詳細に調査するというので、あまり今とは大きな変化はなくて、全体的に予めちょっと調査をする場所を増やすとか、そういうことは考えてはいないということですね。

(道路整備T)

当初、できる限り今ある資料の中で、こういう状態が主に大きく出ておりますけれども、現存する資料の中で概ね必要となるべきところで地質の調査はしておりますので。ただ、それをもう少し越えてそういう事態が生じたならば、その時点時点で適切に対応していきたいと思っております。

(公共事業総合政策分野総括M)

今のご指摘につきましても、この問題は公共事業全体の話ですので。これ道路だけでなく、当初採択というか着工の際に、つかめるだけつかむということ。それからやはり、途中で速やかに、どうしても想像し得ないことが起こる場合は、事業にまた反映して改訂していくとか、そういうこともあわせて今後やっていく必要があるかなと思っておりますので。先ほどちょっと申し上げました中の改善方策等の中に入ってくるかなと思うんですが、その中でもちょっと取りまとめして、またご説明させていただきたいと思っておりますので、よ

ろしくお願いします。

(委員長)

今の方法ですけれども、例えば、当初予算と比べて5年後25億の増があったという場合、1年ごとに5億の増で階段を上がっていくという場合もあります。その場合にはおっしゃったように、突如非常に難工事ができたと。その場合にはもっと上がるという、そういうかたちになるかと思えますけれども。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。ありがとうございました。ここで一旦休憩を挟みまして、6番でございますけれども海岸整備事業、26番の港湾事業、そして今ご説明いただきました14番、15番の道路事業の委員会意見をまとめたいと思います。よろしゅうございましょうか。はい。

再開時刻はいつにいたしましょう。

(公共事業総合政策分野総括M)

ちょっと食事と、それから朝一番の件もちょっとご議論願わねばいけないと思っていますので、1時間くらい取らせてもらうということで、1時半くらいからでよろしいでしょうか。

(委員長)

はい、13時30分です。それから、今日午前中全部パワーポイントで、私どもの意見書に沿って初っ端の事業、それから鳥羽も今回も、非常に意見書に沿ってわかりやすく説明していただきました。大変ありがとうございました。

(休 憩)

(委員長)

6番の海岸環境整備事業、26番の港湾事業、14番、15番の道路事業の意見書(案)を検討いたしましたので、私が読み上げます。なお、文章化されました意見書につきましては、後ほど事務局に手交いたしましたして、後日事務局から各委員に配付していただくこととなります。では、読み上げます。

意 見 書 (平成15年度第7回再評価審査)

三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

平成15年12月15日に開催した平成15年度第3回三重県公共事業評価審査委員会において、県より海岸環境整備事業1箇所、港湾事業1箇所、道路事業2箇所の再審査依頼を受けた。

この事業に関して、県の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審

査を行った。

2 意見

各審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 農業農村整備事業

6番 島勝地区海岸環境整備事業【再審査箇所】

6番については、平成4年度に事業着手し、10年を経過して継続中の事業である。平成15年9月2日に開催した第2回三重県公共事業再評価審査委員会で審査を行った結果、離岸堤（潜堤）延長の必要性について判断できる資料が不足していた。

今回、第3回三重県公共事業評価審査委員会において再審査を行った結果、工事費と工事箇所について第2回三重県公共事業再評価審査委員会において提出された資料と不整合であり資料の信頼性に欠けるものとする。また、潜堤の施工による湾内の生物環境への影響についても説明不足であった。したがって、次の説明資料の提出を待つて再々審議とする。

一、事業本来の目的と追加事業の整合性に関わる資料

一、年間、維持管理の具体的な内容と経費

(2) 港湾事業

26番 鳥羽港港湾改修【再審査箇所】

26番については、平成6年度に事業着手し、概ね10年を経過して継続中の事業である。平成15年10月1日に開催した第3回三重県公共事業再評価審査委員会で審査を行った結果、当事業は、鳥羽マリンタウン21構想のインフラ整備と考えられたが、この構想を評価できる資料が不足していた。

今回、第3回三重県公共事業評価審査委員会において再審査を行った結果、事業継続を了承する。

ただし、次の点に意見を付すものである。

一、事業の推進に当たっては、事業計画についていっそう住民に周知するとともに、住民参画を図っていくよう求めるものである。

一、残事業については、計画、実施面においてコスト縮減に努めること。

(3) 道路事業

14番 一般国道260号下津浦拡幅【再審査箇所】

15番 一般国道260号志摩バイパス【再審査箇所】

14番、15番については、昭和63年度に事業着手し、平成10年度に再評価対象事業として一度審査を経た事業であり、その後概ね5年を経過して継続中の事業である。

平成15年11月27日に開催した第2回三重県公共事業評価審査委員会で審査を行った結果、総事業費が平成10年度に行った再評価時点に比べ多額の増額となっており、増額に至った時系列的経緯および事業決定過程が不明確なためその妥当性を判断できず、したがって、今後の事業計画についても信頼性に乏しいと判断した。

今回、第3回三重県公共事業評価審査委員会において再審査を行った結果、事業継続を了承する。

以上でございます。よろしゅうございますか、委員の方々。はい。それでは、当意見書をもちまして、答申といたします。

では、続きまして、35番、36番の都市公園事業の再審議を行います。一括してご説明をお願いいたします。

35番 都市公園事業 北勢中央公園【再審査箇所】 四日市市、菰野町、大安町

36番 都市公園事業 大仏山公園【再審査箇所】 明和町、小俣町、玉城町

(都市基盤T)

では、都市公園事業について説明いたします。都市公園事業につきまして、前回11月27日のご意見なんですが、今後の事業の妥当性を求められたものが35番の北勢中央公園、それからB/Cの算定手法について、県の実情に合った独自の考え方を示しなさいというのがこれから審議を行います5件。それから、平成10年に再評価を受けて今回までの間に大幅な事業費増が見受けられるものがある。これが熊野の山崎運動公園。これらについて、ただ今から説明したいと思います。

なお、説明ですが、まず35番の北勢中央公園の計画性を説明した後、その中におきまして、これから行います5つのB/Cの算定の手法は共通いたしますので、一括して代表で私の方で説明いたしまして、個々のデータにつきまして、担当の市町村の方から説明するというかたちを取らせていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

では、35-2北勢中央公園について説明いたします。お手元の資料は1ページからご覧くださいませ。北勢中央公園につきましては、昭和58年度から平成20年度までの25年間の事業期間にわたり進められております四日市市、菰野町、大安町にわたる98.1haの広域公園でございます。全体事業費は今年度見直し策定した計画によりまして167億円、事業着手時の目的としては、北勢地域にスポーツ、レクリエーションの場を提供すると。事業着手時の全体計画は263億円。現在まで19.8haの整備が進んでおりまして、主な整備内容として、野球場、テニスコート、芝生広場等がございます。

平成10年度の再評価におきまして、このような答申を受けましたが、特に社会状況、住民ニーズの変化に対して基本計画、施設計画変更後の、あるいは箱物整備に関しては維持

管理費も含め実施前に再検討するということを重視いたしました。

社会状況、住民ニーズの変化は以下のとおりでございます。厳しい財政状況により箱物整備が抑制されており、環境問題が盛んになり、住民参加型の行政というのが進められております。また、住民ニーズというも従来に増して環境資源の保全、あるいはこれらを活用した公園整備への要望等が出ております。また、里山自然活動など公園事業に参加しようという意向も現れております。さらに従来からのジョギングクラブや企業のサークルの利用というものも増えております。このようなことから、10年度の再評価の結果に基づき、今後の公園事業を見直していくということにいたしました。

さて、この事業にかかるにあたりましての、当公園事業の位置づけというのをご説明いたします。まず、北勢中央公園は、昭和58年11月に都市計画決定されたもので、同年度の59年の2月に事業認可を受けております。この中では恵まれた周辺環境の保全を配慮し、北勢地域にスポーツ、レクリエーションの場を提供するために広域公園を整備するということになっております。

都市計画決定がされ、その後事業認可を受けるということにより、この区域内の土地というのはすべて都市計画法の適用を受けることとなります。それからずっと時期を経まして、平成9年の11月「三重のくにづくり宣言」総合計画でございますが、この総合計画の中におきましては、当北勢中央公園は四日市生活創造圏の中において、良好な風致や景観を備えた地域環境を形成する場、あるいはスポーツ・レクリエーション、そして災害時の非難場所あるいは防災拠点ともなる場というふうに位置づけられております。

また、都市緑地保全法という法律の中におきましては、都市計画の区域内の市町村ごとの緑の計画に関して、緑の基本計画というものを策定するように定められております。その緑の基本計画を市町村ごとに策定する、その大きな指針となるべきものとして、平成10年の3月に三重県におきまして広域緑地計画というものを策定いたしました。この広域緑地計画の中の「緑地配置構想」におきまして、当北勢中央公園の位置は、四日市地区広域都市計画区域における広域緑地公園。さらに鈴鹿山脈に繋がる都市と自然を結ぶ自然生態系の回廊、エコロジーコリドーという言葉で呼んでおりますが、このように位置づけられております。

このように、当地は広域公園として位置づけられた所でありましてということを、まず前提として位置づけておきます。

これは北勢中央公園の平面図でございますが、黒く囲った部分が都市計画決定された箇所、事業認可を受けておる部分です。このうち黄色い部分が既に公園の用地として指定された部分、ピンクの部分がこれから公園用地として取得されていく部分でございます。都市計画決定において、公園用地として指定され事業認可が下りますと、この中の区域というのは、都市計画法に基づく行為の制限というものを受けます。特に、地権者にとりましては、昭和58年の都市計画決定から既に20年を経て、20年間ずっと都市計画法による行為の制限を受けているところであり、一刻も早い用地の買収というのが望まれるところなんです。事業費の関係あるいは事業の進捗上思うように進まずに、早期の公園用地化、早期の買収取得が必要と考えられておる部分でございます。

事業の経緯と今後の事業計画です。このように位置づけられた土地において、今後どのように公園事業を展開していくかというのを検討すべく、平成10年度の再評価の結果、い

わゆる社会状況、住民ニーズの変化に対してということを受けまして、今回基本計画の見直しを行いました。基本計画の見直しの中では、基本コンセプトとしまして、生涯学習のできる自然体験型の公園というふうに位置づけました。今後ですが、北勢中央公園の整備計画検討委員会というものを、現在ずっと行っておりますが、16年の1月にこの基本計画をまとめ、それを受け来年度以降、施設整備に向けた詳細設計に入り、施設整備に入っていきたいと考えております。

基本計画の策定内容です。お手元の資料は9ページ、10ページをご覧ください。9ページ、10ページの考え方の表を抜粋してまとめたものがこちらでございます。北勢中央公園は広域公園として位置づけられており、上位計画との整合ということで、総合計画くづくり宣言と広域緑地計画がございます。さらに今回基本計画を策定するにあたり、整備状況あるいは累計調査、利用者アンケート、地元意識調査を行いました。その結果、課題と対応策ということで、以下の7点を設けました。自然を最大限に取り込んだ公園、家族で楽しめる、そして健康づくりに寄与する、平日と休日の利用形態に応じたメニュー、緑の広域的なネットワーク、地域社会の拠点、そして住民参加。これらをまとめたテーマが、先ほどの生涯学習のできる自然体験型というふうなかたちで位置づけました。

この基本テーマをもとに、整備方針としてこの4つを設けました。資料の方は10ページの方になります。この4つの整備方針を受けて、現在の北勢中央公園の整備状況であるとか、自然環境条件等を勘案して、ゾーニングということで、この5つの自然保全・再生ゾーン、体験・学習ゾーン、スポーツゾーン、レクリエーションゾーン、エントランスゾーンというものを設けました。

資料の方は5ページでございます。5ページのゾーニング図をご覧ください。このように北勢中央公園の中を5つのゾーンに分けたものがこちらでございます。基本テーマとして自然体験型ということをやったように、今後も自然体験をアピールしていくべく、住民参加や住民パワーというものを利用した公園の運営等が考えられるところでございます。今後、そのソフトプログラムあるいは公園運営の仕組み等を考えていくために、検討委員会あるいは地元の利用者の生の声等を聞いていくことが必要かと思っております。また、他府県の先進地事例なども研究しながら、公園の活性化、それに向けた運営を進めていきたいというふうに考えております。

こちらがその新しい計画に基づく今後の整備計画でございます。黄色の部分が既に整備済みで開園されている部分、赤い部分が今後整備を進めていこうと考えている部分でございます。

残事業費の内訳です。北勢中央公園は全体事業費167億円、平成14年までに119億円、今年度1億1,000万円、残事業費は46億円です。46億円の内訳は以下のとおりでございますが、用地の取得というのが最重要課題となっております、残事業費で一番大きなウエイトを占めております。

続きまして、費用対効果分析です。前回の費用対効果分析の中では、大規模公園費用対効果分析マニュアルに基づいたものを提示しておりました。このマニュアルに基づく間接便益というものが実情と合っていないということで、県独自の公園の利用者の満足度等を表したものとして、何かいい考えはないかということで、我々検討した結果、公園自体の魅力を表す手法として、利用者の移動費用、移動時間、滞在時間を便益として計上する手

法について考えました。

これは単年度における算定手法でございますが、まず単年度における公園内の各施設の利用者データを用いました。詳細の計算結果は11ページをご覧くださいませ。単年度の各施設の利用者データを分析し、これらをトラベルコスト法により園内の各市町村からの来園者率というものを算定しました。来園者率をもとに来園者の移動時間、移動費用を算定しました。さらに、滞在時間というものの考え方として、時間便益の原単位は三重県公共事業評価システムによりまして、1時間当たり2,302円としました。

また、各施設の滞在時間ですが、11ページ上の一番右の四角の枠なんですけれども、広場あるいはテニスコート、体育館、野球場というふうなかたちで施設の一覧が載っておりまして、その横に滞在時間が書いてございます。この滞在時間は大規模公園マニュアルに基づく滞在時間でございますが、例えば実情に合っていないと思われる部分、図書館の滞在時間が8時間とかあるようなところは、実情に合ったかたちで今回変更した定数を用いて、独自の計算をしてみました。

その結果ですが、費用の方です。費用の方については、前回のご説明どおり変更はございません。用地補償費と整備費と維持管理費の合計に、今回の提案する事業費に要する整備費と、今後推定される50年の相当額を利用して算定しました。で、費用便益とも評価年度を基準として、各年度に割戻し率を乗じ現在価値に換算し、整備完了後50年間までのデータを集計してB/Cを求めた結果、北勢中央公園の場合1.91という答えになりました。

以上、前回の委員会の意見を受けて、事業内容について再検討しました結果、当事業を継続して事業効果の早期発現に努めたいと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして、大仏山公園でございます。大仏山公園は、1980年昭和55年から平成16年までの24年間の事業でございます。37.2ha、小俣町、玉城町、明和町にわたる総合公園で、全体事業費は64億円でございます。事業着手時は中南勢の県民に、スポーツ・レクリエーションの場を提供ということで、全体事業費91億円で認められたところでございます。現在まで18.1ha、野球場、テニスコート、ゲートボール場等が開園されておりまして、平成16年度、来年度に整備完了して、全面開園の予定でございます。

平成10年度の再評価の結果、こちらも北勢と同様、社会状況、住民ニーズの変化に対して計画を変更していく、あるいは箱物に関しては維持管理者を含めて実施前に検討ということで評価を受けたところです。

赤く塗った部分が現在開園済みの部分、こちらの着色してない部分が現在整備しておりますが、大部分が古墳群といって里山でして、この里山内の散策路を整備することにより、全面開園としたいと考えております。

費用対効果分析は、先ほどの北勢の場合と同様でございます。その結果、大仏山公園につきましては3.36というかたちになりました。以上、大仏山公園についても、前回の意見を受けて検討いたしました結果、当事業を継続して事業効果の早期発現に努めたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。B/Cについての新しい考えもご披露いただきました

けれども。どうぞ、どなたからでもご確認、ご意見頂戴いたします。

(委員)

用地の買収の状況図がございましたが、この用地を取得する手順というか、どういう経過で取得を、どういう目的というんですかね、どういう考え方で取得をしていったのかを、ちょっと説明していただけますか。

(都市基盤T)

この現在黄色になっている部分が、既に取得済みの部分ですが、当初の整備の目的といたしまして、北勢地域のスポーツ・レクリエーションの場の提供ということがコンセプトで整備が進められました。したがって、当初、スポーツ施設とレクリエーション施設が計画されている地域、野球場とテニスコートの部分がまずこのあたりでございます。それから、レクリエーション広場と入口部分がこちらの大部分の黄色い所。そして、洪水調整の調整池になる部分がこの部分でございます。このように、まず必要というか、当初の目的に合った所を買収し、さらにそこで早期の事業効果を出すために、まず施設を整備して、そして開園をしたと、そのような手順を進めました。さらに、それと並行いたしました、逐次用地買収の方を進めていっておるというのが現状でございます。

(委員)

途中でまだらになっているような所は、あれは事業の進め方で順次取得をしていくようなかたちは取られなかったのですか。

(都市基盤T)

まだらになっている部分、これは用地取得上の決まりで、一事業一回だけの地権者にとっての所得税の減免措置というのがございまして、当地区の場合、同一地権者で飛び地で用地を持たれている方が何人かおみえです。そういう方々の場合は、どうしても減免措置の控除を受けるために、用地交渉がまとまりましたら、その方の持たれておる土地は区域内すべて取得させていただく。そのような手法を取っております。したがって、このようなまだらのような状態になるというのはそういう結果でございます。

(委員長)

ほかにいかがですか。どうぞ。

(委員)

7ページの園路整備と林道整備について、ちょっと教えてください。園内車道というと、このイメージ図からいくと、黄色く太く塗ってある所ですね。車道というのはこれだけのことですね。全体的にもっと。

(都市基盤T)

黄色く枠くくっている部分は、現在開園されているすべての区域でございまして、この

中すいません、ちょっと見にくくて申しわけないです。この白く見えますでしょうか。この部分が車道。こうつながるこの部分が園内の車道でございます。

(委員)

なるほど。それと、その下に保全ゾーンというのがありますね。保全ゾーンというのは、開発をせずにそのまま保全していく、そういう考え方でいいんですか。

(都市基盤T)

はい。保全ゾーンというのは、現在お城の跡地が残っておる所です。これはもうこのまま城跡として残して、教育施設等に役立てていこうと。で、現在地域の方々の集うでもって、このお城跡地に立札を立てていただいたりとか、そのような活動も始まっておりまして、そういうようなかたちで手を加えずに残しておこうと考えております。

(委員)

ああ、そうですか。保全ゾーンと言いますと、そこで林道整備の中に保全ゾーンと入っておりますので、むしろ保全されるべきものであれば、あまり開発せずにそっとしてほしいなというのを、公園の中での車道と言いますと、やはり規制等についても十二分に配慮していただきたいなと、スピードとか。車道の幅員とかそういうのも、もう計画的には整備されていますか。

(都市基盤T)

実はこれ現状が四日市市の市道が走っております。現在、園内を通過交通が通るといって非常に危険な状態となっております。これをこちら側のこの園路に今付け替える工事をしておるところでございます。その園路車道というのはそういう意味で、現在中にある公道を、外へ付け替えようと、そういう考えのもとでやっております。

(委員長)

確認事項、ご意見頂戴いたします。どうぞ。

(委員)

まず、北勢中央公園についてなんですけれども、この残事業 46 億円のこと、今のゾーニングしたやつでもいいですし、その後ろにあるカラーで示されている分でもどっちでもいいですが、一緒にあわせて見てみたいと思うんですが。この 46 億円のうち、4分の3の用地買収が残っていると。それが見てみると、主に南と西の方の前の説明によりますと、歴史ゾーンとかいろんなできてくるものがあると。それから、約 20 年近くこの用地はずっとこういうかたちの公園になるということで、地権者にある意味では急に売買できないようなことはしなかったということがあるということだったんですが。それはそれで一つの都市計画全体の中で考えなければならぬという部分はあるのかなと思うんですが。

それで、用地買収が 30 億。そうなってくると、残事業の 46 億の使い道を見ますと、ほとんど今既存にあるものを少し、言ってみれば用地買収ができて広がっているわけだ

から、駐車場もいろんな所につくって、テニスコートももうちょっと広げてと、そういったかたちで新しくこの用地買収がされていて、歴史的なところの部分がかなり残されている部分を活かすような部分は、この残事業の中身としてはなかなかそうかなと思われるところがないということで、ないんじゃないかというふうに思われるんですよ。

そういうことで考えたときに、例えば16億円の使い道をもう一度考えてみる必要が大いにあると。例えば、委員からも出たんですけども、園内の道路を例えばここの目的が自然を大切にするんだよとか、家族とのスポーツだよとか、そういう心身ともの健康を考えるんだというふうになっていて、広いし駐車場が結構離れた所にあるということで、車で動くかもしれないけど、この目的というので考えたときに、園内車道もそうですし、体験ゾーンみんなここに出されているものが、既存のものとうまくタイアップしている場合に、本当にどれだけ必然性があるのかという部分に対しては、今の説明ではとてもじゃないけれども、なかなかそうですかとは言えないようなところがあるんですね。そういう部分をどう考えているのか。

それに、用地買収にかかる30億に対しては、地元の住民に被害をもたらすかたちにして、なかなかこの公園そのものの最初の段階から見たときに、一番親しみを感じて便益を働かせてやってあげたいという地域住民にとっては、やっぱり被害をもたらすかたちになって、そうじゃないところの部分でプラスになるんだとすれば、それは非常に厳しいなと思っています。

言いたいことは何かというと、用地買収にかかわる30億は、いろんな意味で考える必要があるんだとしても、残りの16億円の使い道に関しては、大幅なこれはこのままではとてもじゃないけど、そうですかと認めるわけにはいかない部分が多くあるというふうに思っているんで、既存のできている所とのタイアップをどう考えるかをまず教えていただきたいですね。まず、それが1点。

(都市基盤T)

既存とのタイアップということは、今のスポーツ施設とか、そういう所ですね。公園を利用される方、やっぱり野球してから保全のゾーンへ行ったりとか、レクリエーションしてから行ったりとか、いろんなかわり方があると思います。その辺の利用と、今後どうやって活かしていくのかという仕組みというか、ストーリーづくりというのを今後の検討委員会の中でやっていきたいなと思っておるんですけども、今の検討委員会の中でまとまっておる考え方としては、既存のものとのタイアップというか、既存と両方楽しめるというんですか、それぞれが連携とれたようなかたちのものはもっていきたいと考えているんですけども、具体的にどうやってタイアップのメニューを考えているかという、ちょっとそこまでないところでございます。

(委員)

わかりました。検討委員会の組織がどういうふうになっているのか、教えてくださいませんか。

(都市基盤T)

前回の資料の方でもよろしいですか。前回の資料の方の2ページでございますが、北勢中央公園をチェックされておるガイドブックがありまして、そのガイドブックのチェックされている方を1名、検討委員会の中へ入っていただきました。それから、e - デモ会議室の遊びのくにづくり・・(テープ交換)・・北勢中央公園のこといろいろ問題提起させていただいたんですが、それに対して議論いただいている方であるとか、そのエディターの方を委員として入っていただきました。さらに、地域の代表者の方、そして学識経験者の方ということで構成して、検討委員会を設けております。

(委員)

何人で構成されておりましたっけ。

(都市基盤T)

7名でございます。

(委員)

7名ですか。では、検討委員会で検討をします。そういうことで、例えば、有効な活用というような部分に関しては、地域住民とあるいは公園ということのあり方を含めて考えて検討していくということで、今こちらの16億円という使い道に関しては、例えば大幅な変動というか、縮減なんですけれども、そういう部分は期待できるという。

(都市基盤T)

はい、できます。

(委員)

もう一つ、大仏公園のことなんですけれども、14億円でしたっけ、残りの残事業。

(都市基盤T)

はい。

(委員)

そうですね。その使い道なんですけれども、ここは用地買収もまだ残っていますか。14億円の明細というか、内訳はどうなっていますか。

(都市基盤T)

すいません。1億4,000万です、大仏山公園は。

(委員)

1億4,000ですね。1億4,000の簡単な内訳なんです。

(都市基盤T)

はい。すいません、1億5,000万でした。前回の資料の7ページの方。現在こちら大仏山古墳群と書かれたこの山の中の散策路を整備しております。その散策路の整備をするのに残事業費として1億円考えております。これがほんの一部の入口の部分の木材を使って地道の整備というふうなかたちで始めたところなんですが、これをひと山全部こういうふうなかたちで現在山の中にある林道を整備していこうと考えておると、それから林道入口部の所に東屋を設けようというふうに考えております。

(委員)

全体のこれは91億の事業ですよ。それに残事業として残っているのが1億4,000万ということなんですよ。その中で用地買収はゼロですよ。

(都市基盤T)

はい。残事業ゼロです。

(委員)

で、散策路が何キロのものかわからないけれども、それが1億ということなんですか。

(都市基盤T)

はい。

(委員)

そういう散策路は、今言ったようなかたちで自然を利用してやっているということなんですが、距離としては何キロの散策路に1億かかるんでしょうか。

(都市基盤T)

超概算で申しわけないんですが、2、3kmくらいにはなるかと思えます。2,000、3,000mにはなるかと思えます。

(委員)

2、3kmの散策路に、今言ったようなかたちで自然を利用してやっていくというのに、1億というお金が必要なんですか。そういうのは普通の相場ですか。例えば、単純計算してみると、2kmだとして1m当たり幾らなのかちょっと計算してみないとわからないのですが、結構かかりますね。

(都市基盤T)

すべてがこの状態というわけでもないです。これ一部の事例の所なんですけども、あと現状との取り付け部分であるとか、その辺が出てくると思うんですけど。

(委員)

単純計算して2kmくらいだとして、1m当たり500万ですか。

(都市基盤T)

メーター4万7,000円。

(委員)

そうすると、メートル4万7,000円なんだけど、2、3kmでどうして1億になりますか。だいたいメートル4万。

(都市基盤T)

3万から4万くらい。

(委員)

そうすると、約1億かかりますね。それは普通のだいたいこういう散策路には、メートル当たりいろんな差があるにしても、自然的な部分とかあるにしても、だいたい4万とかそういうのは普通の相場と考えてよろしいんですか。

(都市基盤T)

相場と言われると、とんでもなく高いとか、とんでもなく低いではないと思います。だいたそれくらいかなと思います。ちょっとすいません、そこまで今詳細なデータ持っていませんもので。

(委員)

はい、わかりました。

(委員)

私の方は、便益の方の算出で少し質問をしたいと思っております。11ページの所を開いていただきまして、北勢中央公園の所なんです。前は間接便益と直接便益ではじいていたものを、今回は一応妥当な感じの方の利用者の方から算出をするという方法でやっていただいたわけなんです。今回増えているというか、変わったところは、時間便益を計算したということになっていますよね。

その時間便益をずっと拝見していましたら、1時間当たりのお金の計算単位が2,302円ということになっていて、これは国で一応決まっているというふうにおっしゃって見えたんですが、例えば、今パートの方が働いていると、1時間当たり千円弱ということになりますよね。そういうふうな金額から考えると、この2,302円というのは妥当な数字なのかどうなのかということ、担当の方はどういうふうにおっしゃるのでしょうか、お聞きしたいと思って。

(都市基盤T)

一応、これを算定したデータの根拠は、公共事業評価システムというのを使ったんですけども。時間単価を用いたのは、毎年この公共事業評価システムで出しておる調査結果の

労働省政策調査部編の毎月勤労統計調査というものを、公共事業評価システムの方で調査されておりまして、それを今回算定の根拠ということで利用させていただきました。

(委員)

そうすると、総勤労者数の賃金を、総労働者数で割った数値ということなんですかね。

(都市基盤T)

すいません。これは事務局の方にお任せしてよろしいでしょうか。

(事務局)

時間の単価の方は、総国民の平均の所得を労働時間で割ったものであります。で、トラベルコスト法自体の問題というか、課題として、非常にこのトラベルコスト法というのは、直接的でわかりやすいというメリットがある反面、この時間の取り方というのは、かなりこの金額で変わってしまうというところがありまして、どれを使えばいいというのは、まだ学術的には確立してません。で、今公共事業評価システムは、三重県の公共事業の事前評価という効果を示す評価システムですので、三重県ではとりあえず今のあるデータの中で出せる範囲ということで、今説明させてもらったような式で算出しております。

(委員)

そうすると、三重県の方では2,302円というのを選択したということなんですね。

(事務局)

そうです、はい。

(委員)

それはどういう理由で2,302円という金額の方を選択したわけですか。

(事務局)

時間当たりの単価ですので、毎月の所得平均ありますので、それを労働時間で割ったものです。

(委員)

実際に公園にいらっしゃるのは、結構ご年配の方とか、若年層もみえると思って。かなりその数値が妥当な数値なのかなというふうな疑問点が、単純に今持っているところなんです。それが、便益をはじくところで、この表で見ますと時間便益の算出の方の金額が、かなりやっぱり大きい分量を占めておりますよね。その辺で少しこの数字自体の設定が妥当なのかなというふうな疑問は持ちました。

(委員長)

ほかにご意見いかがでしょう。非常に小さい質問で申しわけないんですが、委員の最初の質問に少し関係すると思うんですが、トラベルコスト法で来園者の計算をされているんですが、滞在施設に滞在するのをトラベルコスト法で計算されたと言うんですが、どうい
う。

(都市基盤T)

違います。滞在施設は施設利用者を、生のデータを使いました。

(委員長)

トラベルコスト。

(都市基盤T)

トラベルコストは滞在時間だけ書かれておまして、トラベルコスト法の中で魅力値を出すのに、各施設の魅力を出すのに、その施設の時間のデータがございまして、それを実際に利用者の生のデータへカウントし直したというようなかたちで。

(委員長)

純粹に利用したということじゃないですね。一部、今おっしゃったところを利用した、トラベルコストで。

(都市基盤T)

そうです。トラベルコストで、例えば野球場の利用が2時間とかというのであれば、それを使っております。

(委員長)

わかりました。

(都市基盤T)

それとすいません、先生、先ほどのちょっと補足をさせていただきたいと思います。北勢中央公園の方の事業規模で、前回の25ページの資料の方に、事業規模の縮小の中の内訳で、天然コルク路のジョギングコース5億円というのをちょっと上げた所があるんですけど、ここ約1kmのジョギングコースを天然コルク使った舗装の園路仕上げすると、メーター当たり50万くらいの単価になっておまして、先ほどの大仏山のこれがメーター当たり3万3,000円ということで、妥当というか、それ相応の単価なのかなというふうに思いました。

(委員)

わかりました。もう1つだけ、ちょっと確認をさせていただきたいなと思うんですが、北勢中央公園の残事業なんですけれども、用地買収以外の実際のソフトをつくる部分なんですけれども、これは例えば検討委員会のところでの意見と、それからこの評価委員会に

出された意見で、十分組んでいただいて、結果的に例えばかなりの縮減があったり、あるいはより有効な全体的な部分。要するに残事業のこれがこれだけ必要なんだよということで決めていくのではなくて、公園全体の流れの中からより有効な考え方、有効な使い方というかたちで大幅に変わるといことも期待できるのかどうか。その辺の部分に関して、もう一度確認をさせていただきませんか。

(都市基盤T)

期待していただけます。

(委員)

直接関係ないんですが、都市基盤チームさんが担当してみえて、いわゆるこのような大規模な都市公園事業を現在県下で幾つくらいお持ちでございますか。

(都市基盤T)

現在、県営の公園というのは6つございまして、北からいきますと北勢中央公園、それから鈴鹿の青少年の森、津の県庁前公園、それから亀山のサンシャインパーク、そして伊勢の大仏山公園、それから熊野灘臨海公園って、紀伊長島町と海山町の。以上の6つの公園が県営でございます。で、完全に整備が終わっておるのが、県庁前公園と鈴鹿青少年の森でございます。

(委員)

そうですね。ということは、6つのうちの2つは完全に終わって、現在これ2つ出てきて、あと2つ現在進行中だと、こういうことですね。

(都市基盤T)

はい。

(委員長)

最後に私が関連してなんですが、これは一般教養の質問と考えてください。ほとんどこういう大規模公園が4分の1世紀近くかけて頑張るとい、この意義がどこにあるのかなということなんです。25年かけて何が何でも公園をつくるという、その必要性はあるのかなということなんです。例えば、解除して補償するとか、別途利用とか、いわゆる25年、25年って前後ありますけれども、何が何でも当初計画を守り続けてという、その必要性は一体どこにあるのかなという気がするんです。

25年といいますと、苗木はもう間伐材になりますし、今担当されているお方は定年になりますし、この担当者が何回替わるかということを考えると、25年間頑張る。これは予算の付き方とかいろいろあるとは思いますが、しがみついてこれを遂行していくその根拠というか、精神というか、それは一体どういうものかなという気がするんですけど。

(都市基盤TM)

まちづくりということの根幹にかかわるご質問だと思うんですけど、やはりこの都市公園というのは、都市に住む人々の憩いをずっと求めていく事業でございますし、公園とよく並べられます下水道なんかもございますけど、やっぱり数十年かけて現実に都市の基幹施設ということでやっておりますし、秩序ある整備ということも、やはり私たちも都市基盤チームの中にも街路事業なんていう事業もありますけど、公園とか下水道とか街路事業というのは、やはり数十年かけて現実にやっております。

(委員長)

恐らくそうだと思うんですが、発想自体がヨーロッパの発想で、平場の所の計画をずっとして、我々が三重県がすぐそばに山のある所で、何をこんなにしゃかりきに公園っていうのかなと。ごめんなさい、これはコメントです。余計な茶々入れました。

ほかによろございますでしょうか、公園事業2件。では、ご説明大変ありがとうございました。引き続きまして、107番、108番、109番の都市公園事業、一括してご説明お願いいたします。

107番 都市公園事業 山崎運動公園【再審査箇所】 熊野市

108番 都市公園事業 町民の森公園【再審査箇所】 河芸町

109番 都市公園事業 安濃中央総合公園【再審査箇所】 安濃町

(熊野市建設課)

それでは、山崎運動公園について説明させていただきます。資料1ページをご覧ください。現在の計画事業費が、事業採択時から増加したところの事業目的や、その費用の考え方などについてですが、この事業は計画事業期間を昭和54年度から平成19年度までとし、事業規模12.8ha、全体計画事業費44億円としています。計画期間中に事業期間の延長のみの変更が2回、事業期間の延長と事業費の増額の変更を2回事業変更し、都市計画法の規定により、国・県の許可をいただき、整備を行っているところです。

増額とした平成2年度の計画変更の理由は、主に野球場、多目的グラウンドのみの整備計画であった施設を、両施設ともメインスタンド、芝生スタンドなどを設置し、施設の内容の拡充を変更したものであります。

平成12年度の計画変更についてですが、隣接する老人保健施設と連携し、施設のバリアフリー化を進めたことや、集客交流による地域の活性化を目指した整備、さらに昨今の余暇活動の拡大や、多様化による市民ニーズに応えるため、計画変更を行ったものです。

その主な施設の内容変更ですけれども、野球場は東紀州地域には本格的な球場がないため、硬式野球場として公式試合を開催することができる規模であり、国際間に通用する規格としました。テニスコートについては、利用者が多く面不足であるため、フットサルも使用可能で維持管理も低減なオムニのテニスコートを2面追加しました。芝生広場は同じ用途を保ちながら、野球大会などのアップ用や、ソフトボールのメッカとして全国的にも熊野市は知られており、その合宿などにも対応可能なソフトボール2面が取れる健康運動広場に変更し、管理事務所、幼児から高齢者まで健康増進に資するためなど、多目的に利用可能な健康増進ハウスとしました。敷地造成工、園路、修景等の増額は、追加したテニ

スコートや施設の拡充を図ったことなどの地盤改良費の増額などにより増額となったものであります。いずれもスポーツ・レクリエーションの向上を図ること、集客交流による地域の活性化を図ることなどを目的とし、市民の声を聞きながら変更したものであります。

スクリーンをご覧ください。今後の事業計画についてですが、主な施設はほぼ完成しており、主に各施設と施設の間の白い部分の園路、修景などの整備が残っており、平成 19 年度全園完成を目指しております。平成 15 年度以降の毎年度の計画ですが、計画事業費 5 億 3,700 万円の内訳でございます。各年度とも園路、修景などの整備がほとんどであり、建物としては平成 17 年度に健康増進ハウスを建設予定としております。

次に、費用対効果分析についてでありますけれども、今回マニュアルどおりの代替法による間接利用価値の計測ではなく、公園自体の価値を表す手法として、公園利用者の滞在時間などを加味し、直接利用便益として計上する手法で計算をいたしました。

算出の基礎となる公園利用者についてですけれども、資料 3 ページをご覧ください。公園の利用者のうち有料施設の利用者は、最初の供用開始の昭和 62 年度から平成 7 年度までは実態を把握していないため、平成 8 年度と同じ利用者を見込み、平成 8 年度から平成 14 年度までは実績を上げ、平成 15 年度以降の有料施設の利用者については、平成 15 年度の半年間の実績をもと利用者の見込みを算出しております。有料施設以外の公園利用者につきましては、管理人の目視などにより、定期的に利用されている利用者のみ年間の利用者としております。また、イベント・大会などへの入込み客は、各施設供用開始年度が異なりますが、定期的に開催されているもののみを利用者数としてカウントいたしました。

資料 4 ページをご覧ください。平成 15 年度以降の単年度便益の算定表ですが、利用者の設定の中で公園の滞在時間の設定は、利用者の実態に合わせ設定をいたしました。その結果、園路、修景などは通常 2 時間ですが、散歩、ウォーキングといった利用状況により 1 時間に変更し、その他は通常どおりの時間設定となりました。また、移動費用の設定及び移動時間の設定についてですけれども、ほとんどの利用者が自動車での公園利用となっていることから、利用実態に合わせ、自動車での設定としております。よって、平成 15 年度以降の単年度便益は、約 3 億 6,952 万円となりました。平成 14 年度以前は、各年度により施設の利用者が異なりますので、年度ごとに実績または見込みの利用者で算定をしております。したがって、直接利用価値による便益は 102 億 7,600 万円になり、資料 2 ページに計算結果を付けておりますが、費用対効果分析結果は 1.59 となりました。

当運動公園は、スポーツを通じて集客と交流による地域活性化を図る拠点施設として、どうしても必要な施設です。再評価結果を踏まえて、当事業の継続をしたいと考えておりますので、どうかよろしくご審議のほどお願いいたします。

(河芸町産業建設課長補佐)

それでは、資料番号 108 - 2 河芸町民の森都市公園整備事業について、ご説明を申し上げます。前回、第 2 回三重県公共事業評価審査委員会でご指摘のありました、事業費と費用対効果について説明をさせていただきます。

まず初めに、前回にも説明をさせていただきましたが、この町民の森公園は、河芸町の第 2 次総合計画に社会教育の中心として位置づけられまして、教育・文化・スポーツ・福祉の拠点とすることを目的としまして、昭和 55 年度に都市計画決定をし、事業認可を取得

して事業着手をいたしました。現在までに用地につきましては、97%用地買収済みでありまして、施設整備につきましては、体育館・グランド・テニスコート・プール・図書館が供用開始しております。供用率としましては、70.1%になっております。

それでは、前回ご指摘のありました事業費についてご説明をさせていただきます。資料3ページの方をご覧いただきたいと思います。この公園は過去に3回の都市計画変更をいたしております、また4回の事業認可の変更をいたしております。現在は平成9年度に事業認可変更を行いまして、事業認可期間は平成16年度までとなっております。全体事業費は37億2,500万円となっております。その経緯といたしまして、昭和55年度に当初計画面積6.7haで、計画事業費9億5,000万ということで決定をしております。その後、昭和59年度に都市計画変更をいたしまして、5haを公園区域にプラスいたしまして、11.7haにいたしました。このことによりまして、用地買収費を計上いたしまして、計画事業費を21億8,000万円といたしました。

次に、平成元年度に事業認可変更を行い、前回の昭和59年度に公園区域に入れました部分を含めて基本計画の見直しを行い、計画事業費を33億9,000万円といたしました。次に、平成4年度に都市計画変更をいたしまして、0.6ha拡大しまして、12.3haの公園面積といたしております。このことによりまして、また用地費、施設費を計上いたしまして、計画事業費を34億5,000万円といたしました。続いて、平成9年度に都市計画変更をいたしまして、0.9ha公園区域を拡大して、現状の13.2haといたしました。このことにより、用地費、施設費を計上いたしまして、全体事業費の進捗状況等加味しまして、現在の37億2,500万円となっております。

現在の事業費の実績では、進捗状況といたしまして26億1,000万円を事業実績として使っております。先ほど言いましたように70.1%の進捗率となっております。平成16年度には事業認可が切れるため、再度認可変更を行い、事業認可期間を平成21年度まで延伸したいと考えており、この期間内に園路広場と駐車場の整備を行いたいと考えております。なお、全体計画事業費については37億2,500万円のみで、変更の方は考えておりません。また、この全体事業費計画は、完了予定の平成26年度まで含めた金額であります。

続きまして、資料4ページから7ページの費用対効果につきまして説明をさせていただきます。直接利用価値につきましては、利用者の滞在時間をできるだけ実態に即した数値に設定して算出いたしました。公園利用者数につきましては、昭和55年度から実績の数字を入れさせていただきます。なお、イベント等の人数は、この数字に含んでおりません。また、修景施設につきましては、公園に近接します福祉施設長寿の森、それと中央公民館の利用者のだいたい1割程度が利用すると想定いたしまして、算出をいたしております。それによりまして、結果総便益170億400万円、総費用が80億1,700万円となりまして、分析結果は2.12となっております。

河芸町は今後もこの町民の森公園を町民の憩いの場、出会いの場、情報発信の場として、気軽に自由に利用できるような公園を目指して、この公園整備を継続して進めてまいりたいと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(安濃町建設課長)

失礼いたします。資料番号109-2都市公園事業安濃中央総合公園の評価審査資料につい

てご説明申し上げます。前回の評価審査委員会でご意見をいただきました、事業量、事業費を含めた事業計画の変遷及び費用対効果分析につきまして説明させていただきます。

資料の2枚目をご覧ください。事業概要でございますが、当公園は安濃町のほぼ中央に位置し、広域圏をエリアとした地域住民の余暇の有効利用、福祉の増進に資するため、スポーツ・レクリエーション等の機能を備えた総合公園として、昭和57年に都市計画決定及び事業認可を受け、事業を実施してまいりました。前回ご説明申し上げましたときに、57年の事業認可の事業費でございますが、22億円と申し上げましたけれども、当方の間違いでございまして、34億6,800万円でございます。

その後、平成元年3月に期間延長に伴う事業変更認可を、平成7年12月には住民の時代のニーズに応えるため、自然景観を取り入れ、安らぎまたは憩い等の機能を充実、またスポーツ施設の充実を図り、緑を介したコミュニティの核となる総合公園を目指し、来園者の増加を図るため、期間延長及び区域の拡張を伴う計画面積、事業費の変更認可を受け、計画面積18.1ha、事業費85億6,800万円に変更いたしました。平成10年にはその事業計画で事業の再評価を受けまして、平成13年3月に期間延長に伴います事業変更認可を受けて、事業の推進を図ってまいりました。平成7年から現在まで計画面積、事業費の増減の変更はございません。

今後、残事業を進めるにあたりましては、期間の延長が必要になると思われませんが、全体事業費の増額はないと考えております。当公園は現在までに全体事業の74.3%を整備し、12.9haを供用開始しております。用地につきましては、94%取得済みでございます。今後は住民要望の強いテニスコート、プールなどをさらなるコスト縮減に努め、平成20年度をめどに完成を目指したいと思っております。今後、市町村合併もあり、計画見直し等の検討は必要であると考えております。

続きまして、資料の最後のページをご覧ください。費用対効果分析結果でございますが、今回算定いたしました費用対効果分析は、プロジェクトライフを50年といたしまして、割引率は4%を用いております。分析対象範囲は、当公園を中心とした半径15km圏内を誘致圏としております。当公園は一部供用を開始して以来、年々利用者が増加しておりまして、平成14年には約10万人の利用者がございました。便益につきましては、利用者の滞在時間を勘案し、直接利用便益にて算出しております。その結果、総便益170億8,800万円、総費用111億4,700万円となり、費用対効果分析B/Cは1.53となりました。

当公園は、安濃町総合計画及び都市計画マスタープランにおきましても、多くの町民や近隣市町村の人たちが手軽にスポーツやレクリエーション活動に親しむことができる拠点施設として位置づけされており、整備の推進がうたわれております。また、今後市町村合併後の新市のまちづくり計画におきましても、新市住民の日常手軽なレクリエーション活動の拠点として、位置づけされる予定でございます。

着工以来順次推進により利用者も増加し、地域住民の健康体力の増進、多様なレクリエーション、幅広い年齢層の対応を目指し、現計画の早期完成が望まれております。したがって、当公園が市町村合併後の新市の拠点施設で魅力溢れる公園にするためにも、また子や孫の代に受け継がれるよう、町の財産、新市の財産にするためにも、現計画の早期完成に向け継続実施する考えでおりますので、どうか審査のほどよろしく願いいたします。

(委員長)

3公園についてのご説明ありがとうございました。熊野の山崎運動公園、河芸の町民の森都市公園、そして今ご説明いただきました安濃町の安濃中央総合公園ですけれども、ご確認、ご質問頂戴いたします。我々の意見書どおりに計画変更と費用便益の効果についてのご説明を頂戴いたしております。

(委員)

河芸町民の森公園と安濃中央総合公園で、かなり事業内容が変わってまいりまして、これはいろいろ計画の変更があったということなのですが、こういう事業はそもそもそういうふうな計画の変更というのが、結構往々にしてある事業なんですか。これは県の方にお聞きしてもよろしいのでしょうか。

(都市基盤T)

例えば、場所場所によりますけれども、例えば私どもの先ほどの北勢とか、昨年受けた熊野とかは、要するに事業年度がどうしても長くなってきますと、住民の声というか要望というのも非常に変わってきますので、そのときそのときに応じたニーズを把握していくというふうなことが大前提であるかと思えます。

だいたい事業期間決めて認可ってとっていっておりますので、その事業期間が現実問題として見直しの時期になったときに、再度その地域の声であるとか、周辺の利用者の状況とか見ながら再度正確なというか、その状況に適した計画でもって認可の変更を受けに行くというのが実態となっております。

(委員)

例えば、港湾とか道路ですと、もうハードでしっかり決まった計画ができるわけなんです、公園の場合は非常に文化と似ているところがありまして、非常にニーズが多様化したり動いたりとかする場合は往々にしてよくあるし、よりよいものになればそれに越したことはないというような意見もあると思うんですね。そこで、かなり事業内容が動いていくということについて、それがいいのか悪いのかということはやっぱり議論があると思うんです。

時代時代に応じて公園の内容が変わっていくということももちろんあると思いますが、その一方、非常に経費とか事業内容が動いてもいいんだろうか、全体の公共事業としては大丈夫なんだろうかというふうな危惧も、逆の意見として思っているところがありまして、その辺はどういうふうにお互い齟齬のないようにしてくかということが、これからの公園事業についてはもう1つの課題だというふうな考えておりますが。私のこの意見はコメントという感じで。

(委員長)

ほかにいかがでございましょう。3公園につきまして、確認事項、質問頂戴いたします。どうぞ。

(委員)

両公園のB / Cをちょっと比較させていただいたんですが、やっぱり施設の内容等についていろいろ差異はあろうかと思いますが、便益についてはもう両町村2つの公園がほぼまったく一緒だと。何が違うのかと言うと、整備費と維持管理費で、安濃町さんは整備費が極端に多くて、河芸町さんは維持管理費が多いと。単純に見た場合なんです。同じような公園で、これほど違うんでしょうか。

(河芸町産業建設課長補佐)

ご指摘のように、整備費については、河芸町は安濃町さんの半分。逆に維持管理費は安濃町さんの倍というふうな感じになっておりまして、維持管理費が多いというのは、ほかの公園がどのようなかたちで整備されているのかわかりませんが、例えばグラウンド等にあたりましては、河芸町は土のグラウンドになっておりますので、例えば土曜日日曜日に使ったグラウンドを、必ず月曜日には整地すると委託しておりまして、2つのグラウンドと、テニスコートも土のテニスコートになっておりまして、それを毎週1回はグラウンド整備をするということで委託しておりますので、その辺の外注している経費等もかなり維持管理費の方には入っていると思います。

それと、体育館とグラウンドの照明、ナイターですね、夜の使用率。テニスコートにつきましても、期間中ほとんどナイター利用があるということで、そちらの方の光熱費がかなりかかっていると思いますので、この維持管理費の方にはその辺が深くかかっていると思います。

(安濃町建設課長)

安濃町でございますけども、維持管理費につきましては、草刈り等は人材センターに委託とか、なるべくコストを下げるように考えております。また、事業費につきましては、それぞれ体育館とか野球場、グラウンド等整備するのに、これだけ事業費が。いろいろ利用者の方のご意見も取り入れまして、それぞれ施設の充実を図っておりまして、これだけの利用人数の方がみえるわけでございますけど、ある程度意見を聞きまして、施設の充実を図ってきたということで、事業費が河芸町よりは多いかと思っております。

(河芸町産業建設課長補佐)

すいません、ちょっと付け加えさせてください。維持管理の中で、この中に人件費。要するに体育館の申し込みとかにアルバイトの方、それと図書館の方でもアルバイトの方を雇っている関係上、その辺の人件費もかなり含まれているということなんです。

(委員)

建設費のコスト削減というのは、これは当然の命題なんですが、このように見せていただきますと、やはり整備費とか維持管理費をいかに縮減するか、節減するかということによって、B / C非常に変わってまいりますので、そういったご努力といたしますか、配慮をぜひお願いをしたい。ちょっと意見を申させていただきますと思います。

(委員)

1点教えていただきたいのですが、途中で事業再評価を受けていて、それぞれ内部で整備内容というものが計画どおりというのか、当初どおりに、進められていらっしゃるようなんですけれども、この場合には先ほど他の公園にありましたような検討会のようなものが組織されていますか。また、例えばこの地域で他の民間施設等がつくられた場合、本事業との競合関係であるなどを検討するようなことをしていらっしゃるのでしょうか。

(河芸町産業建設課長補佐)

先ほど、県の公園の関係では検討会等が組織されているということをお聞きしましたけれども、河芸町では特に専門的な検討会というのは組織はしておりませんが、いろいろな計画、先ほども言いました総合計画とか、都市マスタープラン作成とか、そういう計画を立てるときには、一応住民の方も参加していただいておりますので、その中で声を聞いたり、またアンケート調査等もやっております、直接というか専門的な委員会をつくってまではやっておりますが、何らかのかたちでは住民の方の声を聞いてはおります。

ただ、前回も申しましたけれども、今後この公園計画はとりあえず16年で切れまして、16年度から21年度までは続ける予定ですが、それ以降につきましては、利用者の方とか地域住民の方の声を聞いて進めていきたいと思っておりますので、そのときにはどうかたちになるかわかりませんが、またそういう検討委員会等もつくることもあるかと思っております。

(安濃町建設課長)

安濃町ですが、安濃町におきましても、県のような検討委員会とかいうのの設置はございません。安濃町におきましても、住民アンケートと、あと都市計画マスタープランとか、住民の意見が反映された中でも総合公園のことを取り上げておりますので、住民の意見等も反映されていると思っております。また、いろいろこの計画にありますことを、次の年にこういうふうのをしますとなりますと、議会の産業常任委員会とか、その中でも議論等されまして、進めていっているという状況でございます。

(熊野市建設課)

熊野市でございます。熊野市の場合も、特別な検討委員会というのはございませんが、今河芸町さんが申しましたように、総合計画の中の推進委員の方とか、都市マスタープランの委員の方からもご意見を伺っております。それから、スポーツ運動公園ということで、スポーツ施設ということで、市内の体育協会の各運動クラブの代表者の方に集まっていたいて意見をいただくとか、それから市政懇談会というのが毎年開かれておるんですが、各地区へ出向いて、そういう中でも一応要望等伺って、施設の意見として承っております。

(委員長)

ありがとうございます。どうぞ。

(委員)

先ほど委員たちがおっしゃられたように、私もその住民参画というのにすごく興味がありまして、公園でこれがつくられたときに、住民に意見だけ聞くだけではなく、意見を言った住民にも責任を持たせるようなかたちで、例えばNPOみたいなものを発足させるように促していけば、この維持管理費というものが、その住民たちの手によってもしかすると縮減ですか、これは削減になるのか、ちょっと私初めてなのでそのあたりどちらかよくわからないんですが、そういうコスト削減につながるのではないのでしょうか。

ですので、また今後こういうような公園とかがつくられる際には、住民の意見だけを聞くのではなく、そこから誘導するというわけではないですけれども、そういう住民たちが立ち上がってくるような環境をつくって、その住民たちによって公園が維持されていくというようなものになっていけばいいなと思いますので、よろしくをお願いします。

(委員長)

今後についての大事な意見でございます。ありがとうございます。いかがでしょう、ほかに、非常に細かい質問で申しわけないんですが、河芸ですけれども教えてください。今の計画変更で、昭和61年から平成2年で、これ図書館ってあるんですけれども、公園事業で図書館はできるんですか。

(河芸町産業建設課長補佐)

公園区域内に図書館は可能なんですけれども、公園の国庫補助事業ではこれは使ってはいないんですけれども、別の補助と単費を使ってこれはやっております。要するに、事業認可の公園の事業費には入っておりませんが、公園の総事業費37億には入っております、その期間に行う公園事業として行う費用には、これは含まれておりません。

(委員長)

端的に考えれば、用地は手当したと理解してよろしいですか。で、上は別途事業のお金と。

(河芸町産業建設課長補佐)

はい、そういうことです。

(委員長)

そうですね。やっぱり公園の中にあると気持ちがいいんじゃないかなと思って、図書館。ただ、箱ができるのかなと思って、ふと疑問に思ったもので。箱は別ということですね。

(河芸町課長)

はい、そうです。

(委員長)

ありがとうございます。それから、安濃町ですけれども。これも前回お聞きしたかもしれないですが、温水プールなんですけど。津と鈴鹿に既に温水プール走っていますけれども、あのような所についてメリット、デメリットと言うんでしょうか。いわゆる経済的にこれは維持管理も含めて行けるといような確証のうえで、安濃町はつくられるんでしょうか。

(安濃町建設課長)

温水プールでございますけれども、今のところ平成18年以降に予定しておるわけでございますけれども、津市とか近隣にもございますので、新市になってから再度検討いたしまして、プールにつきましては事業の方検討いたしたいと思っております。

(委員長)

ごめんなさい。質問の意図は安濃町にもあってもいいんですけれども、すごくお金を食うんじゃないかなと心配で申し上げた次第なんですけども。

(安濃町建設課長)

実際、維持管理につきましては、詳しい金額につきましては、近隣の市町村のプールの維持管理費調べたことあるんですが、その資料ちょっと手持ちないんですが、結構かかるかと思います。

(委員長)

いかがでしょうか。計画変更についての経緯と、B/Cの算定について新しい方法で算定していただいて。よろしゅうございますか。それではご説明、3公園ありがとうございました。

では、続きまして、3番の水道事業でございますが、ご説明準備お願いいたします。

3番 伊賀水道用水供給事業 上野市他3町2村

(整備・改革プロジェクトTM)

企業庁の整備・改革プロジェクトチームの田中でございます。どうぞよろしく申し上げます。座らせていただきます。

ご審査していただく伊賀水道用水供給事業の概要でございますけれども、当事業は青山町内の前深瀬川に設置される川上ダムを水源とし、上野市内の木津川に取水施設を設け、沈殿ろ過や塩素による滅菌などを行う浄水場を設置いたしまして、送水管を埋設し、それぞれの市町村の排水タンクまで水道水を供給するものであります。

当事業の必要性についてでございますけれども、伊賀地域は簡易水道が18箇所もありますが、水量が不足ぎみでありまして、その水源は不安定であります。また、上水道の地下水につきましても、その水量は減衰化してきています。一方、この地域は、名古屋経済圏と大阪経済圏との結節点でありまして、開発ポテンシャルは高く、ゆめぼりす伊賀等の新規企業立地に伴い、水の需要は増加することが予想されます。このようなことから、当事業

を実施しているものであります。

なお、簡易水道等から上水道への切り替えでございますけれども、上野市を例にとりますと、10の簡易水道の統合を図ることとしています。この簡易水道の水源は、溪流取水や小規模な井戸でありまして、水量は降雨状況に左右されることから水量が減しまして、ちよろちよろとしか水が出ないなど、住民にご迷惑をおかけしている状況であります。このようなことなので、消火栓がありましても、火災時の消火活動に支障が生ずることもございます。また、近年問題となっておりますクリプトスポリジウム、微小病原体でございますけれども、については、ろ過でしか除去する方法がなく、簡易水道ではそこまでの対応ができないのが実態であります。さらに小さな水源が点在していることから、人体に有害な物質が混入いたしましても、発見が困難であり、危機管理の面からも問題があります。このようなことから、簡易水道等を切り替える必要があると思っております。

水源は、独立行政法人水資源機構が工事中の川上ダムであります。一日当たりの最大給水量は立法メートルをトンと言わせていただきますが、当初の事業計画では48,500トンであり、上野市などの伊賀の6市町村を給水対象区域としています。計画目標年度は平成30年度であり、当初の事業計画では建設期間は平成10年度から16年度、給水開始は平成17年4月、事業費は361億円であります。市町村別の一日当たりの最大給水量はこの表のとおりですが、先ほどの一日最大給水量や建設期間などは、後で述べさせていただきますように変更したいと思っております。

事業の進捗状況でございますけれども、14年度末で事業費ベースでは13.9%、導・送水管の布設では45.2%、用地取得では91.4%となっております。進捗は遅れぎみでございますけれども、これは川上ダムの完成が遅延する見込みであったため、受水していただく市町村と協議を行い、その意向を確認しつつ工事を進めてきたことによります。

給水対象6市町村の人口や水需要の推計でございますけれども、行政区域内人口につきましては、当初計画では青線のように上がっていくと予想していましたが、赤線のように若干減少していくと変更いたします。また、一人当たりの一日の生活用水量については、当初計画では黄色い線のように上昇していくと予想していたものを、だいたい色の線のように上昇が緩まるものと想定いたします。計画目標年度における変更後の一人一日生活用水量は278リットルと置いています。なお、全県平均では286リットルであります。

上水道で給水する給水人口について見ましても、赤線のように下方に修正いたします。当初計画では6市町村を合計した一日最大給水量と一日平均給水量は、それぞれ緑と黄色でありましたが、一日最大給水量につきましてはだいたい色の線に、一日平均給水量につきましては桃色の線に変更いたします。一日最大給水量は、当初計画から2万5,300トン減いたしまして、6万2,600トンにいたします。この一日最大給水量に対応できるようにするのが、市町村の水道事業であるわけでございますけれども、市町村において精査し、見直していただいたものであります。

水源である川上ダムの状況でございますけれども、総事業費は850億円で、当伊賀水道事業は、うち95億円を負担することになっております。事業進捗率は52.6%でございますけれども、まだダム本体の工事には着手されておりません。工事期間は平成16年度までとなっておりますが、このような状況なので相当遅れるものと思われれます。当事業の給水開始年月を平成17年4月としていますのは、川上ダムが平成16年度にて完成することになってい

たからであります。

前深瀬川や木津川は淀川水系でございますけれども、淀川水系を所管しています近畿地方整備局においては、淀川にかかる河川整備計画を策定するにあたり、学識経験者等の意見を聞くために淀川水系流域委員会を設置しています。この流域委員会では、ダムは原則として建設しないものとする。ただし、有効な代替案がなく、住民の合意が得られた場合は、それを解除するとの提言をまとめました。

これを受け、近畿地方整備局は、遊水地の掘削拡大案等について検討いたしました。多数の地権者の合意を得ることは不可能であり、実行可能な方策として川上ダム建設が有効であるという見解を、河川整備計画基礎原案として発表しています。これに対しまして、流域委員会では調査検討内容は概ね適切であるが、代替案等についてさらに積極的に検討を要するという意見が出されています。

ここで、川上ダムの治水面に触れさせていただきますが、このダムは上野市の岩倉峡の上流である上野地区の浸水被害を解消することを目的としていまして、当県としてはぜひとも早期に整備していただきたいというふうに思っている次第でございます。

川上ダムとの関連での今後の事業展開でございますけれども、川上ダムが建設となり 20 年度までに完成しますと、平成 21 年 4 月にダムを水源として給水いたします。ダムが 20 年度までに完成しない場合は、暫定豊水水利権により給水を目指します。ダムが中止となりますと、代替案により給水を目指すこととなります。なお、平成 21 年 4 月からの給水開始といたしておりますのは、河川法上の手続きに要する期間ならびに浄水場や取水施設の工事期間及び市町村の希望といえますが、市町村の自己水源の老朽化度合い等を考慮して設定しているものでございます。

私どもといたしましては、川上ダムは治水上も利水上も必要であり、中止になることは考えられないところでございます。また、もし仮に中止になった場合でございますけれども、流域委員会におきましては、代替案を検討のうえとなっておりますので、代替案が国土交通省の方から示されるというふうに思っています。いずれにいたしましても、このような事態となれば、再度再評価をお願いすることとなります。

コスト縮減に向けての取り組みでございますけれども、市町村の水道管等と当庁の管との共同施工や道路改良計画にあわせて舗装を行う前に管を埋設したり、新設の道路橋に管を添架させていただくなどの同調施工、既存の道路橋への添架など、既存施設の有効活用にも取り組んでいます。

以上のようなことから、一日最大給水量は 4 万 8,500 トンから 2 万 8,750 トンに、建設期間は平成 10 年度から 16 年度までを、平成 10 年度から 20 年度までに、給水開始年月は平成 17 年 4 月を平成 21 年 4 月に、事業費は 361 億円から 267 億円に事業計画を変更したいと思えます。なお、この事業費の 94 億円の減は、水量の減少に伴うものと、コスト縮減によるものでございます。市町村別の変更後の一日最大給水量は、この表のとおりでございます。

今後の事業進捗の見込みでございますけれども、16 年度は河川法上の手続や、権利者等との協議、それから浄水場の詳細設計等を行い、浄水場や取水施設の建設は 17 年度から 19 年度までとし、20 年度は試運転調整等を行うこととしたいと思っています。

費用対便益でございますけれども、費用については当庁が広域的にまとめて施設整備を行

った場合の事業費を計上し、便益については各市町村が個別に施設整備を行った場合の事業費を計上しています。その結果、便益は606億8,700万円、費用は411億5,100万円で、B / Cは1.47でございます。

この事業の水を受けていただくことになる市町村への給水原価への影響でございますけれども、当事業の水を市町村が受水していただく単価は、1トン当たり初期の5年間は231円、次の5年間は249円と想定されます。前提条件を下欄のように仮定して算定いたしますと、計の所でございますけれども、市町村の給水原価は現在1トン当たり189円ですが、初期は237円、次期は236円で、それぞれ26%増、25%増となります。なお、この表は資料に添付しておりませんので、よろしく願いいたします。

各市町村の水需要の推計でございますけれども、資料の32ページから38ページまでに記載させていただいております。また、水質につきましては、資料の52ページから55ページに上水道と簡易水道の代表例として添付させていただいております。

以上のとおりでございますが、有効な代替案がなく、費用対便益分析結果等から引き続き実施することが効果的であり、一日最大給水量、建設期間、給水開始年月及び事業費を変更いたしまして事業を継続して実施いたしたく、よろしく願いいたします。

(委員長)

ご説明ありがとうございました。継続内容を的確にご説明いただきましたけれども、いかがでございましょう、どうぞ。

(委員)

資料22ページの淀川水系流域委員会意見書というののご説明を、もう少しかみ砕いて説明していただけるとありがたいです。つまり、淀川水系流域委員会という委員会は、川上ダムについて、結局どういうことを言っているのかということに対して、説明はしていただいたんですけれども、もう少しかみ砕いて教えていただけますか。

(整備・改革プロジェクトTM)

自然環境に及ぼす影響が大きいということで、原則建設しないということなんでございますけれども、いわゆる有効な代替案がないということが客観的に認められ、かつ住民団体というか、地域組織というか、住民の方々の合意が得られた場合に限り建設するというか、そういうふうなことで。これは淀川水系には5ダムあるわけですが、5ダム全般にわたって言われているご指摘ということでございます。

(委員)

つまり、基本的にはダムをつくるのはやめましょうというふうに言ってみるわけですよ。

(整備・改革プロジェクトTM)

解除条件が満たされないというか、そういうことだと思っておりますが。

(委員)

その意見に対しての是非というのはちょっと置いておいて、検討を重ねたその委員会の意見として、基本的にはつくるのをやめましょうと言っているダムを、つくるものと仮定した計画をずっとお聞きしたような、私は印象を受けているんですけども、その点に関してはそういう理解でよろしいですか。

(整備・改革プロジェクトTM)

私どもといたしましては、これは平成10年度から着手しているわけでございますけども、ダムがつくられるということで、建設されるということで事業に取り組んできたというか、経緯はございます。

(委員)

事業の経緯は十分理解できるつもりなんですけども、平成15年の12月にそういう意見書が出されて、基本的につくらないという基本方針というのか、基本姿勢というのかを示されたものに対して、しかしそれはつくらないと困りますという、ある種非常に強引な思い込みというか、そういう前提をもとに計画を練り直したり、見直したりしているようにお見受けするんですけども、そういう理解は私の方がおかしいのでしょうか。

(整備・改革プロジェクトTM)

近畿地方整備局の方は、川上ダムが有効であるというか、そういう見解を表明してみえて、さらにそれに対しましてもっと代替案等を精査することというような意見書がありまして。私どももダムが100%できるということには思っていないんですけども、今それぞれの意見が出されて、いわゆるちょっと言葉悪いですけども、せめぎ合いというか、そういう意見調整がなされている段階というふうに思うわけですけども。

(委員長)

ちょっと委員に補足させていただきますけれども、この流域委員会と、それから近畿地方整備局、これ2つありまして、問題は委員会の権限がどこまであって、この意見書がどこまで縛りを持っているかということだと思っておりますけれども。この審査委員会と同じで提言はする、しかし決定権は整備局にあると。ですから、整備局がこの意見書の内容をどこまで斟酌するか。意見書に従って中止をするのか、それとも整備局としていんなことを考えて、代替案を考えると、やはりダムしかなければダムでいかざるを得ないだろうというのが、恐らく整備局の立場で。まだ決めてはいないですけども、あくまで流域委員会は意見書の提出という立場です。

(委員)

そうすると、先ほど私の受け取り方としては、ご説明の中に有効な代替案を国の方から提案してほしいというようなニュアンスのお言葉があったように思ったんですけども、そういうことの進み方でよろしいわけですか。

(整備・改革プロジェクトTM)

はい。私どもといたしましては、利水に関しましても、ダムができないということになりましたら、国の方から代替案が示されて然るべきというふうに思っている次第です。

(委員長)

ですから。どうぞ。

(公共事業総合政策分野総括M)

今の説明の中で、水源の話と治水の話と、いろいろ入り混じったような格好になっているもので、水源の確保という点についての話なのか、治水の話なのか、ちょっとそこら辺きっちり言って、分けて説明してくれますか。国の方から示されるというのは、何を示されるわけです。

(整備・改革プロジェクトTM)

治水、利水ともに示されて然るべきではないかというふうに思っているわけなんですけども。

(委員)

私は説明からの受け止め方は、水源確保の問題がこの事業には中心になっていると思うんですよ。それで、ダム本体が中止になったとしても、それは先ほどからの話では、国から代替案が出るという、すなわち水源確保についても代替案が出る。どういうかたちで出るかは別として、水源は確保できるという前提で、今見直されたこの計画が示されている。こういうことでよろしいのでしょうか。

(整備・改革プロジェクトTM)

はい。そのように理解しております。

(委員長)

委員、よろしいでしょうか。ほかの委員の方、どうぞ。

(委員)

大変重要な問題がかかっているなと思うんですが。ここでちょっと考えたいのは、大変難しいと思うんですけれども、将来水需要の予測をどういうふうに考えるかということは、水源をどう確保するかというものと非常に密接に関係していると思っているんですね。ここを見てもみますと、計画が一日の最大の給水量というか、それが大幅に縮小されたということなんですよ。

それを、例えば6つの市町村がこの事業にかかわっているの、そこで例えば将来的な人口の推移がどうなるのかということと、一人当たりの水需要がこれからどうなるのかという予測は、いろんなモデルがあって、そのモデルの中で、この地域にはだいたいこうということだろうということ、平成29年とか30年とかそういう将来の予測が出ていますと

思うんですが。

その根拠について、先ほど説明は若干はされていたと思うんですけれども、もうちょっと具体的にこういう将来予測はどういうふうにされたのかというのを、まず追加で補足説明お願いしたいと思います。それを聞いてから、ちょっと質問に入りたいと思いますので、よろしくお願いします。

(整備・改革プロジェクトTM)

18ページの表でございますけどもというか、資料の中で、人口につきましては、2万何千人というか、当初計画ではこのような本当に直線的に上昇していくというかたちに設定していたのを、減少するというか。当初ではこの地域は、そういうような発展性が高いということで、こういうようなカーブをしていたんだと思いますけども、そんなかたちで、しかし実際的にはここ4、5年の現状を見ましても、そういうふうには動いてないということで、下方修正させていただきまして。

それから、一人当たりの一日用水量につきましても、平成30年ということでございますので、だいぶ遠い将来を想定しているわけでございますけども、まだまだ井戸等の既存のというか、各ご家庭の井戸等もこの地域は活用されるであろうということを想定して、県平均よりも下方に推計しているという状況でございますが。

(委員)

それは、一応18ページとか19ページあるんですが、この6つの市町村の平成17年からですか、市町村合併というかたちによって一緒になっていくことだろうと思うんですが。水需要というものは生活用水だけでなく、工業用水だとか、農業用水だとか、例えば産業にかかわるいろんなものがあって、一様的に一人当たり幾らというのを各市町村別にまちまち、26ページにあるように変更計画でも半分近く減らされたり、そういうふうにはいかなかったりというのはわかると思うんですけれども、そういったようなものは、例えば人口が増えるか減るかということと、産業がどうなるのかということと、いろんな難しい予測を合わせながらやっていかないといけないと思うんですね。これがどのくらい将来にぴったり合うのか、それによって水源をどれだけ確保すべきかということになってくると思うんですよね。

まず、ダムありきから何を考えるんじゃないで、今この地域にはどれだけの水の需要が必要で、今それで地域にどれだけ確保されていてどうなるのかということによって、じゃあこうするんだということが出てきているものであって、代替案、代替案って言っても、それは地域によって違ってくると思っているので、まず将来予測のところがきちりある程度付加価値性がありながらもできていて、今現在こうなって、だからこれだけの水源を確保しないとイケないので、それに関する建設費というか、これはこれだけ負担をしていて、こうなっていくんだよという順番があると思うんですよ。

それに関する一番の初期条件のところの部分で、どうもまだわからない部分が多くあるような気がするので、先ほどの今説明を求められたんですが、今の答えではまったくあまり変わりはないような気がするんですが、それはどういうふうを考えればいいんでしょうか。今、この将来予測の一日最大給水量の2万8,000トンというものは、確保するんだと

ということでスタートを切っているんですか。もう一度確認をします。

(整備・改革プロジェクト)

将来予測に関しまして、6つの市町村、各独自に推計をしていただいております。その資料が、お手持ちの資料の33ページから、上野市、伊賀町というかたちで6市町村、個別に推計をしていただいております。上野市33ページ、これについてちょっと説明をさせていただきます。

14年から30年の一日最大給水量の増分における主な要素というかたちで、生活用、業務用、工場用、あと無効水量というかたちで将来推計しております。これらの合計が7,300トン、この数字につきましても、一日平均給水量でありますので、一日最大給水量に換算するために負荷率でもって計算をします。

生活用に関しまして、細かい数字を言わせてもらいますと、簡水の切替。これ冒頭の説明でありましたように10箇所の簡水を切り替えるというかたちで1,145トン。それから、専用水道の切替、これ2箇所348トン。それから、団地開発ということで、上野市さんの方で計画されております2箇所の団地開発について、その人口から必要な水の量を算出しております。それから、原単位の増と書かれておりますけども、これが一日平均給水量でありまして、その分の増量が1,119トン。あと、人口の減。当然増えるものもあれば、減るものもあるというかたちで、人口は将来にわたってずっと減っていくという推計をしておりますので、その分について573トンの減量分をみております。

業務用に関しまして、内訳ですけども、簡水の切替51トン。それから、新規施設ということで168トン上げております。168トンの内訳としましては、高等教育施設とか、夢が丘の小学校といったかたちで、既に計画のあるものについて新規事業というかたちで見込んでおります。続きまして、需要拡大ということで1,400トンあまり。合計1,600トンというかたちで、将来必要な量を算出しております。

続きまして、工場用5,600トンあまり上げております。その内訳としまして、簡水の切替で140トン。それから、地下水の切替579トン。操業開始・拡大ということで3,900トン。これにつきましても、既に計画のあるものに関して計上させていただいております。それから、新規施設ということでゆめぼりす伊賀クリエイトランド、その産業用地、未だ売れてない所なんですけども、その部分について工場がはりつくというかたち。冒頭でもありましたように、伊賀地域、特に上野に関しましては名古屋圏、関西圏の結節点ということで、今後のポテンシャルが高いということで、それだけの水の需要を見込んでおります。それから、過去最大との差分ということで148トン。これらを足し合わせまして5,600トンあまりを将来見込みで上げております。

それから、4番目の無効水量。無効水量については減少になっておりますけども、これは漏水量とかそういったもの。将来維持管理をきちりしていただいて、漏水等をなくすというかたちで減少分を見込んでおります。以上で合計7,319トンを将来必要な量というかたちで、将来推計しております。

(委員)

ありがとうございます。こういう将来予測ということから見たときに、上野市はやっば

り全体のこの地域の水需要のだいたい7割近くの部分を、上野市が占めるというかたちにだいたいなっていますよね。それも、これからの社会情勢がどういうふうになろうと、だいたいこういった割合でやっていくと。

そういうことで、これより例えばさらなる、例えば人口が増えるか減るか、産業がどうなるかということも非常に重要なことなんですけど、もう1つ、私たちが考えないといけないのは、人々の意識が高くなっていったって、節水を呼びかけたり、いろんなかたちでのベストミックスと言っているんでしょうか。それぞれの雨水の使い方をうまく考えると、例えば必ず日本の場合には、だいたい水はきれいな水、高い水でも、そうじゃない水でも、飲み物でも、トイレで流すものでも、だいたい同じような水でやっているんですけど、もうちょっと考え方を変えて、多角的な水の利用ということを組み合わせてやっていくということも、これからあり得るだろうと思っているんですね。

ここの計画というようなものは、そも生活様式そのものはあまり変わらず、まだ人口規模や産業がどうなるということをやっていると思うんですけど、私たちの目から考えてみると、みんなの認識を変えることはものすごく大きな効果をもたらすということもあるので。例えば言いたいのは何かというと、このさらなる変更、さらなる水需要に関する将来予測というようなところの部分を考えたときに、ここには一人一人意識が高まることによって、節水の部分の効果が評価されていないじゃないかということで、確認をしていたわけなんです。

これからも、こういったようなかたちでの節水というようなところの部分を踏まえて、将来予測が一日最大給水量が例えば2万トンだとか、あるいはそれよりさらに下回るんだということになったとした場合には、この事業は どういうふうにかんがえたらいいのかということを実際にこの時点で考えないと、ダムがああだこうだということに行く前に、もう一回立ち止まって考えるべきではないかということなんですけど、そういう選択肢はないんでしょうか。

(整備・改革プロジェクト)

ただ今の節水意識というお話でございますけれども、先ほど冒頭に説明がありましたが、三重県の52水道事業の一人当たりの原単位が286トン、これは平成13年度実績でございます。ごめんなさい。一日一人当たり286リットル使いますという実績データでございます。今、この推計をしました。その推計をすることにつきまして、伊賀の6市町村分を平成30年度目標に合わせた場合の一人当たりの平均給水量が278リットル。これが31ページの一番右端に表現をしておりますけれども、非常にこの伊賀地域と申しますのは、地形上ですとかいろんな関係で、今現在の使われている水の量が、一人当たりの原単位が非常に少ないということもございまして、今後節水意識は当然伸びていくとは思いますが、13年度実績に比べましても、非常にまだ三重県全体までいかないという、今のこの推計でございます。

当然、節水意識は高まりはございますけれども、下水の普及ですとか、非常に伊賀地域、下水の普及率低うございまして、それが普及していくことによりまして、当然、汚いお話でございますけれども、トイレなんか行きますと水を流すということになりますので、水洗化に伴いまして、その辺の水量も増えていくという見込みを込めまして、278リットル

という。6市町村合わせまして、加重平均的なものでございますけれども、そんなふうになったということでございます。

(委員)

わかりました。それから、最後にもう1つちょっと話が変わるのですが、23ページの部分で、例えば川上ダム建設が進むだろうと、あるいは中止になろうと、これはこちらの矢印から横の黄色の所の、どうかたちでやっていくのか対応の部分の黄色くなっている所は、ダムがあろうとなかろうと、給水の開始は21年4月からになっていくんだということですよね。それはどういうふうにかたで考えたらいいんでしょうか。要するに、ダムとは関係なく、この事業をやっていくんだということによろしいですか。どういうふうにかたで読めばいいのか。

(整備・改革プロジェクトM)

不幸にしてといたしますか、そういうことは私どもは想定してないというか、望んでないんですが、ダムが中止というかたちになりまして、代替案による給水をしていきたいというか、伊賀地域においては水が28,000トンくらいやっぱり足りないですよということでございますので。代替案として、基本的にはやっぱり我々としては国土交通省の方がお示しされるものというか、思ってますけども、我々といたしましても、やっぱり代替案を検討していきたいというか、そのようには思っている次第ですけども。

(委員)

そうしたら、もう一度確認なんです。川上ダムが建設推進になろうと、中止になろうと、この事業は進んでいくと。それで、水源も確保できて、問題がないんだというふうにかたで理解してよろしいんですか。それはなぜかと言うと、49ページを見ると、地域住民の方からは、例えばダム建設を進めるべきだという意見が参考資料として出ているんですが、中にはまたダムは建設するべきではないんだと、いろんな例えば緑の山あるんじゃないかとか、いろんなかたちでの意見もあろうと思うんですが。ここに出ているものがたまたま推進とかそういうかたちでやっているのかもしれないけれども、23ページの表の読み方と今の説明から見ると、もしダムがだめでも代替案を考え、21年4月から予定どおりに給水が開始されるんだよということということであれば、地域住民への説明はダムとは関係なく、この事業はできていくんだというかたちで説明ができるんじゃないかなという部分もあって、質問しているわけなんです。その部分との関連で、23ページの部分、もう一度わかりやすいかたちで説明をお願いします。

(上野市水道事業管理者)

地元の上野市の水道事業管理者の大井と申します。ただ今のご質問に関係をするわけでございますが、地元といたしましては、当初この川上ダムが16年度で完成をするというふうな予定をしております。先ほどご説明を申し上げましたように、まだ給水地域、水道の入っていない地域がございますし、簡易水道の統合計画もあるわけでございます。この川上ダムの受水を17年の4月からさせていただくというふうなことで、水道の全体計画を

立てて現在に至っているわけですが。

不幸なことにダムが遅延をしておるといふふうな中では、今のお話の21年の4月までは何とか待つことができても、もうそれを越えてダムができずに給水もしていただけないということになるのは、どうしても市民の水需給をしていくという中で支障をきたしますので、いろいろ企業庁さんにお話を申し上げる中で、万一ダムがそれよりも遅れたにしても、21年の4月からは給水をしていただくようお願いをしたいというふうなことで、この21年の4月が出ておりますので、その点特にご理解を賜りたいと、このように思うところでございます。

(委員)

ちょっとわかりません。どういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。要するに、この事業は、川上ダムの建設の可否に関係せず、21年4月からは給水できるような見通しがあって、それで事業を進めると、そういう理解でよろしいということですかと聞くんですよ。

(上野市水道事業管理者)

今現在も上野市の場合は、ちょうど大内橋というのがあるんですが、木津川からダムができるまでという暫定給水で7,300トンを日々頂戴しているわけですが、現在も7,300トンは暫定取水として、ダムができたらその代わりこれは取り消しますよということで、現在いただいております、暫定取水として、それが、16年の4月でなおかつできないというふうなことになりますと、先ほど申し上げたように、施設自体もかなり老朽化をきてきておまして、例えば浄化施設あるいはその計器類も17年4月くらいまで何とかもつというふうなことで取り組んでおりますが、これが21年の4月以降、21年を越えてなおかつできないというふうになると、もう私どもの現在の施設自体ももたないというふうな中で、地元としては非常なピンチに陥るわけですが、

したがいまして、現在7,300トンというのを既に暫定取水をしているんですが、少なくともそれを企業庁さんに替わって取水をしていただき、新しい施設から市の方へ給水をしていただくというふうなことをお願いする。それからプラス、事業の増えた分をそこへ上乘せをしていただくということは、現実面としてお願いをしている内容でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

(委員)

わかりました。それから、この表の表現の仕方というようなものは、まったく同じようなかたちで、ダムとは関係せずに全部やっていくんだよということじゃなく、かなりの部分、今現在例えば借りているものとか、そういったようなものが含まれているものであって、これがこういった矢印でダイレクトに行かないので、それが例えば今のような将来需給予測からこうやっている場合には、ダムの建設推進があって一番上の20年までに完成ができて、それで黄色く矢印に行くようなところの部分は見込んであるものだという事ですね。今の流れは、だから、そこをこの事業を継続したいということじゃないんですか。

(整備・改革プロジェクト)

まず、流域委員会の方からもう一度整理をさせていただきたいと思うんですが、ちょっとしばらく長くなるかもわかりませんので、ご容赦願いたいと思います。

平成9年に河川法が改正をされまして、平成13年2月にこの淀川流域委員会が発足しております。15年1月17日でございますけれども、ここで提言をまとめられました。その提言の内容は、「ダムは自然環境に及ぼす影響が大きいことなどのため、原則として建設しないものとし、考え得るすべての実行可能な代替案の検討のもとで、ダム以外の実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体・地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合に限り建設するものとする」というのが、まず1月17日に提言を出されました。

これを受けまして、国土交通省の近畿地方整備局では、河川整備計画基礎原案を発表しました。この基礎原案の中におきまして、事業中の各ダムの方針では、「ダム建設の方針に基づき、これまで事業中の5ダムについては、調査検討を行う。調査検討の間は、地域の地域生活に必要な道路や、防災上途中で止めることが不適当な工事以外は着手しない」とされております。で、川上ダムについてでございますけれども、狭窄部の開削は当面できないことから、既往最大規模の洪水による岩倉峡上流上野地区の浸水被害を解消するには、上野遊水地と新たな貯留施設が必要であると。

あとまだたくさんあるんですが、そのようなことがこの基礎原案の中に盛り込まれておりまして、で、川上ダム計画についてということで、また項目ございまして、その中で以下の調査検討を行うと。「代替案に関してさらに詳細な検討を行う。貯水地規模の見直しならびに貯水地運用の変更に伴う、貯水地周辺やダム下流に与える影響をはじめ、環境の諸調査を行う。利水について、水需要の精査確認を行う」というふうな基礎原案が出されました。

これをまたさらに受けていただいたのが、淀川流域委員会がこの基礎原案に対する意見書ということで、12月9日に発表されたのが、「各ダムの調査検討内容では、事業中のダムはいずれも中止することも選択肢の1つとして、提言の趣旨を尊重した抜本的な見直しが必要である」とされておりますけれども、この基礎原案にかかります具体的整備内容のシートというのが2部構成ということで分かれておりまして、その中にシートに対する意見としまして、「具体的な調査検討内容として示された事項は概ね適切であるが、代替案について積極的に検討するとともに、さらに次の事項について調査検討する必要があります」と。「川上ダムの集水域は上野地区流域の一部に過ぎず、同地区の治水への効果は限定的ではないか」とか、「さらなる代替案あるいは各種代替案の組合せとの優位性の比較を行う」「下流部浸水被害をどの程度軽減できるのか」というふうな意見が出されております。

これは今簡単にお話させていただきました提言、それから国の考え方の基礎原案、それから流域委員会の意見ということでございまして、今ここにございましてこのフローにつきましては、私も事業推進されていくんだろうと思いますけれども、この事業推進の中で当然平成20年度までにダムが完成をしたとしますと、そのダムから水がいただけるということになります。それから、ダムが推進をされるということで、まだダムが完成してなければ、当然ダムがかりの水がありませんので、そのときは暫定豊水水利権をいただいて給

水をさせていただくということになるかと思えます。

今、先生方言われておりますダムが建設中止をされるということは、有効な代替案が当然なされる、それが実行されると、そのようなことになるかと思えますが、利水の立場から申しますと、利水間の河川調整がされるですとか、先生言われました先ほどの節水意識で流量まで踏み込んで検討されるということになるかもわかりませんが、そこで水が還元されてくるという河川管理者サイドの調整案といえますか、代替案といえますか、そのようなものが示されて、ダムが必要ないということになるかなということ。その場合は、代替案によります給水開始というふうな、ここの表現をさせていただいたということでございます。

(委員)

わかりました。そうすると、28ページの費用対便益のところはかなり変わるんじゃないかと思っているのが、例えば川上ダムが建設推進というかたちになると、例えば中止だということになると、実際に費用の部分がかなり変化しますよね。例えば代替案がどういうようなものになっていくのかにもよるわけですし、あるいはダムの推進ができたとした場合でも、例えばそれにかかわる市町村のところでやらないとなったら、結局全部県のところに負担がかかってきて、費用の算定の企業庁の事業費が膨らんでいく。そういうかたちになってくると、当然B/Cは減っていきますね、少なくなっていく。

それにまた便益の算定に関しても、今のところではまず合併がされてないから、それぞれが個別にやっていくんだとなっているんですが、それが一緒になって便益のところでは計算になった場合、どういうふうになるのかわからない。そうなってくると、今ここに費用対効果、便益のこれは1.47というものをどう考えたらいいのかとなったときに、不安定な要素が分母である費用でもそうですし、分子である便益のところでもどうなるかわからない。

そういうところで1.47というものを、通常我々が1つの公共事業の評価の基準として考える1つの費用対効果のところでの意味と、今この事業に関しては、ここの1.47というところの意味は、かなり違ってくるんだよということで、ここの費用対効果のところの部分も今の説明ですとかなり変わってくると。場合によって1.0切るかもしれないし、1.0を上回るかもしれないけれども、こういったような費用対便益のこの部分には、ある意味では意味がないかもしれないというふうに理解してよろしいんですか。

(整備・改革プロジェクトTM)

私どものこの取水計画、ちょっと今パワーポイントの方でご説明させていただきたいと思いますが、私どもの今の事業計画といえますと、川上ダムで取水をするというものではございません。この図面でいきますと、8ページと47ページ。8ページは全体事業の今の進捗度合いを表現しておりますが、47ページにつきましては、費用対効果分析をしました管路といえますか、どのようにするんだという方策を示しております。

概略的にはこのパワーポイントでお示しをしております管路図になっておりまして、39ページ、40ページでそれぞれ効果がどう、費用がどうということを示しています。39ページにつきましては、今の事業計画自体が上野市の所の取水口から水を取水しまして、あと

導水、浄水、送水をしていくと、そんな考え方でございます。

便益の方で考えさせていただいておりますのが、一番近い所から水の取水を各市町村やりましょうという考え方で持って取水をするということでございますので、川上ダムが仮に建設されないということになったとしましても、ここで河川調整をされて、先ほど申し上げましたように水利権を頂戴できるということになってきますと、その地点で取水をさせていただくと、このような考え方でおりますので、この費用と効果の算定は変わらないというふうな考え方です。

(委員)

変わらないんじゃなく、変わると思いますが。要するに、いくつかのオプションがあって、それに関する費用対効果はどうだどうだというような部分は、多分計算されていると思うので、その資料を今回じゃなくても結構ですの出していただいて、それをどう考えたらいいのかというふうに判断材料が欲しいなと思っているんですよ。幾つかのオプションが対にはなっていないながらも、恐らく企業庁が広域的にやっていくというところの部分で、今のところ代替案の計上をする根拠がまったくないわけだから、恐らくダムの建設が中止になったときに暫定的に何か借りてくるという部分が分母になって、それぞれ各市町村の便益が分子になっていると思いますので、これより少なくとも1つくらいの費用対効果のシミュレーションというか、そういったようなものがあつたはずですね。違いますか。

そういうことを総合的に考えて、この事業はダムの建設とあるいは関係なく続けられていて、水源も確保できてあるんだというような説明になっているか、あるいはそれができないと困るんだというかたちになっているのか、私たちが判断できるような幾つかの各所とか、節目節目の部分がわかりやすく示されると思っているのですが、それがこういうかたちで1つだけのものが出ているということは、今のフローの流れから見ると、ある1つの方向性にかかるものでずっとストーリーが組み立てられていて、幾つかの選択肢の部分は全然考慮されていないというふうに言われてもしょうがないんじゃないかと思うんですが。

(整備・改革プロジェクト)

今のB/Cに關しましての我々の説明ですけども、水源費、川上ダムにかかわる費用に關しては、今回のB/C計算上考慮しておりません。というのは、水源にかかわる費用は、各市町村が個別に求めていただく費用、それから我々の用水供給事業で各市町村をまとめて川上ダムに水源を求めていく費用、それぞれ変わらないという判断をさせていただきまして、水源費の費用は除いた計算をしております。

各市町村、例えば上野市さん、伊賀町さん等6市町村あります。それぞれの必要な水量みあいのお金を川上ダムに支払うというかたち、個別にやられた場合。それらを足したものが、県が一括して払うという費用、それは同じ費用になります。ですから、水源にかかわる費用、例えば川上ダムがなくなってほかに水源を求めるというかたちにしましても、各市町村が支払う費用と我々が支払う費用は一緒になりますので。

(委員)

それは説明でわかります。ただ、水源がどうなるかというところの部分がわかっていないのに、それぞれどういようなかたちで負担していくのかという計算ができるはずがないでしょ。違いますか。

(委員)

よろしいですか。取水のための施設というのは、30ページに書いてある取水施設の費用で出てますね。ですから、今の水源の場所が変わっても、変わらないということなんでしょ。そういうことですよ。

ちょっと話が私は別の視点で質問させていただきたいんですけども。この事業費の中で、今回見直したためにかなりの事業費を減額しているわけですけども、この説明、増減理由が適用欄にずっと書いてありますが、要は今後この事業を続けることによる、これは見直したときの減額ですけども、増額になる要因というのはどういうものがあるんですか。全然ありませんか。予想されるものはほとんどないと考えてよろしいんでしょうか。

(整備・改革プロジェクトTM)

増額要素としましては、事業期間が長くなりますので、その事務費。それから、当然私ども国庫補助や起債を借りておりますので、その建設中利息等、ここらが増額するということになるかと思えます。

(委員)

私の質問に対する答えをまだもらってないんですが。どういうことかと言うと、水源がどこにあるかによって、パイプを引いてそれで取ってくるための費用が計算できるわけですよ。どこに水源があるかわからないのに、どこにパイプを通してやるのか、それが決まらないわけですから、費用が計算できないでしょう。違いますか。それに関する部分が、まだ答えをいただけてないんですが。

(委員長)

個別で取水するときには、取水地点が決まっているのか、決まっていないのかというご質問なんです。

(整備・改革プロジェクトTM)

川上ダム計画といいますか、利水がどこで水を取るというのは、当然ダム計画に盛り込まれているのが当初の計画でございますから、取水地点というのは、本来はダム計画のようになってきますと、もうこの地点というのはダム計画で決まっておりますので、本来は変えるということがまた水収支をダム計画の方でやるということになりますので、今便益の方で各市町村が一番近い所で取水をするという便益をしておりますが、本来は上野市のこの地点というのは決まっておりますので、それで変わらないということでございますが。

で、先生言われるように、場所が変われば当然管を引っ張ってくる所も変わってまいります。もしそうなった場合は、もう一度この事業全体を見直していくと、そのようになるかなと、そんな感じでございますが。

(委員)

そうですね。水をどこで取るかというところの部分が決まっています、そこからどういうかたちでコストを考えながら引っ張ってきてやっていくのか、安全で安心でいろんな水をといたようなことで考えたときに、水源が今のところどうなるかわからないけれども、例えば暫定的に取れるような所で上野は計算ができると。ほかの市町村も何かどこかで今やっているところの部分でできると。それが今のような現在では、何とか川上ダムと関係なく取れるけれども、人口が増えるの減るの、あるいは産業がどうなるの、将来的な事業を見たときに、どうしても何らかのかたちでの資源が必要となっていくと。それが必要だから、ダムにするのか代替案にするのか、何かができると。それはどの辺でどういうふうになるのかわからないのに、どうやって費用というようなものが計算できるんですかということだったんですよ。

だから、この便益の部分での1.47というようなものは、かなり不安定な、かなり変わるだろうと思われるような費用対効果でしょということだったんですよ。もしそれが関係なく、例えば極端な話、ダムができた、できなかったと。水源がどこかわからないけど、今のようなかたちとっていくんだということでこの計算ができるから、関係ありませんよというならわかります。

(委員長)

ダム貯留と、ダムのリリースと、そして取水する地点をもう一度ご説明いただければ、ご理解いただけると思うんですが。この絵を使って。

(整備・改革プロジェクト)

47ページの便益を算出しましたやり方と、私どもの管路がどのようになっていくんだということで、お示しをさせていただきたいと思っておりますけれども。まず、私どもの今用水供給事業で考えておりますのが、赤色で着色をしてございます。それから、6市町村さん単独で整備をするという所が、青色で着色をしてございます。それから、この下の方に水源でございますけれども、川上川、それから前深瀬川がちょっと見辛うございますけれども、合流した所で川上ダムというのが、ここに建設をされようとしています。この川上ダムが、ちょっとここに表現がございませんけれども、この川上ダムに貯留します流水を補給水源といたしまして、上野市の所を通りまして、島ヶ原、奈良、大阪というふうに行くわけですが。川上ダムから木津川取水口という所が真ん中にございますが、川上ダムに貯留しております流水、通常たくさん水・・・(テープ交換)・・・川上ダムに放流しませんけれども、水がない場合に放流をするということで、放流された水をこの取水口から取りまして、浄水場、それから浄水をしまして、各市町村さんに配っていくということが、私どもの費用として上げております。

この青色の線につきましては、川でございますので、何にもない川でも、堰止めがある所、堰ですとか、頭首工ですとか、その施設を供用させていただきまして、そこから取水をさせていただくということで考えていきますと、非常に河川につきましては堰の場所、頭首工の場所が限定されていますので、青山町さん以外には、私どもが取水をしようとす

るここで、青色の線でございますけれども、最短で取って各市町村さんの分水地点まで導水をして、そこで浄水にすると。そのような考え方でございます。

(委員長)

はい、ありがとうございます。どうぞ、事務局。

(公共事業総合政策分野総括M)

プロジェクトマネージャーの方からちょっと補足をさせていただきたいのですが。

(事業整備分野総括M)

ちょっと23ページ開けてください。先ほどから川上ダムの位置づけで、相当先生方からもご意見出していただいております。23ページでも上げておりますように、まず川上ダムがどうなるかというのが非常に大きな問題になっております。流域委員会なり近畿地方整備局が現在いるんな検討もしながら、最終的には河川整備計画の案をつくっていかれると思うんですけれども、私どもは、今私どもは利水としてはこれだけの28,000トンあまりの水が必要だということで申し入れておりますけれども、ここで他の水源といいますが、川上ダムに代わる水源というのが代替水源というかたちになるとは思いますが、見当たらないと。もしそういうものがあるのであれば、わざわざこういうダムにのらなくても、事業は進められてきたんであろうと思いますけれども、水源がないためにこの川上ダムに私ども参画をしていると。国の計画に合わせて、私ども乗ったわけですね。

で、この23ページの図をご覧くださいますと、上の方にグリーンで建設を推進をする。それから、上の方に20年度までに完成をしたら、21年から給水できる。これは普通のルートですから何ら問題はありません。現在、費用対便益を出しております計算も、こういう想定でやっておりますね、今。ダムがもし遅れたら、または川上ダムそのものが中止となった場合どうするのかということになれば、当然先生ご指摘のように、費用対便益の計算の仕方も、もう一度見直さなければならぬと思っております。現時点では、そういう想定もしておりませんし、川上ダムそのものについてまだどうするかということが決定しておりません。ただ、私どもの意向というのは、国の方にも申し入れをしておりますから、それなりのかたちで最終的には整理されるもんだという期待はしておりますけれども、現時点では川上ダムが建設が継続されて、20年度までに完成されたという前提でいけば、一番右上のパターンでいくと。これが現在の費用対便益になるうかと思えます。

ただ、水の取り方につきましては、そのもう1つ下に、20年度までもし完成しなかったらということで、暫定豊水水利権という仮定の水源を考えております。ただ、これはかなり水がたくさんあれば取れるということになりますけれども、当然この暫定水利権というのも、それを担保する水源なりダムが必要になります。ですから、私ども今川上ダムができあがると。しかし相当遅れる。遅れるので、将来ダムができあがったときには、そこから正式に水利権として最終的には水は確保していただきますけれども、それまでの間はどうしても今待ったがきかないような現場の状況がございますので、21年の一部給水、部分的にこれ全部になるかわかりませんが、暫定水利権を川上ダムを担保として許可をいただくように、関係する河川管理者と協議していかなければならないと思っております。

ただ、一番の問題になるのは、やはり一番下のパターンだと思います。ダムが中止になったときに、どこから水を取るかということになるかと思います。現在、私どもの取水をしようとしている地点が、最も効率的、経済的だという所を今設定しております。もちろん川上ダムの中で、私どもが必要な水計算をするときに、水収支をしたうえで、ここでも取れるという判断をしていただいた地点が現在の地点です。ですから、まったく違うパターンの水源というものになれば、当然取水する場所も変わってくる可能性というのは否定できません。その場合には、当然ながらもう一度費用対便益というものも試算していかなければならないかと思います。

現時点で私どもが把握している水量なり、ダムの計画というものをもとに、どうしても21年の給水ということ視野に入れながら考えていきますと、今回お示しをしている費用対便益の1.47という数値でまとめさせていただいておりますので、こういう数字が出ていることはご理解いただきたいと思います。

(委員)

今の説明でしたらわかりました。

(委員)

いろいろ上野市さんからも水が足りないというお話が、非常に切々とありまして、足りないということはよく理解できたのですが、あと、21年までにもう5、6年しかございませんよね。そういう切実なときに、企業庁の方は、想定をあまり考えないで、暫定給水ができるかもしれないしというふうな感じのニュアンスなので、もっと積極的に暫定給水を拡大したような感じで、ダムはなくてもというような、そういう模索をもうすぐに始めないといけないのではないのでしょうかということをお願いしたいなと、さっきからお話を聞いていて思ったんですが。

(事業整備分野総括M)

先ほどの先生からのご質問に関連してまいりますけれども、結果的にはダムをどうするのか、どうなるのかという行方を十分見極めなければならないと考えておりますので、その時点で改めて私どもの方もきちっとした整理をまとめたいと、再評価を受けさせていただきたい、またご審議いただきたいと、このように思っております。現時点での計画は、今資料として皆さん方に見ていただいているとおりの内容ということで進めさせていただきたいと思いますが。

(委員)

なかなか見極めないといけないとおっしゃっても、今の時点ではかなり流域委員会の方も風が強くなっておりますし、なかなか見極めが難しい状態だと思うんですね。だから、それは国の方の意見は待っておりますけれども、もう県としては事前に先手をとって、そういう対策を考えなければいけない状況ではないのでしょうか。どうなんでしょうか。

(委員長)

一途に木津川恋しで張りついているんじゃないかと、もうちょっとほかにも考えたらどうかというお話なんです。

(事業整備分野総括M)

今回のこの伊賀水道の建設、計画をずっと紐解いていきますというんですか、大元へ戻りますと、広域的水道整備計画というのが水道法に基づく手続をしております。この地域の、これは現在私どもの給水対象になっておりますのは、上野市さんはじめ6市町村なんですけど、伊賀地域ですからあと名張市さんも入っておりますが、それぞれ関係する首長さんから知事あてに、水道法にもとづく広域的水道整備計画の策定の要請がございます。その策定要請というのは、もちろん広域化することによるメリットというのは当然全面に出てまいりますし、この地域に水源がなかなか見当たらないと。自分たちの自己水源の状況がこういう状況になってきて、将来不安があるとかということもあって、広域化を進めていくについての整備計画の策定というものを、三重県知事に策定してほしいという要請が出てまいります。

この地域は、たまたまと申しますか、川上ダムという大きな水源がございますので、その川上ダムを水源とした伊賀水道の建設、広域的水道整備計画というものを正式に位置づけをされております。企業庁が初めから何もかも事業主体として進めていくということになれば、当然自前で水源も考えていかなければならないかもわかりません。ただ、今回の水道事業そのものが、広域的水道整備計画というものに位置づけられをして、それから私ども動いております。したがって、水源について企業庁がこれからは別の所で水源を探すということについては、非常に厳しいものがございますので、まずは整備計画の中での整備だと思っております。

ただ、川上ダムに代わる代替水源というものが、きちっと第三者にも説明してご理解いただけるようなものが見つかれば別なんですけれども、この問題については流域委員会からも提言なされておりますし、近畿地方整備局もそれを受け止めたうえで、河川整備計画ですが、そちらの方の策定に入っていくんではないかと思っておりますので。私どもも近畿地方整備局とか、水資源機構との連携といいますか、接触を密にしながら、情報の収集をして、いい代替案があるのかないのかも含めて、情報の収集に取り組んでいきたいと、このように思っております。

現時点ではまだそういう手はとれませんが、ただ私どもが強く言えるのは、今こういう現地といいますか、市町村の水需給の状況を十分ご理解していただいて、21年にはどうしても水を出さなければならないような、そういう事態になっているということを切々と訴えていきたいと、このように思っております。

(委員)

今のお話すごくよくわかりました。よく理解できました。で、そうだとすれば、私は非常に疑問に思うのは、私たちは一体何を審議すればいいのかということなんです。先ほどの3本のルートのうち、一番上を想定したB/Cであり、計画ですとはっきりおっしゃっている。資料の50ページ見ますと、川上ダムの建設に関するいろいろな資料が出ていて、これを見せていただく限り、あと5年でこのダムが完成するとは、素人目にもちょっと想

像しにくい。であるとすれば、2番目か3番目になるでしょうと。

一番上を想定したB/Cであり、資料であり、計画でありとおっしゃっているものに対して、一番上の現実性というのがまずないというご説明であるならば、私たちは再評価をするときに、水道管というのは水が流れていなければ、水道管の意味はないのであって、給水をするという目的をもっての水道管設備だというふうに思っていますので、では一体この事業に対してどういう意見を申し上げればいいのかということ、非常に疑問に思うんですが。

(事業整備分野総括M)

先ほどのB/Cの確実性ということを申し上げれば、一番上ということで申し上げました。ただ、先ほどのちょっと地図見にくかったかもわかりませんが、取水する位置というのが、その2番目に上がっております暫定水利を取得しようとする地点、これは一番上のパターンとまったく同じパターンです。ですから、私どもは暫定水利がどうかたちで取れるかどうかというのは、これからの協議交渉で決まってしまうけれども、取る位置は同じなものですから。それから、ダムに対する負担額というの、先ほど担当の方からご説明しましたように、それぞれの市町村の皆さん方が個別にダムに参画しようとも、それから私どもが一括してダムに参画しようとも、負担をする、これは水量みあい全部・・決まりますから、結果は一緒になるということで、この分についての影響は、直接今の費用対便益の中には出てこないだろうと。

私、言い切りましたのは、1.47の便益は、今の状態で一番正しいのはどれかということでしたので、間違いのないのはやはり一番上のパターンですよということで申し上げました。ただ、私どもで今考えておりますこの計算手法の中に、2つ目のパターンももちろん、同じ条件ですわっております。ただ、その暫定水利がどうなのかということで、もしもその取水地点が変わったらどうするのという話がもし出たときには、当然それは設定条件が変わりますから、当然それは計算の見直しが必要になってこようかと思いますが、途中でもまだ補足で説明させていただいたように、暫定水利をいただくというのは、その上流にダムが担保されていること、ダムに参画するということが確実なことがこの前提条件になります。

ですから、全然ダムに参画の手を挙げずに、暫定水利権だけ下さいというのではなかなか許可いただけないと思うんですが、私どもあくまで川上ダムの建設の促進を強く訴えてまいりたいと思いますので。川上ダムが上流にできることを条件に、暫定豊水水利権の取得のための協議をしていくということですから、そういう意味で、2つ目のパターンを今私どもが出している算定式と計算上は何ら変わりございません。一番下だけはちょっと条件変わるかなと思います。

ただ、これから先川上がどのような状況で動くかわかりませんので、それを十分注視していかなければならないと思いますけれども、それによって現在試算をしている仮定、いわゆる条件と変わってくるようなことがあれば、当然この内容については、再度また先生方にもご審議していただかなければならないことになるかと思いますが、現時点では川上ダムが潰れたという話でもありませんし、流域委員会の先生方の提言は提言として、これは近畿地方整備局、国土交通省が受け止めていると。

ただ、私ども地元の要請というのも、十分ご理解いただいておりますので、そのうえで最終的な姿が現れてくるだろうと思っておりますので、初めから川上ダムがどうなるかということ的前提にした計画ではないと。私どもはもちろんあって、そこから水源が確保されて、川から水が取れて、きれいな水を関係する6市町村の皆さん方に供給できるように、これが21年には待ったきかないような今状態になっているという、こういう状況でございますので、私どもとしてもぜひ今の事業の進め方についてもご理解賜りたいと、このように思っております。

(委員)

今のお話を聞いておりますと、事業を引き続き推進をしていく選択肢というのは4つあると思うんですね。1つは、国がOKを出すということですね。1つは、住民等による社会的な合意が得られて、そしてダムの建設がOKになるという、2つ目。3つ目は、暫定水利権を確保すると。これはいつまで水を供給してもらえるのか、ちょっとわかりませんが、これが3つ目。4つ目は他の水源。もっと違う所の河川の水源。こういう4つの選択肢があって、これがOKということであれば、この事業の推進だと、こう思うんです。それ以外、私はこの事業は中止かなと、こう思うんですけども。

その判断が、県としてはどの程度で考えてみえるのか。過日の県議会でも質問が出て、国の方へ働きかけるとかということだったと思うんですが、一体いつまで待てばいいのか。どんどんどんどんと事業が、今14%くらいですか、推進しているようですが、どんどんどんどん推進をしていく。事業費が使われる。ある程度目安はどのようにお考えなのか、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

(委員長)

県か市町村か。県の方へ、今の進捗の見通し。どうぞ。

(事業整備分野総括M)

先ほどの選択肢が4つほどご提言ありました。私ども水道事業を所管しております厚生労働省がございますが、こちらにももちろん事前に説明をしているわけですが、事業そのものについては、もちろん国庫補助をいただかなければ、安く仕上げていきたいと思っておりますので、そういう努力をしていくという過程で、量の見直しも今回4万8,000トンから2万8,000トンまで縮小させていただいております。これは、精査をしたということでの評価になろうかと思えますし、少なくとも私どもが水道事業、用水供給事業を進めていく、それを所管する厚生労働省の立場としては、この推進についての了解といたしますが、ご理解いただいているところです。

ただ、ダムそのものが国土交通省ということに、主務省がそうっております。ただ、多目的ダムでございますので、治水・利水ということで、利水でいけば水道が入っておりますので、もちろんここには厚生労働省も入ることになりますので、そのあたりでの議論が国レベルでも当然されるのではないかなと、こう考えております。

事業の進め方でございますが、万が一ということで、私どもはとても恐ろしくて万が一なんて考えていないんですけれども、進め方については現在14%台の進捗でございますが、

先ほどもちょっと今年度の執行予定を棒グラフでも示させていただいておりますように、できる限り先送りをするものは先送りしていく。ただ、補助金の付き具合という非常にちょっと不安定なところというか、心配はあるんですが、先行的にどんどんやってしまって、それがどうにもならないような過大投資になってしまう、また間違った投資になってしまう、借金として残ってしまうと、こうならないようにしていかなければならないと思っております。

今、私どもの方で進めておりますのは、中心になるのがもちろん送水ルート of 工事を中心に進めておりますが、今年度たくさん金額が上がっておりますのが、一番金を使う浄水場の施設になります。これについては、もう少し先になるのかなと思っております。ただ、浄水場の設計をするには、この間大きく計画が見直されましたので、当然もう一度設計の見直しというのが必要になってまいりますので。この見直し作業というのは、工事を伴うものではありません、いろんな調査をするという意味でいけば。ただ、費用は使います。調査費ということで使いますけれども、工事ではないということです。

今年度と来年度に連続した、いわゆる継続を組んだ工事というの中にはございますけれども、もちろんその工事は進めていかなければならないと思っておりますが。来年度やろうとしている区間というのは、送水ルートにはなっておりますけれども、量が朴先生おっしゃったような大幅にまた今後変わるようであればこれは別なんですけれども、私ども工学的な計算のもとで過大投資にならないように。これまで執行してきたのは大きなパイプということになっておりますね。4万8,000トンベースで工事を進めてまいりました。量が落ちることによって、パイプラインは絞り込むことができます。ポンプで圧力をかけて送りますから、その辺の調整はできるということで。これも国の方にもお話をして、過大投資にならない、例えば補助金の無効な使い方になっていないということもご了解のもとで、計画をすべて見直ししてきております。

来年度の工事をどうするかということも踏まえて、少なくともこの委員会でご審議賜って、ご了解もらわなければこの工事が止まってしまいますと、補助金が止まります。補助金が止まってしまいますと、来年度、再来年度危なくなりますね。一旦、補助金が止まってしまうというのは、非常に再開に向けてはきついハードルがございます。今は継続ということで、厚生労働省もお認めいただいておりますから、その分の補助金でつなぎがどうしても必要になってこようかと思っております。そういう意味で私どもは、ダム of 動向というものも当然十分注視していかなければならないと思っておりますし、水需給についても常に精査をするといえますか、関係する市町村の皆さん方とも定期的にもいろいろお話し合いもさせていただいておりますけれども、それを見ながら精査をして、常に見直しをかけていくと。

私ども工場の執行の仕方の中身につきましても、コスト削減の対策ということで、幾つか事例を挙げさせていただいております。そういう見直しもさせていただいておりますけれども、何とか事業そのものについては現状でも進められると、あまりリスクを伴わないと判断しておりますので、そういうご理解をいただければと思います。

(県土整備部理事)

治水の面から申し上げますと、淀川水系の木津川というかたちになっておりまして、この淀川水系の治水計画の中では、上野市内に遊水地、言わば一時的に水を貯留する、平野

部に堤防つくって洪水時に水を貯める土地と、それから川上ダムはセットで治水の計画はできております。上野遊水地につきましては、かなり広大な土地を市民の皆さんから協力を得て、遊水地事業としてもう既に供用しているところもございます。

このダムがなくなると、木津川の上野治水計画がすべてぼしゃってしまうということになりますので、県としましては議会でも答弁しましたように、川上ダムは県の治水上必要なものだというかたちで答弁しております。これがだめになりますと、上野市から下流へ行きますと、岩倉峡という所がありまして、そこが1つのネック点になっておりますので、そこを開削しないことにはというかたちになってきて、今度はそれによって下流がまた流量が増えるという危険性が増してきます。

ということで、県としては治水上この川上ダムが必要だというかたちで、議会でも答弁しておりまして、推進してほしいということは国交省の方には申し入れております。ちょっとあわせて治水面から補足をさせていただきます。

(委員長)

ありがとうございました。多目的ダムの関係上、治水からご説明いただいたんですが、いかがですか、ご質問。

そうすると関連して、ダムの利水権者とかアロケというのは今一覧表出ます、費用振り分け。申し上げたいのは、この時勢ですので、もし下流が阪神地方に水利権者があれば、抜けた場合とか。三重県が負担する分が大きくなる可能性あるのかないのかということなんですが。

(整備・改革プロジェクトT)

本日、パワーポイントを資料準備しておりませんが、今の川上ダムの現状で申し上げますと、事業費が850億円というふうに言われております。

(委員長)

三重県分だけで結構です。いやいや、その中の、どうぞ。

(整備・改革プロジェクトT)

三重県分が15.7%というアロケになっております。

(委員長)

その他の水利権者、下流側。

(整備・改革プロジェクトT)

利水で申しますと、三重県が15.7%、奈良県が7.86%、西宮が5.53%。この追加分合わせまして、29.1%となっております。治水につきましては、70.6%という。

(委員長)

今は総容量に対してのパーセントですね、ダムの。

(整備・改革プロジェクトT)

はい、費用負担の割合です。

(委員長)

わかりました。奈良県、三重県、西宮市。はい、ありがとうございます。

(整備・改革プロジェクトTM)

ボリュームで申し上げますと、私ども三重県が毎秒0.6トン、それから奈良県が半分の0.3トン、西宮市が0.211トンです。合計1.11です。

(委員長)

それは動かないと考えてよろしいですね。

(整備・改革プロジェクトTM)

私ども、非公式の情報なんですけども、近畿、関西の方の新聞では、西宮市の動きは若干あるというような話を聞いております。私どもの地域と違うのは、工業用水、琵琶湖淀川水系の工業用水にダブつきがあるとかという話があったりして、それで振り替えができるのかなということもあるのかもしれませんが。西宮の動きはそういうようなことで、少しは新聞では情報として入っておりますけれども、それ以外は確実な情報は入っておりません。

(委員長)

ありがとうございました。いかがでしょうか、ほかにご意見、ご確認事項。よろしいでしょうか。それでは、一旦休憩を挟みまして、都市公園事業5件とただ今の水道事業1件について、委員会の意見を取りまとめたいと思います。再開時刻はどのくらいにいたしましょうか。

(公共事業総合政策分野総括M)

40分間くらいでどうでしょうかと思っています。40分いただくと、25分くらい。5時20分か25分。

(委員長)

では、5時25分で。

(公共事業総合政策分野総括M)

5時25分で。

(委員長)

はい、お願いします。

(休 憩)

(委員長)

大幅に過ぎまして、誠に申しわけございませんでした。今しがた 35 番、36 番、107 番、108 番、109 番の都市公園事業と 3 番の水道事業の意見書案を検討いたしましたので、私が読み上げます。なお、文章化された意見書につきましては、後ほど事務局に手交いたしましたので、後日、事務局より各委員に配付していただくこととなります。それでは、読み上げます。

意 見 書 (平成 15 年度第 7 回再評価審査)

三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

平成 15 年 12 月 15 日に開催した平成 15 年度第 3 回三重県公共事業評価審査委員会において、県より都市公園事業 5 箇所の審査依頼及び水道事業 1 箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、県、市及び町の担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意 見

各審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 都市公園事業〔県事業〕

35 番 北勢中央公園【再審査箇所】

36 番 大仏山公園【再審査箇所】

(2) 都市公園事業〔市町村事業〕

107 番 山崎運動公園〔熊野市〕【再審査箇所】

108 番 町民の森公園〔河芸町〕【再審査箇所】

109 番 安濃中央総合公園〔安濃町〕【再審査箇所】

35 番については昭和 58 年度に、36 番については昭和 55 年度に、107 番については昭和 54 年度に、108 番については昭和 55 年度に、109 番については昭和 57 年度にそれぞれ事業着手し、平成 10 年度に再評価対象事業として一度審査を経た事業であり、その後概ね 5 年を経過して継続中の事業である。平成 15 年 11 月 27 日に開催し

た第2回三重県公共事業評価審査委員会で審査を行った結果、35番については残事業計画の妥当性が認められなかった。また、35番も含めて、36番、107番、108番、109番については、費用対効果分析のうち、便益計算について、実態を反映しない原単位をもって計算するなど画一的にマニュアルを用いていたことから、事業効果の妥当性を客観的に判断できなかった。また、費用計算についても、事業採択当時から著しく事業費が増加しており、事業目的とそれに要する費用の考え方が不明確であった。

今回、第3回三重県公共事業評価審査委員会において、再審査を行った結果、事業継続を了承する。

ただし、次の意見を付すものである。

一、35番については、残事業計画について住民ニーズの把握や既存の施設との有効利用を考慮しコスト削減に努められたい。

一、36番については、早期完成に努められたい。

一、107番については、遊水機能への影響が懸念される当初の立地計画については遺憾であるが、今後は、このようなことのないよう的確な計画に努められたい。

一、108番、109番については、新市計画を踏まえ各公園間の役割分担を考え、一層のコスト削減に努めること。

一、公園事業全般について、住民の責任ある参画を促し適正な維持管理を図るとともに、運営のコスト削減に努めること。

(3) 水道事業

3番 伊賀水道用水供給事業

3番については、平成10年度に事業着手し、5年を経過して継続中の事業である。

審査を行った結果、水道事業の代替案について説明資料が不足しており、残事業計画の妥当性を判断できない。したがって、これを説明できる資料の提出を待って再審議とする。

(4) 総括意見

今後、公共事業を進めるにあたり、三重県公共事業評価審査委員会の審査を受けた後、その事業内容を大幅に変更する場合は、チェックできるような仕組みを構築されたい。

以上でございますが、委員の方々、よろしゅうございますか。それでは、当意見書をもちまして答申をいたします。

続きまして事項書の第5報告でございますが、これは「再評価で中止となりました林道国見能見坂線の一部に係る新規事業の計画」ということですが、事務局にお尋ねしますが、この報告は委員会の審議対象でしょうか、それともそうでないのでしょうか。

(公共事業総合政策分野総括M)

条例で規定されております評価委員会の所掌事務におきましては、審議対象ではござい

ません。この林道国見能見坂線は平成 13 年度にご審議をいただきました。その結果、中止の答申を受けました。その後、公共事業総合推進本部で検討しました結果、県として中止を決定させていただいた事業でございます。

このとき、委員からいただいたご意見には、ただし書きが付されておりまして、この事業執行担当部であります環境部の方におきまして、この一年あまり、このただし書きの条件をクリアできるよう努力してまいりました。その結果、再開したいとの環境部の考え方がございまして、事務局といたしましても、このような経緯から道義的に委員会を通じて県民の皆さんに説明すべきではないかと、そういう考えもございましたので、今回、今日この経緯を報告させていただくことにしたものでございます。

(委員長)

はい、わかりました。頂戴しました議事次第には「林道国見能見坂線の一部に係る新規事業計画」となっていますが、いただきました報告書の資料、表紙です。「林道国見能見坂線の実施について」となっていますけれども、一部に係る新規事業計画と実施とはどのように違うんでしょうか。

(公共事業総合政策分野総括M)

それも含めまして、ただ今から行います報告の中で説明させていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(委員長)

いかがですか、今のご説明。はい。それではよろしく願いいたします。

(環境共生分野総括M)

環境部環境共生分野総括マネージャーの田邊でございます。よろしく願いします。県営林道国見能見坂線は、平成 13 年度の委員会において、南島町の森林整備計画が不完全で、地元合意形成に不備が認められるとのご指摘があり、現計画をこのまま継続することは認められないとの答申があり、事業を中止しておりました。

本日は、県営林道国見能見坂線を再開するにあたり、委員会での指摘事項について、これまでの取り組み状況をご報告させていただきます。それでは、森マネージャーから説明させていただきますので、お聞きください。よろしく願いします。

(森林保全TM)

環境部森林保全チームマネージャーの森でございます。どうぞよろしく願いします。座って失礼をいたします。委員の先生方におかれましては、大変お疲れのところ申しわけございません。よろしく願いします。それからまた、新しく委員になられました先生方も見えまして、現場の位置関係を少し説明させていただきます。

前のスクリーンをご覧いただきたいんですけども、右上の方から下の方に延びております道は、県道伊勢南島線でございます。今回の林道の起点は、能見坂峠を少し越えた南島側に入った所から西側に、今赤い破線で示しておりますけれども、ほとんど等高線に沿

ったかたちで計画をしております。途中、県道南島大宮大台線を経まして、またさらに西に向かいます。終点は、林道大紀南島線までということになっておりまして、南島町と大宮町の2町にまたがる総延長22.4kmの林道でございます。

それでは、お手元の1ページの資料をご覧くださいと思いますが、皆様方の厚い資料の一番後ろに資料が付いておろうかと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。1ページA3の資料でございます。13年度の公共事業再評価委員会におきまして、委員の皆様方からいただいた意見が一番上に書いてございます。読ませていただきます。

「南島町における森林整備の緊急性・必要性は十分にあり、そのための林道の設置についても理解できる。しかし、現在の林道開設については、林道計画の基礎となる南島町の森林整備計画は当初から不完全であり、地元合意形成にも不備が認められ、県代行事業として県が継続する根拠を認めがたい。このため、現計画をこのままの形で継続する対応方針案については現段階では認められない。ただし、来年度以降に南島町が的確な地元説明の上に責任ある森林整備計画を作成し、それに伴って林道開設計画が策定されることを否定するものではない」という答申をいただきました。

その後、県ではこれを受けまして、事業を中止いたしました。13年度の事業中止以降、概ね2年になりますけれども、南島町と県では課題解決に向けさまざまな取組を行ってまいりました。以下、説明いたします取組状況の結果から、県としましては、ただし書き要件は満たされたものと判断いたしております。それでは、ただ今と同じ資料の再評価委員会の課題整理という所をご覧くださいと思います。指摘事項、ただし書き要件、項目、取組状況他ということになっております。

まず、1番目でございますが、南島町の森林整備計画の件でございます。南島町の森林整備計画と申しますのは、町の森林をどのように管理していくのか、造林から保育管理、伐採、また林道整備等の内容を網羅した計画でございます。これにつきまして、ご指摘がございましたんですけども、森林法に基づきまして市町村単位で市町村長が作成することになっておりますが、従前の南島町の森林整備計画書はご指摘のとおり一部不完全な部分もありましたが、変更計画は平成14年2月13日に公告、2月14日から3月15日の縦覧の後、同年3月29日に県の方の承認を経まして、14年4月に策定をされております。

今のページの2ページからその計画書の中身を抜粋するようなかたちで6ページまで整理をさせていただいておりますが、2ページをご覧くださいますと、左側が前回の再評価委員会でお示しさせていただいた森林整備計画でございます。右側が変更後の計画になっておりまして、赤とか青で少し項目ごとといたしますが、区分ごとに整理をさせていただきました。森林整備の促進については、赤書きで追加するようなかたちになっております。また、天然林の部分につきましては、青です。それから、ちょっと見にくいんですけども、林道につきましてはオレンジ色で整理をさせていただいて、森林パトロールは緑というかたちで、以上のように整理をさせていただきました。

この変更策定された南島町の森林整備計画は、南島町の独自性も見られ、広葉樹に対する森林整備の位置づけも明確になっているなど、適正な内容であると判断いたしております。

南島町の森林整備計画の地元への説明につきましては、南島町の18区で変更内容や森林

整備の必要について、説明会を各地区2回程度開催をいたしました。その開催の実施状況につきましては、先ほどの計画の次のページの7ページに整理をさせていただいておりますが、ここで各地区ごとに何年何月に開催して、地元の出席者の人数も確認をしていただけるというふうに思っております。

2回程度開催をいたしまして、住民の皆様方に説明をし、理解をしていただくこととしました。さらに森林整備計画の周知を図るために、南島町の広報を平成14年3月号に掲載をさせていただきまして、周知を図りました。例えばの例でございますけれども、その計画の中で特色あるといえますか、独自性の部分がありますが、住民参加による森づくりを推進するため、森林ボランティアの育成・啓発や森林づくりのイベントを行うというようなことを記載しておりますけれども、具体的に平成14年3月24日には森林見学会を開催されておりますし、15年3月23日は森林整備を考え、森林作業体験を行う「南島山学隊」というような行事も開催されておまして、森林への関心を高め、森林整備に対する理解の促進を図る活動にも、積極的に町において取り組んでみえるところでございます。

それから、もう一度すいません、1ページに戻っていただきまして、2点目の地元合意形成の不備というようなことで、的確な地元説明というところでございます。この点につきましては、平成15年5月15日に国見能見坂線の整備方針について、南島町から林道関係6区長に説明を行いました。先ほどの7ページの一番右側に開催状況を記載しておりますので、あわせてご覧いただけたらと思います。

また、15年6月17日には、大宮町から大宮町関係区長に説明をさせていただいたというところでございます。あと、平成15年6月18日に大宮・南島の両長から国見能見坂線の実施要望書が提出されております。また、南島町の議会におきましても、平成15年6月16日に全員協議会で南島町長が国見能見坂線の早期実現を図るため、一部区間の事業要望を県に行く旨報告を行い、改めて平成15年9月29日にも同じく全員協議会の場で、南島町長が国見能見坂線の整備方針について説明を行いました。議員の皆様方からは特に反対意見もなく、異議はなかったというふうに聞いております。

さらに、本年の9月には、国見能見坂線の南島町の関係6区において、地区ごとに説明会を開催しまして、南島町の職員の方、県民局の職員が能見坂線の実施方針について、地元住民の方々に説明をさせていただいたところでございます。その中で一番下に整理しておりますけれども、いろんな意見を地元からいただいております。住民の皆様方からは、数多くの推進の意見をいただいておりますけれども、また多くの実施要望をいただいておりますけれども、林道建設による問題を指摘する声もありました。

大きくは3つございまして、まず、ごみの不法投棄とそれに伴う水質汚染の関係でございまして、それから、工事等におきます汚濁水。それから、環境破壊の問題の3点に区分されております。

まず、ごみ等の不法投棄に対する対応でございますけれども、林道開設中につきましては、事業主体であります県が市町村と連携を図りまして、監視を徹底するとともに、完成後は林道の管理主体であります南島町また大宮町が、パトロールにより不法投棄を監視するとともに、投棄ごみ対策については、町が責任をもって対応することを確認いたしております。

水質汚染の危惧につきましては、町が行っております水道水源の水質検査を強化するこ

ととしています。また、工事等によります水系への影響につきましては、林道の排水施設を設置するとともに、工事中の土砂の流出については、木柵等必要な対策を講じます。また、法面の早期緑化を図るとともに、路面舗装を行いまして、路面浸食による汚濁を防止することといたします。

環境破壊の問題についてでありますけれども、林道整備にあたっては、林道規程で許される最大限の幅員の減少によりまして、当初計画は5 mでありましたけれども、幅員を3.5 mまで縮めまして、切取などによります地形の改変を最小限に抑えるとともに、法面については在来種を導入しながら早期緑化を図ります。

簡単ではございますが、以上で報告を終わらせていただきますが、今後、林道国見能見坂線の整備を進めていきたいというふうに考えております。なお、今後の実施方針でございますが、スクリーンをもう一度ご覧いただきたいと思っておりますけれども、黒く塗った部分がございます。これは既に工事が一部完成しております所と、まだ道の姿はできておるんですけれども、法面の工事が未完成の部分、また未舗装の部分が残っております。そういったかたちで事業が中止になっております。

一般利用が可能な区間や法面緑化工や舗装の未完成の区間を多く残しておりますので、まず災害の発生回避を図りますとともに、これまでの投資効果の発現を図る観点から、これらの区間の早期実施を図っていきたいというふうに考えております。また、国見能見坂線の残り区間、右の方になりますけれども、そこにつきましては、予算の確保を図りながら、早期の実現を目指したいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長)

いただいた資料と事項書のタイトルが違うんですけど、これはどう考えればよろしいでしょうか。

(森林保全TM)

ただし書き要件の報告というかたちにしておりまして、今日お示しさせていただいた資料で、訂正といいますか、でよろしくお願ひしたいと。今日の資料におきまして、再評価で中止となった林道国見能見坂線の実施についてということで、前回お出ししてありました項目から、そのように変えていただきたいというふうに思っております。申しわけございません。

(委員長)

一部ではないということと理解していいんですか。

(森林保全TM)

前回の委員会におきましては、全体が中止というようなかたちでさせていただいておりますので。今回は一応全体というかたちで報告をさせていただいております。工事の実施につきましては、予算の関係等もございまして、先ほど黒の所を示させていただいた部分から始めさせていただきたいということでございまして。ちょっとややこしい関係にな

っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

(委員長)

では、事務局どうぞ。

(公共事業総合政策分野総括M)

今、ご報告させていただきましたことにつきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(委員長)

特にございませんか。よろしいでしょうか。はい。今の報告されましたことは、この委員会を通じて県民に周知されたことと思います、公開でございますので。これからも常に県民への説明に努めていただいて、県民から理解される事業の計画や実施に努めていただきたいと思います。以上です。

(森林保全TM)

ありがとうございました。

(公共事業総合政策分野総括M)

委員長、貴重なお時間を頂戴いたしまして、どうもありがとうございました。それでは、議事次第6の「その他」へ移らせていただきたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

(委員長)

はい、「その他」6へお願ひいたします。

(公共事業政策TM)

それでは、連絡事項を報告させていただきます。次回の委員会ですが1月21日水曜日午前10時から、場所は初めての所ですが、三重県建設技術センター鳥居支所という所で開催します。また、場所等については、案内をさせていただきます。

ご審議をお願ひする事業ですが、本日、再審議となりました2件ございます。この案件について、まず審議をお願ひしたいと。その後、森林整備事業、林道関係が4件、下水道事業、市町村事業ですが、これが1件。それと、本年度初めてとなります事後評価のご審議をお願ひしたいと思っております。事後評価をお願ひする事業は、海岸事業1件、地すべり対策事業1件、かんがい排水事業1件の計3件でございます。よろしくお願ひします。

また、委員の皆様には大変恐縮でございますが、お疲れのところ申しわけございません。委員会終了後、再度控え室の方へ集まっていたら、今後の日程調整等させていただきますと思ひます。よろしくお願ひします。

(委員長)

事務局、いつもながら準備万端ありがとうございます。それでは、本日の審議はこれで終了いたします。

(公共事業総合政策分野総括M)

どうもありがとうございました。これをもちまして、平成 15 年度第 3 回三重県公共事業評価審査委員会を終了させていただきます。委員の皆様方には、朝早くから遅くまで長時間にわたりまして、どうも本当にありがとうございました。これで終わらせていただきます。